

第2次古河市総合計画

第Ⅱ期基本計画

2020～2023



古河市
KOGA CITY

まちに活力、人に安心、魅力あふれる都市づくり

はじめに

本市は、平成17年9月12日に、古河市、総和町、三和町の1市2町の合併による新たな「古河市」が誕生してから、15周年という節目の年を迎えます。この間、新しい古河市の方向性と基礎を築くために策定された「新市建設計画」やその理念を発展的に引き継いだ「古河市総合計画」に基づき、様々な取組を進めてきたところです。

現在、本市は少子高齢化による人口減少の進行などの大きな課題に直面しています。こうした課題や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化など、新たな時代に対応するため、このたび、平成27年度に策定した第2次古河市総合計画基本構想における施策の枠組みを踏まえた上で、第Ⅰ期基本計画を引き継ぐ、第Ⅱ期基本計画を策定いたしました。

また、本計画の策定にあたっては、新たな時代における行政経営の指針となる計画とするため、「古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含し、国連で採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の考え方も取り入れて策定しております。

今後は、古河市の未来のめざすまちの姿である「華のある都市古河」を実現するため、本計画の市政宣言として「まちに活力、人に安心、魅力あふれる都市づくり」を掲げ、発展的かつ持続可能な施策を着実に実施してまいります。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、市民アンケートやまちづくり市民会議において貴重なご意見やご提案をくださいました多くの市民の皆さま、そして、熱心にご審議くださいました総合計画審議会の委員の皆さまに対しまして、心から感謝申し上げます。

令和2年3月



古河市長 針 谷 力

第2次古河市総合計画 第Ⅱ期基本計画

目次

序章・・ 1

- 1章 第2次古河市総合計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2章 第Ⅱ期基本計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3章 古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略について・・・・・・・・・・4
- 4章 SDGs(持続可能な開発目標)について・・・・・・・・・・・・・・・・11

基本構想の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- 1章 未来の“めざすまち”の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2章 未来の“めざすまち”の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3章 分野別未来の“めざすまち”の基本方向(施策の大綱)・・・・・・・・20
- 4章 構想推進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第Ⅱ期基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

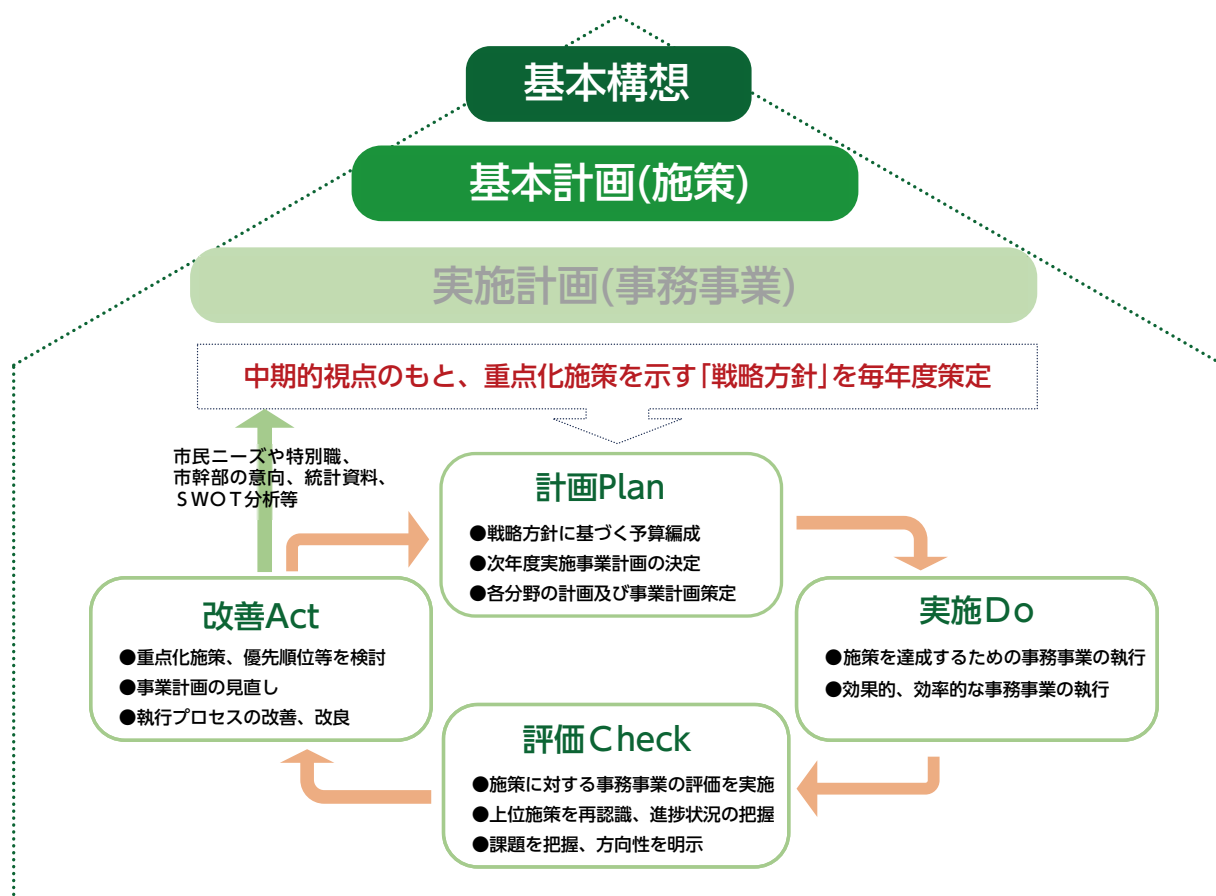
- 古河市における計画等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 1【市民協働】地域のみんなで古河をつくる・・・・・・・・・・29
- 2【健康福祉】互いに支え合う古河をつくる・・・・・・・・・・41
- 3【教育文化】人が育ち文化の息づく古河をつくる・・・・・・・・59
- 4【産業労働】活力と賑わいのある古河をつくる・・・・・・・・75
- 5【生活環境】安全で快適な古河をつくる・・・・・・・・・・91
- 6【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河をつくる・・・・・・・・117
- 7【行財政】古河づくりを支える行政経営・・・・・・・・・・131

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143

- 計画策定までの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・144
- 市民参画・職員参画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・145
- 総合計画審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・147
- 庁内策定組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
- 成果指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・153
- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・162

序 章

- 古河市における最上位計画として、長期的なビジョンを示すとともに、厳しさを増す財政状況などを背景として、経営資源（人・モノ・財源）を有効に活用できるよう、行財政マネジメントの基幹となる計画として、この「第2次古河市総合計画」を位置づけます。
- そのため、この「第2次古河市総合計画」では、古河市にふさわしい独自性の高い施策とともに、施策の達成状況を確認するための成果指標を設定することにより、評価と改善などがしやすい計画とします。
- さらには、計画から予算編成、施策・事業などの推進と評価、改善までが一体となったPDCA マネジメントサイクルをより実効的なものとするため、予算編成や事業評価に連動することを見据えた計画とします。
- 「第2次古河市総合計画」は、内部マネジメントでの運用も想定していることから、行政分野全般を網羅した計画を策定する必要があります。策定後の運用においては、戦略方針に基づく重点化施策を示し、実施計画と連動させることで、より実効性を高めます。



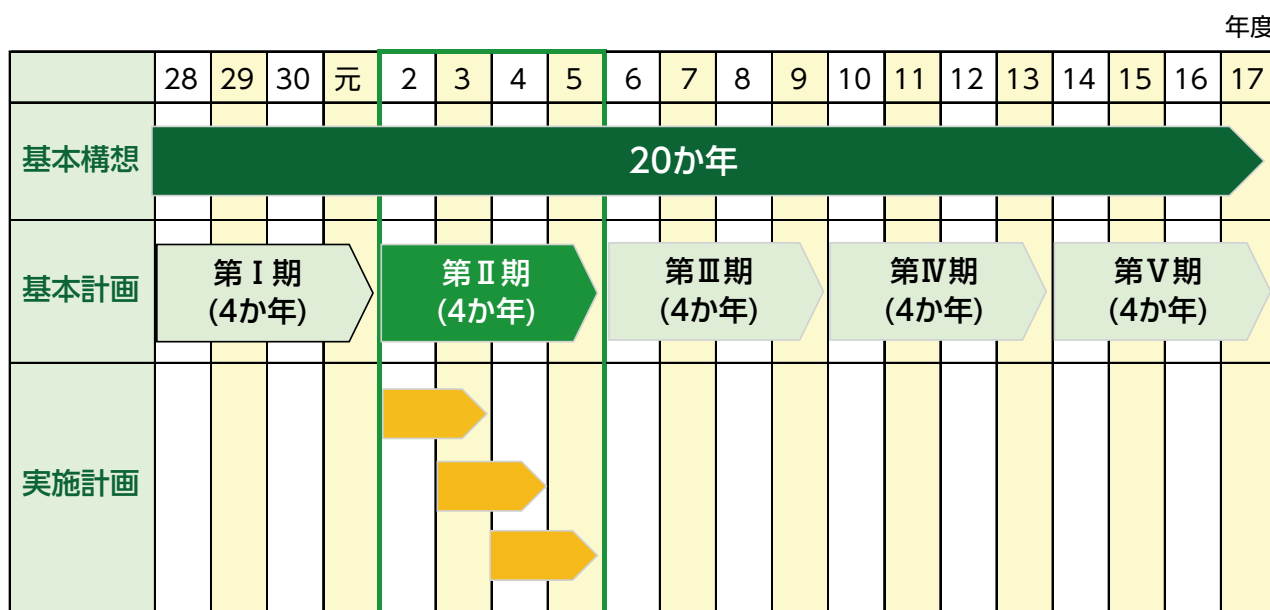
2章 第Ⅱ期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 第2次古河市総合計画は、古河市自治基本条例（平成21年9月9日条例第32号）第20条の規定に基づき、「総合的かつ計画的な市政運営を図るため」策定するものです。
- 基本計画は、基本構想に掲げた未来の“めざすまち”を実現するための手段として、各期に市政宣言を掲げ、分野ごとに中期的な施策の方向性を定めるものです。
- 「古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げている取組の検証を総合計画の進捗管理としてのPDCAサイクルに組み込むために、総合戦略を取り込み策定するものです。
- 新たな時代における行政経営の指針となる計画とするため、2015年に国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」を取り入れ策定するものです。
- 第3次古河市行政改革大綱の計画期間終了に伴い、行政改革に関する取組を「7章 行財政」に取り込み策定するものです。

2 構成と期間

- 第2次古河市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の三層により構成しています。
- 基本計画は、基本構想の計画期間（20年間）に4年ずつ5期にわたって策定するものとし、第Ⅱ期基本計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和5（2023）年度を目標年度とします。



総合計画の構成と期間

古河市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン (2019年改訂版)

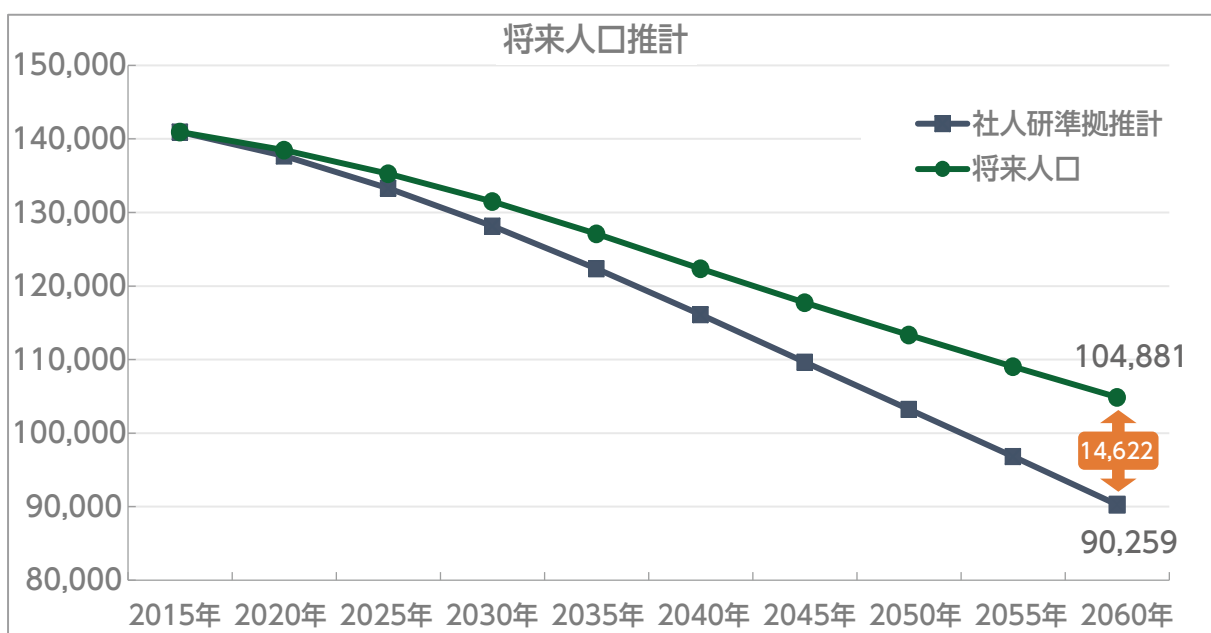
わが国では人口減少・少子高齢化が進行しつつありますが、本市も例外ではなく、概ね2000年をピークに人口減少局面に突入しています。

人口動向を分析すると、人口減少の要因の1つとして、若者層を中心として、古河市から東京などへの人口流出が多いことが考えられます。高校・大学を卒業する年代にあたる若者層が、男女共に大幅な転出超過となっており、特に女性にその傾向が顕著です。このことは、結婚・出産適齢期の女性が減少していることを意味し、出生率の低下と相まって、出生者数がさらに減少するという、人口減少のスパイラルが発生しています。

もう1つの人口減少要因として、出生者数が死亡者数を下回る自然減の影響が考えられます。結婚・出産適齢期の女性が減少し、出生率の低下と相まって出生者数がさらに減少しており、その結果、亡くなる方の数に産まれる子どもの数が及ばず、人口減少を招いています。出生率の低下は、該当する年代の女性の結婚・出産や、子育て・就労環境にその要因があるものと思われる。

本市においては国を上回る速度で人口減少が進むと予測されており、2040年には約11万人、2060年には約9万人まで減少すると推計されています。現在の状況が今後も続いた場合には、働き手の減少による地域経済の衰退と、市民の暮らしを支える地域社会などの崩壊を招くなど、地域経済・市民生活に甚大な影響を与えることが予想されます。

人口減少社会においては、減少傾向に歯止めをかけるための取組とともに、減少した状態に対応するための取組が求められています。これらの取組を推進することにより、居住・生活・就労を巡る環境を改善し、人口の流出を抑制するとともに、結婚・出産・子育てを巡る環境を改善し、出生率の向上を目指します。



古河市の将来人口の推計

古河市まち・ひと・しごと創生 総合戦略

基本方針

「古河市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン（2019年改訂版）」にもあるとおり、本市の人口減少の要因は、①若年層の東京圏への流出、②結婚・出産適齢期の女性の減少、③低い出生率が引き起こす出生者数の減少にあるといえます。これらの課題解消に取り組むことにより、本市の人口減少を抑制し、将来的に持続可能な地域を実現していくため、国総合戦略に掲げられている第2期における施策の方向性を踏まえ、次の4つの基本目標と2つの横断的な目標の達成に向けた施策を進めます。

【基本目標1】	地域の特性を活かしたしごとづくりで安定した雇用を創出する	【横断的な目標1】 地域を担う人材の活躍を推進する 【横断的な目標2】 新しい時代の流れを力にする 政策目標1 未来技術を活用した* Society 5.0の推進 政策目標2 多様な主体と連携したローカルレベルのSDGsの実現 政策目標1 地域を担う人材の活躍を推進する 政策目標2 地域を担う人材の活躍を推進する 政策目標3 誰もが活躍する地域社会の推進
政策目標1	新たな起業・創業と企業立地の促進	
政策目標2	安定した雇用の確保と働きやすい環境づくり	
政策目標3	地域の特性を活かした産業力の強化	
【基本目標2】	移住と定住を促し、新しい人の流れを創出する	
政策目標1	「住んでみたい」移住を促す取組の推進	
政策目標2	「住み続けたい」定住を促す取組の推進	
政策目標3	地域産業の魅力を活かした”呼び込む力”の強化	
【基本目標3】	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、未来を創生する	
政策目標1	切れ目ない子育て支援の推進	
政策目標2	子どもが健やかに育つ環境づくり	
政策目標3	安心して子育てできる医療体制と家庭づくり	
【基本目標4】	地域と地域が連携し、安心な暮らしを守り、将来を見据えたまちを創生する	
政策目標1	都市基盤の整備と人口減少に対応したまちづくり	
政策目標2	災害に強いまちづくりの推進	
政策目標3	地域と地域の連携による圏域づくり	

目指すべき施策効果

- ・ 転出超過が解消し、転入と転出のバランスが取れている状態 移動率 = 0
- ・ 合計特殊出生率が2040年に1.82（市民意識調査による希望出生率）、2060年に2.07（人口置換水準：人口を長期的に一定に保てる水準）まで上昇

* 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、IOTやロボット技術を活用した新たな社会を指す。我が国が目指すべき未来社会の姿として「誰もが快適で活気に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会」と位置づけられている。

基本目標 1

地域の特性を活かしたしごとづくりで安定した雇用を創出する

① 新たな起業・創業と企業立地の促進

地域に新たなビジネスや雇用を創出し地域経済の活性化につなげるために、地域の若者・女性などが起業しやすい環境を整備し、創業環境の充実や創業者への支援を強化していく必要があります。

また、本市の若い世代の東京圏への流出を抑制するためには、本市での安定した良質な雇用の確保が必要であり、そのためには東京に集中している本社機能等の一部移転や企業の採用枠拡大に向け、官民協働での取組を推進する必要があります。

さらに、新産業用地の整備促進や交通利便性等の優位性を活かし、さらなる企業誘致の促進や地域中核企業の支援を検討し、地域経済の活性化を図ります。

② 安定した雇用の確保と働きやすい環境づくり

地域の活力向上のため、地域の若者の就職・育成を促進する若者雇用対策や正社員化など雇用の確保により、若者・女性等の多様な人材の就業を促進し、本市の従業者数を増加させる必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進することで仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てや介護に関する環境を改善することが必要です。

③ 地域の特性を活かした産業力の強化

本市の雇用の多くを支える商工業において、雇用の質と量を確保するため、商工業の振興を図るとともに、経済的支援を行う必要があります。商工団体と連携し、経営基盤の充実支援を進め、活性化や生産性の向上を図ります。

農林業においては、従事者の高齢化が深刻であり、担い手の確保や「儲かる農業」づくりの推進が必要です。

さらに、物産や農産物については、市の PR とあわせてふるさと納税や 6 次産業化等による販路拡大に取り組んでいく必要があります。

基本目標 2

移住と定住を促し、新しい人の流れを創出する

① 「住んでみたい」 移住を促す取組の推進

本市が、移住先として選ばれるために、市内民間事業者や県、県内自治体と連携した働く場の確保や就労支援への取組の推進が必要です。また、新たに整備した工業団地等で働く従業者も含め、雇用と従業者の移住を連動させながら取組を推進する必要があります。

また、情報化の進展した社会において、住んでみたいと感じてもらえるよう、様々な手法でシティプロモーションすることで、市外への情報発信を充実し、さらなる定住促進を図ります。

② 「住み続けたい」 定住を促す取組の推進

名崎工業団地の本格稼働が開始し、さらに新たな産業用地である仁連工業団地の整備が進む中、関連企業等の従業員を取りこぼすことなく受け入れられるよう、良好な住環境の整備を行う必要があります。

また、本市のアンケート調査によると、市民の日常生活の足であるバス等公共交通機関の利便性の向上が急務であります。課題の解消とあわせ、長所を最大限に活かすことで、本市からの流出を抑制することも必要です。

③ 地域産業の魅力を活かした“呼び込む力”の強化

本市の日中の滞在人口と国勢調査人口の比較から、平日は市外から所得等の流入がありますが、休日は市外に資金が流出していることがわかります。このような状況の中で、域内での消費を伸ばすほか、既存の地域産業の魅力を活かした、定住促進（市外からの流入促進と市内からの流出抑制）が必要です。

また、夜間よりも日中に滞在人口が多い自治体は近隣の中心的な市とされ、近隣を牽引する都市になりうるため、昼間人口の増加に向け、企業誘致だけでなく、様々な分野での魅力向上が必要です。

基本目標3

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、未来を創生する

① 切れ目ない子育て支援の推進

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要です。

若い世代が希望通りに結婚し、子どもを持てるような年収水準を確保する安定した雇用の確保や経済支援とあわせて、産休中の負担の軽減や産後ケアの充実をはじめ、結婚、妊娠・出産、子育てまでの連携した情報の提供や支援体制の構築が必要です。

② 子どもが健やかに育つ環境づくり

人口減少に歯止めをかけるためには、子育て支援を行うことで、産みやすく・育てやすい良好な子育て環境をつくる必要があります。

幼児教育、保育、地域の子育て支援の「量的拡充」として、子育て支援に関する拠点施設の計画的な整備や事業量の拡充を行い、待機児童を解消するとともに「質の向上」として、質の高い保育人材の確保、小規模保育の体制強化や病後児保育等を推進し、多様化する保育ニーズに対応する必要があります。

また、地域全体での子育て環境の充実に取り組む必要があります。

③ 安心して子育てできる医療体制と家庭づくり

安心して子育てできる環境の一つとして、医療体制が挙げられます。

医療体制の充実には、本市のみで対応するのではなく、近隣市町や関係機関と連携を図り、出産・子育て期にかかる広域医療体制の充実を図ることが必要です。

また、家庭においても安心して子育てできる環境づくりが求められています。男性の家事・育児に対する意識は高まっているが、女性の活躍の推進や働き方の改革をするとともに、男性の家事・育児等への主体的な参加を促進していく必要があります。

基本目標 4

地域と地域が連携し、安心な暮らしを守り、将来を見据えたまちを創生する

① 都市基盤の整備と人口減少に対応したまちづくり

人口減少を抑制するための積極的な戦略と人口減少に対応したまちづくりを行う調整戦略が必要となります。そのため、都市のコンパクト化と官民が一体となった公共交通網の再構築を行い、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる快適な生活環境の実現が必要となります。

また、インフラの老朽化対策として、古河市公共施設等総合管理基本方針に掲げる「行政改革」「量の改革」「質の改革」を推進し、民間のノウハウの活用や真に必要なストックを賢くマネジメントすることが必要です。

さらに、公共施設だけでなく、世帯数の減少にともない空家が増加してきており、発生の未然防止や空家の解消を進める必要があります。

② 災害に強いまちづくりの推進

近年、毎年のように発生する豪雨災害や東日本大震災などを教訓とし、利根川・渡良瀬川という大河川に面していることも踏まえて、市民・事業者・行政などの連携のもとに地域における防災力の強化を図り、災害に強い防災施設や設備を充実させる必要があります。

さらに、市民アンケートによると住み続けたい理由の最上位が「災害が少ないから（44.9%）」となっており、災害に強いまちづくりを現在の市民のためだけでなく、未来の古河市の魅力をアピールしていくための要素としても活用する必要があります。

③ 地域と地域の連携による圏域づくり

人口の流出に続き、地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が地方において課題となっており、地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏を形成するため、地域連携を推進することが課題となっています。

人口5万人程度以上の市を中心として市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させる定住自立圏の取組も進んできており、本市においても近隣市町と連携し、分野横断的な圏域づくりを進める必要があります。

【横断的な目標 1】 地域を担う人材の活躍を推進する

1 地域の担い手の活躍による地域づくり

多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、地方自治体だけでなく、地域、NPO、市民など一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できる環境づくりが重要です。

また、地域への愛着感の醸成、災害対応力の強化のためにも、地域で暮らす人々が中心となって形成される地域コミュニティの維持・強化が必要です。

2 誰もが活躍する地域社会の推進

年齢や国籍、障がいの有無を問わず、誰もがつながりを持って支え合える地域づくりを推進するとともに、その能力を活かして社会参加できる新しい働き方を支援するなど、誰もが居場所と役割を持てる地域づくりが必要です。

【横断的な目標 2】 新しい時代の流れを力にする

1 未来技術を活用した Society5.0 の推進

情報通信技術などの未来技術は、距離と時間の制約を克服する点や、人の能力・活動を拡張・効率化・代替する点に主な特徴があり、人口減少や少子高齢化をもたらす社会課題を解決・改善するための重要な鍵となります。このように未来技術は、単に直面する課題に対処するだけでなく、モノやサービスの生産性・利便性を飛躍的に高めるとともに、新しいサービスを生み出し、新たな雇用を創出するなど産業や生活などの質を高める力があり、社会・経済の両面から地域を魅力的なものとし、人を呼び起爆剤となりうるものです。

未来技術の実装に向け、情報通信基盤やデータ活用基盤整備・公開などの環境整備を積極的に進めるとともに、様々な分野において有効に活用し課題解決や地域の魅力を高める取組や AI やビッグデータ等を活用し、地域の抱える課題を分野横断的に解決する取組を進める必要があります。

2 多様な主体と連携したローカルレベルの SDGs の実現

SDGs は「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して広範な課題に統合的に取り組むものであり、17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。SDGs を踏まえた地方創生を推進することで、取組をより一層充実させることができます。人口減少等の社会構造の変化の中で顕著化している地域課題について、産学官金など多様なステークホルダーと地方自治体が連携し、地域課題の解決を図る官民連携による地方創生 SDGs を推進し、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

<基本目標及び横断的な目標の達成に向けた指標及び施策>

以上の 4 つの基本目標と 2 つの横断的な目標の達成に向けた指標及び施策については、第Ⅱ期基本計画に掲げている指標及び施策において示すこととし、関連する指標及び施策に「戦略」と表示しています。

<総合戦略の運用について>

本総合戦略については、社会的環境の変化等に応じ、適宜見直しを行うものとします。

4章 SDGs (持続可能な開発目標) について

SDGs (エスディージーズ：持続可能な開発目標) とは、2001年に国連で策定されたMDGs (ミレニアム開発目標)* の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。SDGsは、従来の目標よりも更に広い視点で環境、経済、社会に関する17のゴール(下記アイコン参照)と169のターゲットで構成されています。その達成に先進国と発展途上国の区別はなく、また取組の主体は、国際機関や政府のみならず企業や地域、市民などあらゆるレベルで人々が取り組むことを期待されています。

我が国においても、内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が2016年の5月に設置されたことをはじめ、全国各地で企業や自治体による取組が進められています。多様な目標から構成されるSDGsという新たな視点で、各地域の課題を見直し、地域づくりに取り組むことは、まさしく古河市の持続可能な発展を促すものと考えられます。

本市の最上位計画である総合計画における施策の取組は、SDGsの趣旨と合致しているものと考えられます。そこで、本計画では総合計画の推進をSDGsの達成に向けた取組と捉えることで、SDGsのゴールを総合計画の各政策レベルで関連付けて示すこととしました。本市は、世界や我が国での活発な動きの中で立ち遅れることなく、市民、行政、企業が連携しながら、世界を意識した視点で地域の持続的な発展を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGsの目標を示した17のアイコンとシンボルマーク

* SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS：サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ (持続可能な開発目標)

* 2000年9月に採択された国連ミレニアム宣言を基につくられた目標。極度の貧困と飢餓の撲滅など8つの目標を掲げており、達成期限である2015年までに一定の成果があがっている。

序章

基本構想の概要

第Ⅱ期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

第Ⅱ期基本計画の各政策におけるSDGsの17の目標一覧

章	政策	SDGsにおける17の目標			
		貧困	飢餓	保健	教育
					
1 【市民協働】 地域のみinnで古河をつくる	1 市民参加と協働のまちづくりの推進				
	2 元気なコミュニティの形成				
	3 男女が尊重し合いともに輝く男女共同参画社会の実現				●
	4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚				
	5 国際交流と地域間交流の推進				●
2 【健康福祉】 互いに支え合う古河をつくる	1 互いに支え合う地域福祉の推進	●		●	
	2 いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			●	
	3 地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実			●	
	4 自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実	●			
	5 生涯にわたる健康づくりの推進			●	●
	6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実			●	
	7 社会保障の充実	●		●	
	8 安心して産み育てられる子育て支援の充実			●	●
3 【教育文化】 人が育ち文化の息づく古河をつくる	1 市民のニーズに合った生涯学習の充実				●
	2 生きる力を育む学校教育の充実				●
	3 安心して学べる教育環境の充実			●	●
	4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実		●		●
	5 未来を担う青少年の健全育成				●
	6 市民が親しめる生涯スポーツの推進			●	●
	7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興				●
4 【産業労働】 活力と賑わいのある古河をつくる	1 消費者ニーズに対応した商業の振興				
	2 地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致				
	3 安定的に農畜産物を供給する農業の振興		●		
	4 地域ブランドの創造による観光の振興				
	5 雇用の確保と労働環境の充実				
	6 安心できる消費生活の確保				
	7 意欲を活かす創業の促進				

ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水と衛生 を確保しよう	7 エネルギーを 持続可能に 利用しよう	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と雇用革新 を加速させよう	10 人や国との平等 を促進しよう	11 持続可能な都市 と人間を つくり出そう	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を増やそう	15 陸の豊かさを 守ろう	16 平和と正義を 守り、包摂的な 社会を	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
											●	●
						●					●	●
●			●		●							●
					●						●	
●			●		●							●
											●	
			●									
			●								●	
					●						●	
●												
						●						
			●	●		●	●					
			●	●		●	●	●				
			●			●	●					
			●			●	●					
			●			●	●					
			●				●					
					●		●					
			●	●								

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

章	政策	貧 困	飢 餓	保 健	教 育
					
5 【生活環境】 安全で快適な古河をつくる	1 安定した水供給のための上水道の整備				
	2 快適な暮らしを支える下水の整備				
	3 安全・安心に暮らせる住環境づくり				
	4 多様な自然環境の保全と継承				
	5 公害の防止			●	
	6 環境美化の推進				
	7 ごみの適正な処理と資源循環の推進				
	8 人と自然にやさしい都市づくりのための地球温暖化の防止				
	9 災害に強いまちづくりの推進				
	10 市民の生命や財産を守る消防の強化				
	11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進				
	12 市民の暮らしを守る交通安全の確保				
6 【都市基盤】 魅力的で利便性の高い古河をつくる	1 都市の活力を支える道路の整備				
	2 安全で自由に移動できる交通環境の充実				
	3 うるおいと憩いのある水と緑のまちづくり			●	
	4 風土に根ざした美しい景観の形成				
	5 地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進				
	6 良好な市街地や集落地の整備				
7 【行財政】 古河づくりを支える行政経営	1 行政経営マネジメント体制の確立				
	2 まちの活力アップにつなげるシティプロモーション				
	3 開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進				
	4 関東の中心として発展する広域行政の推進				

ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と地域経済の循環 성장을図ろう	10 人や国との平等を実現しよう	11 持続可能な都市を築こう	12 つくる責任、つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な世界を築こう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
	●			●					●			
	●			●					●			
				●		●						
	●	●				●		●	●	●		
	●					●	●					
	●	●				●	●	●	●	●		
		●				●		●	●	●		
				●		●		●				
				●		●						
				●		●						
				●		●						
			●	●		●				●		
				●		●						
				●		●					●	●
			●			●	●			●		●
												●
			●									●

序章

基本構想の概要

第Ⅱ期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

基本構想の概要

1 章 未来の“めざすまち”の姿

1 未来の“めざすまち”

『^ま ^ち華のある都市古河』

～はなが好き、ひとが好き、古河が大好き～

『華』には

華とは、華のあるまちをイメージしています。華のあるという形容は、都市の基盤をなす工業や商業や農業といった産業が栄え、そうした基盤の上に文化が華開く、名実兼ね備えた都市をイメージしています。また、華は、女性の形容としても使われます。女性が輝く都市、子育てにやさしいまちを柔らかく表現しています。人口減少社会を迎え、若者特に若い女性に選ばれるまちを創ることは、喫緊の課題です。そうした意味において女性の活躍できるまちを目指します。

さらに、華には古河が誇る様々な花（はなもも、桜、菊、バラ）だけでなく、関東最大級の華やかさを誇る花火、雪の結晶である雪華も意味しています。

『^ま ^ち都市』には

今も息づく「歴史や文化」を意味する（まち）、これから将来に向かって活気あふれ魅力あふれる選ばれる都市（まち）の意味が込められています。

活気と魅力あふれるまちで暮らしてみたい、住み続けたい、まちで暮らす人たちと一緒にもっと素敵なまちにしたい、そんな古河が大好きという意味が含まれています。

2章 未来の“めざすまち”の基本方向

① 住みたい・住んでみたい、良好な暮らしの環境があるまち

- 未来の古河市にとって最も大切で基本的な要素は、ここに住まう“人”です。古河市には、首都・東京などへの交通利便性といった“便利さ”と、緑豊かな田園風景などに代表される“暮らしの場としての魅力”が共存しており、子育ての場としても適しています。
- このため今後は、このような古河市ならではの長を活かし、磨き上げながら、市民にとっては『住みたい』、市外に住まう人々にとっては『住んでみたい』と思われるまちを目指し、良好な暮らしを実現するための環境整備や都市住民への情報発信などを通じて、移住・定住の促進を図っていきます。

② 訪れてみたい・働いてみたい、地域資源が活かされ活力があるまち

- 未来の古河市を彩る要素は、観光や仕事などでここを訪れる“人”です。古河市は、古くから政治・経済、文化、交通の拠点として発展してきた背景を持ち、市内には往時を偲ばせる地域資源が数多く残るほか、近年では、工業のまちとしての特性も際立ちつつあります。
- このため今後は、このような古河市ならではの歴史・文化的背景や、産業のまちとしての背景を最大限に活かしながら、『訪れてみたい』『働いてみたい』と思われるまちを目指し、都市住民などを呼び込むための仕掛けづくりや、より良い就労環境づくりなどを通じて、まちの活力を創出していきます。

③ 明日につなぎたい・受け継ぎたい、次世代へとつながれていくまち

- 未来の古河市が“古河市らしく”あるために大切な要素は、ここに住まう人、観光や仕事などで訪れる人の“想い”です。古河市には、先人から受け継がれてきた歴史文化がありますが、これらを大切に受け継ぐだけでなく、時代の要請に応えた新たな価値を創出し、発信していくことも重要となっています。
- このため今後は、『明日につなぎたい』『受け継ぎたい』と思われるまちを目指し、広く市民協働を進め、その過程で“古河市に対する想い”の醸成を図るとともに、間断なき行財政改革によって持続可能な行財政基盤を構築していきます。

1 【市民協働】 地域のみんなで古河をつくる

- 古河市の未来を切り拓くためには、市民・事業者・行政といった古河市に関わる様々な主体が、地域に対する“想い”を共有するとともに、共通する目標の実現に向けてともに力を合わせ協力する、市民協働のまちづくりが基本となります。
- このため、古河市自治基本条例の理念を踏まえ、自治会をはじめとする地域コミュニティや、ボランティア・NPOなどのテーマコミュニティの育成を図りながら、多様な主体の参加と連携の機会を拡充していきます。

2 【健康福祉】 互いに支え合う古河をつくる

- 未来の古河市を安心して住み続けられるまちとするためには、市民一人ひとりの自律的な取組を基本としながら、誰もがその人らしくいきいきと暮らし、困ったときには地域でお互いに助け合える、健康福祉のまちづくりが大切です。
- このため、市民一人ひとりの健康に対する意識の高揚と自発的な取組を促すとともに、市民の健康づくりを支える医療体制の充実を図っていきます。また、地域でお互いに支え合う地域福祉のまちづくりを推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた支援を拡充していきます。

3 【教育文化】 人が育ち文化の息づく古河をつくる

- 未来の古河市を心豊かで文化の薫るまちとするためには、知識と教養を身に着け、学んだことを活かしながら地域をより良くしようと行動する市民を育む、教育文化のまちづくりが大切です。
- このため、学習プログラムや学校施設の改善など、ソフト・ハードの両面から、グローバル社会をリードする人材の育成を視野に入れ、児童・生徒の学びの環境を向上させていくとともに、市民一人ひとりの目的と意欲に応じた生涯学習環境づくりや、スポーツ・文化活動を楽しめる環境づくりに努めていきます。

4 【産業労働】 活力と賑わいのある古河をつくる

- 未来の古河市を経済的にも豊かで人の集うまちとするためには、地域の特性を踏まえつつ、農・商・工のバランスの良さと近年の工業の強みを活かしながら、産業を活性化し雇用を創造していくことが大切です。
- このため、農業については担い手の確保と農業生産基盤の整備などに努めながら、高付加価値化などを推進していきます。また、商業については、古河駅周辺など、各地域で期待される商業のあり方を踏まえながら、にぎわいの創出を図っていきます。工業については、技術複合型、高付加価値型の産業集積地を目指しながら、引き続き企業立地を促進するとともに、ノウハウの蓄積や人的ネットワークなどを活かしながら、新たな起業を促す環境づくりにも努めていきます。

5 【生活環境】 安全で快適な古河をつくる

- 未来の古河市を快適で住みやすいまちとするためには、利根川や渡良瀬川の水辺、平地林の緑といった自然と共生しながら、人と自然に優しいまちづくりを進めていくとともに、安全に暮らせる環境を整備していくことが大切です。
- このため、自然的環境の保全や環境美化、生活排水の適切な処理などに努め、地域を美しく快適に保っていくのみならず、ごみの減量化や資源化、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。また同時に、災害に強く犯罪や交通事故などが少ない、安全に暮らせる環境づくりを進めていきます。

6 【都市基盤】 魅力的で利便性の高い古河をつくる

- 未来の古河市における暮らしや経済活動を支えるだけでなく、より魅力的で活力ある地域を創造するためには、人口減少や市の財政など、地域の将来を見据えつつ、真に必要なものへの戦略的投資による都市基盤整備が大切です。
- このため、地域の実情を踏まえ、優先順位を付けながら計画的に整備を進めることを基本として、都市の活力と市民の利便性を向上させるための交通基盤の整備や、古河らしさを表現し市民の愛郷心の高揚につながるような景観の保全と創造、計画的な都市施設の整備などを進めていきます。さらに、地域間・業種間の連携を進め、企業立地につながるよう、バランスに配慮し機能的な土地利用に努めていきます。

【行財政】 古河^まづくりを支える行政経営

- 施策の大綱に掲げたこれからの古河市のまちづくりを着実に推進し、未来の“めざすまち”を実現するためには、行政経営マネジメント体制の確立による、持続可能な行財政運営が不可欠です。
- このため、引き続き行財政改革を徹底し、職員の意識改革や行政評価などを推進することにより、効率的で効果的な行政経営の実現を目指すとともに、創意工夫による自主財源の確保や施策・事業の見直しなどを通じ、健全な財政を維持していきます。
- あわせて、近隣自治体と前向きに競う地域間競争のみならず、お互いに協力し合い新たな価値を創造していく「地域間協創」の理念のもと、広域的な連携を進めていきます。

基本構想の体系

●未来の“めざすまち”の姿

『華のある都市 古河』

～はなが好き、ひとが好き、古河が大好き～

●未来の“めざすまち”の基本方向

1 住み続けたい・住んでみたい、良好な暮らしの環境があるまち

2 訪れてみたい・働いてみたい、地域資源が活かされ活力があるまち

3 明日につなぎたい・受け継ぎたい、次世代へとつなげていくまち

●分野別未来の“めざすまち”の基本方向（施策の大綱）

【市民協働】	地域みんなで古河をつくる
【健康福祉】	互いに支え合う古河をつくる
【教育文化】	人が育ち文化の息づく古河をつくる
【産業労働】	活力と賑わいのある古河をつくる
【生活環境】	安全で快適な古河をつくる
【都市基盤】	魅力的で利便性の高い古河をつくる

●構想推進のために

【行財政】 古河づくりを支える行政経営

第Ⅱ期基本計画

※古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関連する指標及び施策については、それぞれ **戦略** **戦略** の表示があります。

※まちづくり市民会議において意見のあった事項に関する主な取組については、概要の欄に **市民** の表示があります。

※「資料編」に解説を掲載している用語については、初出のところの語尾(右肩)に「※」印を付しています。

※計画書内の写真は、広報取材による写真を使用している場合があります。

古河市における計画等一覧

1 市民協働

計画名称	期間
●第2次古河市男女共同参画プラン(前期実施計画)	平成29～令和2年度

2 健康福祉

計画名称	期間
●高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	平成30～令和2年度
●古河市国民健康保険保健事業総合計画	平成30～令和5年度
●古河市国民健康保険赤字削減・解消計画	平成31～令和6年度
●第2期古河市虐待・DV対策基本計画	平成30～令和4年度
●第2期古河市子ども・子育て支援事業計画	令和2～令和6年度
●古河市公立保育所運営ビジョン	平成30～令和9年度
●第3期古河市障害者基本計画	平成30～令和4年度
●第5期古河市障害福祉計画	平成30～令和2年度
●第1期古河市障害児福祉計画	平成30～令和2年度
●古河市福祉避難所基本計画	平成30～令和2年度
●いのちを守る計画～古河市自殺対策計画～	平成31～令和8年度
●第2期古河市地域福祉計画	平成27～令和2年度
●第3次古河市健康づくり基本計画	令和2～令和6年度

3 教育文化

計画名称	期間
●古河市学校施設長寿命化計画	令和3～令和42年度
●古河市スポーツ推進計画	令和2～令和11年度
●古河市教育振興基本計画	平成29～令和3年度
●古河市子ども読書活動推進計画	平成31～令和5年度

4 産業労働

計画名称	期 間
●導入促進基本計画	平成 30 ～令和 3 年度
●創業支援事業計画	平成 28 ～令和 7 年度
●農業振興地域整備計画	平成 24 年度～

5 生活環境

計画名称	期 間
●古河市市営住宅長寿命化計画	令和 2 ～令和 11 年度
●古河市国土強靱化計画	令和元～令和 3 年度
●古河市地域防災計画	平成 20 年度～
●古河市国民保護計画	平成 19 年度～
●古河市耐震改修促進計画	平成 28 ～令和 2 年度
●古河市水道事業 第 2 次基本計画	平成 28 ～令和 27 年度
●古河市水道ビジョン(改訂版)	令和 2 ～令和 11 年度
●古河市水道事業経営戦略	令和 2 ～令和 11 年度
●古河市下水道事業地方公営企業法適用基本計画	平成 29 ～令和元年度
●古河市公共下水道事業経営戦略	平成 29 ～令和 8 年度
●古河市特定環境保全公共下水道事業経営戦略	平成 29 ～令和 8 年度
●古河市農業集落排水事業経営戦略	平成 29 ～令和 8 年度
●古河市下水道総合地震対策計画	令和 2 ～令和 6 年度
●古河市下水道ストックマネジメント計画	令和元～令和 5 年度
●古河市農業集落排水施設最適整備構想(予定)	令和 3 ～令和 7 年度
●古河市一般廃棄物処理基本計画	令和 2 ～令和 11 年度
●古河市環境基本計画	平成 23 ～令和 2 年度
●古河市災害廃棄物処理計画	令和 2 年度～
●古河市地球温暖化対策実行計画	平成 20 ～令和 2 年度
●第 10 次古河市交通安全計画	平成 28 ～令和 2 年度
●古河市空家等対策計画	平成 30 ～令和 4 年度

6

都市基盤

計画名称	期 間
●古河市都市計画マスタープラン	平成 30 ～令和 17 年度
●古河市立地適正化計画	平成 30 ～令和 17 年度
●古河市景観計画	平成 22 年度～
●古河市地域公共交通網形成計画	令和元～令和 5 年度

7

行財政

計画名称	期 間
●古河市公共施設等総合管理 (FM) 基本方針	平成 27 ～令和 36 年度
●古河市公共施設等総合管理 (FM) 基本方針 [分野別施設方針]	平成 28 ～令和 36 年度
●古河市公共施設適正配置基本計画	令和 2 ～令和 11 年度
●古河市情報化推進基本計画	平成 20 年度～
●古河市特定事業主行動計画	平成 28 ～令和 2 年度
●古河市職員人材育成ビジョン	平成 30 ～令和 3 年度
●新・古河市職員定員適正化計画	平成 31 ～令和 4 年度

1 市民参加と協働のまちづくりの推進

- 1 市民参加と双方向のコミュニケーションの推進
- 2 市民相談の充実
- 3 身近で開かれた議会づくり

2 元気なコミュニティの形成

- 1 コミュニティ活動に取り組みやすい環境づくり
- 2 地域コミュニティやテーマコミュニティの活動の推進

3 男女が尊重し合いともに輝く男女共同参画社会の実現

- 1 男女共同参画の推進体制の充実
- 2 男女共同参画のための取組の推進

4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚

- 1 啓発活動と人権教育の推進
- 2 人権相談と地域交流の促進

5 国際交流と地域間交流の推進

- 1 外国籍市民が安心して暮らせる環境づくり
- 2 国際交流と相互理解の推進
- 3 市民主体の交流の推進

現状と課題

- 市民のニーズが多様化し、行政だけでは解決できない問題が生じており、これまで行政が担ってきた役割を、市民と行政が協力して担う市民協働のまちづくりが重要となっています。
- 市民の意見を尊重したまちづくりを進めていくためには、市民と行政が様々な情報を共有し、市民の行政に対する関心や理解を高めた上で、政策形成過程から市政に参加する機会を拡大していく必要があります。
- 古河市では、政策形成過程におけるパブリックコメント^{*}、市長と語ろうまちづくりでの意見交換などにより、市民と行政の双方向のコミュニケーションを図ってきましたが、より多くの市民の参加を得ることが課題となっています。
- 複雑・多様化する市民ニーズに対応するために、相談にあたる職員の資質向上が求められます。
- 少子・超高齢社会において、地方議会が果たす役割・責務はますます大きくなっています。このようななか、古河市議会では、平成 27 年 5 月 1 日に施行された古河市議会基本条例に基づき、さまざまな改革を進めています。さらなる議会の見える化に努め、市民に身近で開かれたわかりやすい議会運営を図ります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
市民参加と協働のまちづくりに関する市民満足度	76.68%	90.00%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 市民参加と双方向のコミュニケーションの推進

主な取組	概要
① 開かれた市政運営の推進	政策形成過程においてその内容を公表し、市民を含む委員会の開催や、パブリックコメントの実施等、市民の意見を聴きながら意思決定を行います。
② 市政への理解促進	市民の要望を取り入れた出前講座を設定して利用を促進し、市の様々な施策への理解をより深めていきます。
③ 市政への提言機会の拡大	各種アンケート調査や市民懇談会等の実施による、市民と直接意見交換する機会や、各種デジタルツールや市内公共施設に設置してある投書箱を活用し、市民が市に対する意見や提言を提出する機会の拡大を図ります。 市民

2 市民相談の充実

主な取組	概要
① 市民相談の体制の充実	複雑かつ多様化している市民相談や問合せなどに対して、相談内容等をデータ化した上で、市民と情報共有するとともに適切・迅速に対応し、市民サービスの向上を図ります。
② 市民相談時の適切な対応の推進	市民からの相談に対し、関係課と連携を図りながら適切に対応し、市民との信頼関係を築くように努めます。

3 身近で開かれた議会づくり

主な取組	概要
① 積極的な情報の発信	市ホームページにおける議会情報の充実、議会ライブ中継や録画配信、見やすくわかりやすい「議会だより」の発行など、積極的に情報を発信します。
② 議会運営の効率化の推進	タブレット端末導入などのICT**活用により、議会運営の効率化を進めます。
③ 親しみやすい議会の推進	議場コンサートや議会報告会等を継続して開催し、市民に身近で開かれた議会づくりを進めます。

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域における課題が複雑になる中で、自治会や行政区および地区コミュニティを中心に、地域の課題解決のために、地域コミュニティの力が求められています。また、地域活動を支えるための場の検討も必要となっています。
- こうしたなか、古河市では、自治活動を円滑に運営できるよう行政自治会が組織されています。そして市民主体の地域活動が活発に行われるよう、市内を20の地区に区分し、自治会や行政区だけでなく、地区及びコミュニティ組織に対する助成制度の活用を進めてきました。
- また一方で、自ら公益的な活動に取り組むNPO^{*}やボランティア団体などが、市民協働のまちづくりに向けて、これからますます活躍することが期待されています。
- 今後は、若者や子育て世代なども含め幅広い年代の参加を促し、コミュニティ意識を高めるとともに、コミュニティ活動の担い手となる人材を育成することが重要です。また、市民活動支援センターを利用する公益的な活動に取り組む団体への支援を進めていきます。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
地域コミュニティ団体の設立割合	85%	100%
市民活動支援センターの利用団体数	624 団体	680 団体

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 コミュニティ活動に取り組みやすい環境づくり 戦略

主な取組	概要
① コミュニティ意識の啓発と人材の育成	コミュニティの必要性について講演会を開催するなど、コミュニティへの関心を高める機会を増やすとともに、若者や子育て世代なども含め幅広い年代の活動参加を促すよう、コミュニティ意識の啓発と人材育成に努めます。 市民
② コミュニティ活動の環境整備	既存のコミュニティ施設の在り方や、その他の公共施設の有効活用について検討を進め、地域におけるコミュニティ活動を支える場と機会の充実を図ります。 市民

2 地域コミュニティやテーマコミュニティの活動の推進 戦略

主な取組	概要
① 地域コミュニティ団体への運営・活動支援	古河市コミュニティ推進協議会の組織強化を図り、各団体のコミュニティ活動の活性化につなげます。行政自治会や地区コミュニティ団体等の地域コミュニティ団体への運営、活動及び双方の連携体制を支援し、魅力ある地域づくりを推進します。 市民
② テーマコミュニティ活動の推進のための支援	NPO やボランティア等のテーマコミュニティ団体*の自主性を損なうことなく、地域の課題解決に向けた相談や団体活動を支援します。 行政自治会や地区コミュニティの連携を推進するとともに、テーマコミュニティ団体等とも連携し、市民主体の地域活動が活発に行われるよう支援します。 市民

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章 市民協働

2章 健康福祉

3章 教育文化

4章 産業労働

5章 生活環境

6章 都市基盤

7章 行財政

資料編

現状と課題

- すべての男女が互いに尊重し合い、ともに手をたずさえ、一人ひとりが自分らしく輝き心豊かに生活できる男女共同参画社会を実現することは重要です。
- 古河市では、平成 19 年に男女共同参画プランを策定し、家庭・地域・学校・職場などにおける様々な施策を展開してきました。平成 20 年には男女共同参画推進条例を制定し、平成 21 年には男女共同参画都市を宣言しました。平成 29 年には第 2 次男女共同参画プランを策定し、新たな課題への施策を展開しています。
- しかし、社会全体においては男女の平等感はいまだ低く、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）の実現や政策・方針決定の場への女性参画など、男女共同参画社会の実現に向けては多くの課題があります。また、性的マイノリティ（LGBT*等）への支援や SDGs*の達成に向けて、より多様かつ包摂性を備えた施策を必要とする新たな課題があります。
- 今後は、男女共同参画の視点から慣習やしきたりの見直しを進めるとともに、市民や事業者等と協力しながら、家庭・地域・学校・職場などあらゆる分野において、男女がともに活躍できる環境を整える必要があります。また、性的マイノリティや SDGs についても、情報発信や意識啓発を実施し、理解を促すために働きかけていくことが大切です。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
審議会等委員への女性の登用率	26.2%	35.0%
女性の労働力率 戦略	70.0%	77.0%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 男女共同参画の推進体制の充実 戦略

主な取組	概要
① 男女平等意識の確立とあらゆる分野での男女共同参画の推進	第2次男女共同参画プランを踏まえて、男女平等意識の確立とあらゆる分野での男女共同参画を進めるため、各種施策の推進を図ります。
② 男女共同参画推進のための支援体制の拡充	市民ネットワークの協力団体・個人会員の理解を深め、男女共同参画推進のための支援を行うことで、推進体制の拡充を図ります。

2 男女共同参画のための取組の推進 戦略

主な取組	概要
① 意識啓発や市の取組の周知、啓発活動の推進	男女共同参画宣言都市として市全体で男女共同参画に取り組んでいることをPRし、男女共同参画講演会・セミナー等を開催し学習の場の提供や情報発信をすることで、市民に対し幅広い意識啓発を図ります。また、SDGsについても、セミナーや研修等を通じて理解を深め、市民への意識啓発を図ります。
② ワーク・ライフ・バランスの推進	職場での働き方を見直し、仕事と家庭のバランスが取れた生活を目指すために啓発事業を実施します。さらに、市内企業において仕事と家庭が両立できる職場環境の改善を推進します。
③ 女性の活躍推進	仕事に関する女性の意思を尊重しながら、女性の自主的活動を支援し、幅広い視野を持つ女性リーダーの育成や女性のあらゆる分野への参画の拡充に努めます。
④ 性的マイノリティへの支援	茨城県が全国の都道府県に先駆けて性的マイノリティへの支援を実施していることについて、職員・市民へ周知し理解を促します。また、近隣市町村の動向や情報を収集しながら、市の取組として対応できることを検討し、相談窓口の案内や支援策を実施します。

現状と課題

- 一人ひとりの人権が尊重され、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない社会を築いていくことは、まちづくりの基本となります。
- 古河市では、人権に関する講座や研修会の開催をはじめとし、差別のない社会づくりに向け取り組んできました。しかし、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人などへの差別や偏見、インターネットによる人権侵害など取り組むべき多くの課題があります。
- 今後も、人権啓発を通して、市民や事業者、関係機関と連携し、意識啓発や人権教育、人材育成を進めるとともに、各種人権相談に対応していく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
市主催による人権啓発活動や人権研修会に関与した人数	499人	520人
市職員・人権擁護委員等による人権教室や人権作文・人権街宣活動に関与した人数	6,238人	6,300人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 啓発活動と人権教育の推進

主な取組	概要
① 人権の啓発	人権啓発リーフレットの作成配布や街頭での啓発を行います。また市内公共機関や施設等において人権に係るポスター掲示を行い市民へ周知します。
② 人権リーダーの育成	「人権リーダー育成講座」や「人権について考える会」を開催するとともに、関係機関等の主催する人権研修会への参加を促進します。
③ 人権教育の推進	人権教育講演会の実施、小中学生を対象とした人権作文コンテストの作品応募や人権教室を開催します。

2 人権相談と地域交流の促進

主な取組	概要
① 人権相談の実施	広域隣保相談、生活相談、就労相談を身近な相談窓口として多種多様な相談案件を各関係機関と連携して対応を図ります。
② 隣保館の運営	地域福祉に密着したコミュニティセンターとして貸館業務をはじめ、市民の自主活動を支援し各種講座を開設します。

現状と課題

- 社会のグローバル化を背景に、地方自治体においても国際化に対応する人材を育成することが重要となっています。また、歴史的な関係のある都市などとの交流は、居住する地域に対する理解を深めることにもつながります。
- 古河市では、中学生を中心に、国際友好交流都市である中国河北省三河市と教育交流を進め、異文化への理解や国際感覚の醸成を図ってきました。また一方で、市内の在住外国人は、3,760人（令和元年9月末現在「住民基本台帳」より）となっており、市内在住の外国籍住民が安心して暮らせるよう、また新たな在留資格「特定技能」の創設により、さらに外国人が増えることが予想されているため、異文化を理解し尊重していくことが必要です。
- 今後も、国際交流団体等との協働により、在住外国人に対する日本語教育や外国籍住民との交流を深めるための環境づくりを進めることが求められます。
- 姉妹都市である、栃木県さくら市、福井県大野市、山形県真室川町との姉妹都市交流を進め、市民主体による地域間交流を一層推進することにより、多様な文化を吸収し、個性と魅力のある都市づくりを進めていく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
市内の在住外国人数	3,760人	4,000人
在住外国人支援センター外国人アットホーム in 古河での対応言語数	8言語	9言語
姉妹都市関連事業に参加した団体数	4団体	5団体

関連するSDGs (17ゴール)



施策・主な取組

1 外国籍市民が安心して暮らせる環境づくり

主な取組	概要
① 日本語教育への支援	国際交流団体等が実施する日本語教室や日本語ボランティアの養成などに対して支援します。
② 在住外国人への相談対応	在住外国人支援センター外国人アットホーム in 古河で行っている生活相談等の活動を支援します。また、窓口来庁者に多言語での対応ができる体制を整備します。
③ 国際化に対応した情報発信の充実	国際交流団体等と連携し、市及び団体ホームページに、生活関連の外国語版ガイドブックや市内ガイドマップを掲載する他、SNS*の活用や行政文書の多言語翻訳を行い、国際化に対応した情報発信を充実します。また、多発する自然災害への対応として、防災情報を発信します。 市民
④ 外国籍や日本語指導の必要な児童生徒への教育支援の充実	増加する外国籍・日本語指導の必要な児童生徒たちへの支援のため、教育委員会と連携し、日本語指導・学用品の貸し出しなどを行います。

2 国際交流と相互理解の推進

主な取組	概要
① 国際友好都市との交流推進	中国河北省三河市をはじめ、幅広い交流対象や交流事業を検討します。
② 国際交流イベントの支援	市内在住、在勤の外国籍の人と市民とのふれあいの場である国際交流会の開催を支援し、相互理解を深めます。 市民
③ 国際交流団体との連携	茨城県や古河市の国際交流団体等と協働・連携し、国際化に対応したまちづくりを進めます。

3 市民主体の交流の推進

主な取組	概要
① 市民主体による姉妹都市との交流の推進	姉妹都市である、さくら市(栃木県)、大野市(福井県)、真室川町(山形県)との市民を主体とした交流を推進し、友好親善を深めていきます。
② 地域間の連携と交流の推進	交流のある国内都市との間で幅広い連携協力を推進し、情報や産業、生活、文化などにおける地域間の連携と市民主体の交流を促進します。

1 互いに支え合う地域福祉の推進

- 1 地域共生社会の実現
- 2 地域での支え合いの基盤の強化

2 いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実

- 1 安心していきいきと暮らせる地域づくり
- 2 地域包括ケアシステムの推進
- 3 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持

3 地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実

- 1 相談支援体制の充実
- 2 地域生活支援の推進
- 3 コミュニケーションと社会参加の促進

4 自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実

- 1 生活保護受給者の自立促進
- 2 生活困窮者の自立支援対策の推進

5 生涯にわたる健康づくりの推進

- 1 市民の健康づくりの支援
- 2 健康管理と疾病予防
- 3 母子の健康を見守る体制の充実
- 4 児童発達支援体制の充実

6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実

- 1 地域医療と救急医療体制の充実
- 2 安心して子育てできる医療環境の充実

7 社会保障の充実

- 1 制度の周知と普及
- 2 制度運用の適正化

8 安心して産み育てられる子育て支援の充実

- 1 出産や子育ての経済的支援
- 2 保育の量の拡大と質の改善
- 3 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援体制の強化

現状と課題

● 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化などの、地域社会を取り巻く環境の変化等により、我が国の国民の抱える福祉ニーズは多様化、複雑化、複合化してきています。その対策として、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を示しました。そこでは、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指していくという方針が示され、それに伴い、我が国の今後の福祉施策についても、「地域福祉」を主軸として展開するという方向性が示されました。



- 古河市においても、この国の方針に基づき、さまざまな主体、関連機関等が、連携、協力しながら、生活上の困難を抱える者を、地域の中でだれ一人取り残すことのないように支援するという、包摂的な支援体制（ソーシャル・インクルージョン≡「地域共生社会」）を目指して、さまざまな施策や取組、体制の整備等を進めてきました。
- 今後は、それらの支援体制の更なる充実を目指して、互いの「多様性」を認め合い、差別や偏見をなくし、「他人事」を「我が事」としてとらえることができるような住民主体の地域活動の推進を、住民の支えあい・助け合いの意識に働きかけ、それを醸成することによって促していきます。そして、生活上の困難を抱える者をこれまでの「縦割り」ではなく、世帯員すべてを「丸ごと（包括的に）」とらえて支援するために、関係機関等が連携・協働し、地域の資源を最大限に活用して支えられるような、全世代対応型の包括的支援体制の構築を目指していきます。また、「断らない相談支援」、「伴走型の相談支援」、「きめ細やかな配慮による支援」を実現するために、支援する側の意識の変革と技術の向上を図るとともに、それらを支える人材と財源の確保や、施設等のハード面のあり方についての検討も含めて、各種の施策を総合的・計画的に推進していきます。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
地域福祉活動に参加している人の市民全体に占める割合 (20 歳以上)	14.0%	20.0%
自殺死亡率 (人口 10 万人当たりの自殺者数)	21.4 人	14.4 人
災害時避難行動要支援者の個別支援計画の作成数	250 件	1,500 件

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 地域共生社会の実現 戦略

主な取組	概要
① 住民主体の地域福祉活動の推進	同じ地域に暮らす要援護者等の生活上の支援（主に家事の手伝い等）を、住民自身が主体となって行うことができるような、小地域の支えあい・助け合いの活動を支援していきます。また、地域に暮らす要援護者等の「困りごと」を相談機関に円滑につなげられるような体制や仕組みを構築していきます。
② 災害時の避難行動要支援者の支援体制の充実	災害時に、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が、地域住民等と共により確かな避難行動をとることができるように、避難行動要支援者に対し、災害、避難に関する確かな情報を個別に提供していきます。また、避難行動要支援者が二次的に避難する場所である「福祉避難所」の確保・整備と、その後の生活支援体制の充実を図ります。 市民
③ 多様な主体による地域福祉活動の活性化	社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア団体、福祉事業所、企業等、様々な主体による、独自の地域福祉活動が活性化するように支援し、市との更なる連携・協力関係を深めていきます。
④ 多機関の協働による包括的支援体制の構築	問題が「複雑化・複合化」し、生活上の困難性がより高くなっている世帯等に対して、各世帯員それぞれに寄り添い、その問題を効果的に解決に結びつけるために、これまでのような行政分野や担当課別の、いわゆる「縦割り」の支援体制から、さまざまな関係機関等が連携・協働して支援することができるような、「包括的」な支援体制にしていきます。また、長期にわたって支援し続けていくことのできるような、「伴走型」の支援体制も確保していきます。

2 地域での支え合いの基盤の強化

主な取組	概要
① 福祉拠点の機能と管理体制の充実	古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント [*] ）基本方針に基づいて、「総和福祉センター（健康の駅（福祉事務所）」）、「古河福祉の森会館」、「三和地域福祉センター」の各福祉拠点の役割・機能の充実を図るとともに、今後の施設管理体制についても検討を進めていきます。
② 自殺対策の推進	古河市自殺対策計画に基づき、庁内の各部署と外部の各関連機関等が互いに連携・協力しあって、自殺防止に関連するさまざまな施策を総合的に提供することにより、自殺者の減少を目指していきます。古河市では、とくに自殺者が多いといわれている、高齢者、生活困窮者、勤務・経営者（勤労者）への支援に重点を置いて対策を進めていきます。また、市民向けのゲートキーパー [*] 養成研修と相談体制、広報啓発活動についても更なる充実を図っていきます。
③ 社会福祉法人等のガバナンスの強化	市が所轄庁となっている社会福祉法人等の「ガバナンス [*] の強化」、「地域における公益的な取組の促進」、「小規模法人のネットワーク化」を今後の中心課題として、法人の指導・監督と運営支援を進めていきます。
④ 地域福祉活動や新たな社会資源の創出に資する独自財源の確保	古河市社会福祉協議会と共に、さまざまなファンドレイジング [*] （資金調達）手法の活用例を参考に、住民主体の地域福祉活動や新たな社会資源の創出に資することのできる、独自財源の確保について検討を進めていきます。また、地域福祉基金の活用方法についても更なる検討を進めていきます。

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章（市民協働）

2章（健康福祉）

3章（教育文化）

4章（産業労働）

5章（生活環境）

6章（都市基盤）

7章（行財政）

資料編

現状と課題

- 団塊の世代が 2025 年頃までに 75 歳以上に達することにより、「2025 年問題」が懸念されています。そこで、元気な高齢者の持つ力を活かしながら、介護を必要とする高齢者も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりが重要となっています。
- 古河市の令和元年度の高齢化率[※]は 27.4%（「住民基本台帳」より）で、今後、介護認定申請の増加も見込まれています。高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増える中で、身近な相談体制や介護する側への支援が求められます。
- 介護を必要とする高齢者が増加する一方で、元気な高齢者も多く、健康や体力を維持しながら、豊富な経験や知識、技能を活かせるような社会参画の機会をつくる必要があります。
- 今後は、個人のニーズに合った適切な介護サービスを提供するとともに、介護予防や健康づくりに取り組み、生きがいを持てる生活を確保することが求められます。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率	4.59%	6.00%
65 歳以上人口に占める要介護・要支援認定率	14.60%	15.60%
要介護度が前回の認定より軽度化した高齢者の割合	13.0%	13.0%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 安心していきいきと暮らせる地域づくり 戦略

主な取組	概要
① 介護予防・日常生活支援 総合事業の推進	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、高齢者自らの介護予防への取組を支援するとともに、身近な地域で参加できる介護予防活動を推進します。
② 高齢者の社会参加と 生きがいづくり	老人クラブや高齢者同士の交流を深めるとともに、高齢者がそれぞれ培った知識や経験、技術を活かしながら、ボランティア活動の担い手として活躍できるよう支援します。 市民
③ 高齢福祉サービスの充実	高齢者が元気で長生きできるまちづくりを推進するために、見守りや生活上の支援等を行います。また、高齢者へ補助具や通院交通費の助成等を行うことで、福祉サービスの充実を図ります。 市民

2 地域包括ケアシステムの推進

主な取組	概要
① 地域包括支援センターの 機能強化	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し、包括的に高齢者の地域生活を支援します。高齢化に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者とその家族が、安心して暮らせる体制づくりを推進します。
② 家族介護者への支援	住み慣れた地域で高齢者やその家族が安心して日常生活を送れるよう、介護に関する技術・知識の普及啓発、また介護者同士の交流事業等により、介護者の負担軽減を図るなどの支援をします。
③ 介護保険サービス基盤の 充実	在宅サービスと施設サービスの効果的な提供が可能となるよう、日常生活圏域ごとに介護保険施設の整備を支援します。さらに、認知症高齢者や一人暮らし高齢者に対しても、地域密着型サービス施設の整備を推進し、サービスの充実に努めます。

3 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持

主な取組	概要
① 認知症施策の推進	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるような社会の実現を目指し、認知症に対する総合的な支援を行います。
② 高齢者の権利や尊厳の保持	高齢者の権利が擁護され、尊厳の保持ができるよう各関係機関との連携を図り、高齢者虐待の予防も含めた迅速な対応や成年後見制度*などの利用促進、消費者被害の防止等について啓発も含め支援します。

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章（市民協働）

2章（健康福祉）

3章（教育文化）

4章（産業労働）

5章（生活環境）

6章（都市基盤）

7章（行財政）

資料編

現状と課題

- 障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせることが重要です。障がいの特性や程度、環境は人によって様々で、また、高齢化にともない、障がいの程度は重度・重複化の傾向がみられます。
- 古河市の平成 30 年度末の身体障害者手帳などを有している障がい者数は 6,024 人で、身近な地域での相談支援や障害福祉サービスのほか、利用者のニーズに応じた地域生活支援などに取り組んできました。生涯にわたる切れ目のない支援が求められている中で、より利用者本位の支援体制づくりが課題となっています。
- 今後は、障がい者が、地域のふれあいの中で、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の関係機関と連携した就労支援、スポーツや芸術文化活動など社会参加の支援、コミュニケーションの支援などを進めていくことが必要です。また、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要とする方たちが、周囲の支援を得やすくするための配慮も求められています。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
地域で生活している障がい者の割合 (1-入所者数 / 手帳所持者)	97.3%	98.0%
就労移行支援事業の利用者	41 人	48 人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 相談支援体制の充実

主な取組	概要
① 身近な相談支援体制の充実・強化	相談支援事業の充実や相談支援専門員の能力向上により、障がいのある人が、必要な時に身近な地域で気軽に相談できる体制の充実・強化を図ります。
② 障がい児の居場所づくり	児童デイサービスや日中一時支援などの障がい児タイムケアを充実することにより、障がい児の余暇支援を行うとともに、障がい児を日常的にケアしている家族が一時的に休息できる環境づくりを進めます。

2 地域生活支援の推進

主な取組	概要
① 地域生活支援の推進	法定化された障害福祉サービスのみならず、利用者のニーズに応じた地域生活支援事業の充実を図るとともに、経済的な安定に資するよう各種手当等を周知し、利用を促進して、障がいのある人が地域で暮らし続けられるよう支援します。
② 権利擁護のための施策の推進	障がいのある人への虐待防止に関する意識啓発及び心のバリアフリー [*] を推進して、障がい者差別の解消に向けた取組を進めるとともに、障がいのある人が生活に重要な法律行為を適正に行うための成年後見制度の利用促進を図ります。 尊厳の保持ができるよう各関係機関との連携を図り、高齢者虐待の予防も含めた迅速な対応や成年後見制度などの利用促進、普及啓発などを支援します。

3 コミュニケーションと社会参加の促進 戦略

主な取組	概要
① 障がい者の就労支援	就労を希望する障がい者や就労している障がい者を対象に、就労継続・就労移行支援事業所や労働関係機関等との連携を強化し、一般就労への移行促進と定着化に取り組みます。
② 障がい者のコミュニケーションの支援	手話通訳者の派遣、読み書き(代読・代筆) 情報支援員の養成など、聴覚・言語機能などの障がいのある人のコミュニケーションを支援します。
③ 障がい者の社会参加の促進	子どもから高齢者、障がいのある人やボランティアが集い、世代交流するイベントの開催やスポーツ・レクリエーション教室の推進を図り、障がい者の社会参加を促進します。

現状と課題

- すべての市民は、健康で文化的な最低限の生活を送る権利を有していますが、経済や雇用体系の変化、高齢者に対する親族の扶養の変化などにより、生活困窮者は増加する傾向がみられます。
- 古河市では、経済的困窮をはじめとして、病気、住まいの不安、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理・債務問題など多岐にわたり、こうした課題を複数抱える者が存在するなど、生活困窮者の有する課題が複雑かつ多様化しています。
- 今後は、生活保護と生活困窮者自立支援制度を連携させながら、複雑かつ多様化する課題に対して、様々な関係機関や地域住民等との連携のもとで、個人の状況に応じた包括的・早期的な支援をしていきます。特に、健康の駅内に設置された「つなぐハローワークこが」との連携を密にして就労支援を実施していきます。
- 生活保護受給者の日常生活や社会的自立の支援のために健診や医療機関への早期受診勧奨、生活習慣病や重症化予防のため健康管理が必要とされています。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
生活保護から自立した世帯の割合	10.5%	11.5%
就労支援プログラムにより就労に結び付いた人数	55人	65人
生活困窮者自立支援制度の相談支援を受けた人のうち、就労による自立を達成した人の割合	10.8%	20.0%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 生活保護受給者の自立促進

主な取組	概要
① 生活保護制度の適正運用	生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、保健・医療・福祉などの連携を図りながら、各種社会保険制度の活用により、経済的自立を支援します。
② 生活保護受給者の就労支援	生活保護受給者の自立に向けた就労支援を、関係機関との連携を図りながら、継続的に実施します。また、生活困窮者自立支援事業との連携も図ります。
③ 生活保護受給者の健康管理支援	生活保護受給者の健康課題を把握し、健診や医療機関への早期受診勧奨、生活習慣病の予防、治療中断による重症化を防ぐため等の健康管理支援を行います。

2 生活困窮者の自立支援対策の推進

主な取組	概要
① 生活困窮者の自立支援の充実	生活困窮者自立支援法の改正に基づき、庁内の関係部署、外部の関連相談機関等が一堂に会する「自立支援会議」を開設・運営することにより、多機関の協働による生活困窮者の相談支援体制の更なる強化を図っていきます。 また、任意事業である「家計改善支援事業」、「就労準備支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」についても、各事業それぞれに評価、見直しを行い、更なる改善、充実を図っていきます。

現状と課題

- 少子高齢化の進展やライフスタイルの変化等により疾病構造が変化し、医療や介護の負担が増加することが予想されています。生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上等により、市民ひとり一人が主体的に健康づくりに取り組みるように支援し、健康寿命*の延伸や健康格差の縮小を目指します。
- 特定健康診査・がん検診、健康教育、健康相談等の健康づくり事業を通じて、市民の健康習慣づくり、食育、メンタルヘルス、禁煙・受動喫煙、歯科保健等の対策を推進し、生活習慣病の発症・重症化予防、がん等の疾病の早期発見、早期治療につなげ、健康の保持増進を図ります。
- 健康で生きがいを持ち、笑顔あふれるまちとなるよう、乳幼児期から高齢期までのすべてのライフステージにおける健康づくりを支援し、個人の健康を支え守るための環境を整備します。
- 母子保健については、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組み、子どもたちの健やかな成長と発達を見守り、その保護者の支援にも力を入れていくことが必要です。発達の面で心配がある子どもには、早期から対応し就学後も継続的に支援していく体制をさらに充実させていく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
特定健康診査の受診率	33.0%	60.0%
後期高齢者健康診査の受診率	26.7%	31.7%
産婦健康診査の受診率	75.1%	85.0%
乳幼児健康診査の受診率	97.2%	98.0%
ヘルストレーニングルーム利用人数(2か所)	39,777人	41,700人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 市民の健康づくりの支援

主な取組	概要
① 市民自らが取り組む健康づくり活動への支援	健康教室・相談や県と共同で実施する県のヘルスケアポイント事業等を通じて、健康増進における普及啓発を推進します。また、健康増進施設の周知・利用促進に努め、市民の健康づくりを積極的に支援します。
② 食育活動の推進	古河市健康づくり基本計画に基づいて、食の大切さを知り、規則正しい食習慣が継続できるよう食育推進に重点をおいた健康づくりに取り組み、生活習慣病の予防・改善を推進します。

2 健康管理と疾病予防

主な取組	概要
① 健康診査・がん検診等を受診しやすい環境づくり	受診率向上を目的として、健康診査やがん検診を受診しやすい環境づくりに努めるとともに、医療機関とも連携し、未受診者への受診勧奨方法を検討します。また、疾病の早期発見に努めるとともに、健診後の保健指導や健康教育の充実を図ります。
② 安全で有効な予防接種の推進	予防接種法に基づき、感染症の発生及び重症化予防のため、予防接種委員会並びに協力医療機関と連携を図りながら、適正かつ安全な予防接種実施のための体制を整え、定期接種の勧奨に努めます。

3 母子の健康を見守る体制の充実 戦略

主な取組	概要
① 母子保健の推進	母子保健法等に基づき、母子健康手帳の交付や健診・相談業務及び乳幼児期の家庭訪問等、疾病の早期発見と母子の健康増進を図るとともに、安心して育児ができるよう支援します。
② 妊娠・出産・子育て期を通じた母子への支援	妊産婦健康診査及び産後ケア、産前産後サポート事業の実施とともに、安心して妊娠・出産・子育てができるように関係機関と連携し母子の健康を継続的に支援します。

4 児童発達支援体制の充実

主な取組	概要
① 発達障害の早期支援	乳幼児健康相談や乳幼児健診を実施し、発達の遅れや偏りが見られる乳幼児に対し、早期に療育支援や医療につなげるとともに、家庭において適切な育児が行われるよう支援します。
② 療育体制の充実	個々の障害特性に応じた専門性の高い療育の提供や、幼稚園・保育園等、学校など身近な地域における発達支援や相談などを、専門スタッフが実施し、療育の質の向上と充実を図ります。

序章

基本構想の概要

第Ⅱ期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 身近な地域で、市民がいつでも適切な医療を受けられることは、安心な生活を送る上で不可欠です。
- 古河市では、公立の診療所と民間の医療機関を中心に、市民の疾病予防や治療にあたっているほか、広域的な連携によって救急医療体制を構築してきました。また、在宅医療の推進に向けて古河福祉の森診療所をはじめ民間医療機関における訪問診療の充実を図ってきました。
- 今後、ますます少子高齢化が進む中で、安心して出産や子育てができる医療環境や、慢性疾患などにも対応できるような医療と介護の連携が課題となっています。また、複雑・多様化、高度化する医療ニーズに適正に対応していくため、地域の医療機関の連携や広域的な連携を進めることが必要です。
- 安全な血液を安定的に確保するため、また、救急医療体制への援助活動の一つとして、献血を推進しています。少子高齢化の影響もあり、献血可能人口が減少しているため、若年層への働きかけが必要です。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
献血者数	2,564人	3,200人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 地域医療と救急医療体制の充実

主な取組	概要
① 地域医療の充実	適切な受療の機会を提供し、かかりつけ医の普及や地域の医療機関との連携を図ります。また、通院困難な状態になっても、在宅で診療が受けられるよう訪問診療の充実及び、訪問看護、訪問リハビリテーション等の多職種連携による在宅生活支援体制の維持向上に努めます。 市民
② 救急医療体制の充実	救急医療機関の受け入れ体制を充実するとともに、近県や近隣市町の医療機関と連携しながら、救急医療体制の強化に努めます。 市民
③ 献血の推進と骨髄等移植ドナーへの助成	献血の正しい知識の普及や啓発に努め、安全な血液の確保を図ります。また、骨髄等を移植した市民に費用の一部を助成するなど、ドナー登録及び骨髄等の移植を推進します。

2 安心して子育てできる医療環境の充実 戦略

主な取組	概要
① 小児科産婦人科医療体制の充実	近隣市町や関係機関との連携を図りながら、出産・子育て期にかかる広域医療体制の充実を図ります。また、小児救急医療体制を支援するなど、安心して子育てできる医療環境の充実に努めます。

序章

基本構想の概要

第Ⅱ期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 国民健康保険は、都道府県が国保運営の責任主体となり、市町村と連携しながら、これからの国保財政の健全化を図っていきます。将来的に「都道府県単位で保険料率を統一する」ことが必要とされています。国・県の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。
- 古河市では、平成31年2月策定した「古河市国民健康保険赤字削減・解消計画書」に基づき、2年ごとに税率の見直しを行いながら、国保財政の赤字解消に努める必要があります。医療費の適正化に向けた取組に加え、国の保険者努力支援制度を効果的に活用しながら保健事業を実施し、市民の健康を確保するとともに、制度の安定的な運用に努めます。
- 後期高齢者医療制度については、被保険者数の増加に伴い、医療費も増加しています。茨城県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、制度の安定的な運営を図るため、保険料収納率の向上や医療費の適正化に取り組めます。
- 次世代を担う子どもたちを健やかに産み育てる環境を整えるため、子どもを育成する家庭の支援と、重度心身障がい者等の健康の保持増進を図るため、医療費の一部助成をすることで、生活の安定と福祉の向上に努めています。
- 国民年金制度はすべての国民が安定した老後生活を送るために社会全体で支えあう制度です。市民生活に大きな役割を果たす年金制度について、今後も動向を把握し、市民の理解が得られるよう、適正な制度の周知、相談・窓口業務等を行ってまいります。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
国民健康保険加入者ひとり当たりの医療費	267,656 円	265,000 円
後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用率	81.11%	83.00%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 制度の周知と普及

主な取組	概要
① 国民健康保険制度の周知	国民健康保険制度の適正かつ安定的な運営を確保するため、被保険者の理解と協力が得られるよう情報提供に取り組みます。
② 後期高齢者医療制度の適正な運用	広域連合が決定した保険料に基づいて保険料の徴収を行うとともに、各種申請の受付などの窓口業務及び制度の広報活動を実施します。
③ 医療福祉費支給制度の普及	小児、ひとり親家庭の父母子、重度心身障がい者、妊産婦などを対象とした医療福祉費支給制度の普及に努めます。
④ 国民年金制度の促進	国民年金制度の周知と市民からの相談に対応し、普及と受給権の確保に努めます。

2 制度運用の適正化

主な取組	概要
① 保険適用の適正化の推進	国保加入、喪失手続等を推進し、保険適用と保険税賦課の適正化を図ります。
② 医療費の適正化	レセプト*等のデータ分析に基づく、健康保持増進のためのデータヘルス計画により、特定健康診査等の受診率向上、ジェネリック医薬品*の使用促進、特定健康診査の結果をもとに生活習慣病予防の取組などを通じて、医療費の抑制に努めます。

現状と課題

- 古河市の総人口が減少傾向にある中、年少人口[※]も年々減少し、平成 27 年度国勢調査における年少人口割合は 12.5% となっています。また、平成 27 年度国勢調査における合計特殊出生率[※]も 1.38 と低い水準にあって、人口減少と少子化の進行が顕著となっています。少子化の背景としては、晩婚や非婚化、仕事と子育ての両立に対する負担感の増大などが要因と考えられています。
- また、共働き世帯やひとり親家庭の増加、核家族化の進展などにより、保育ニーズがより一層高まっているとともに、地域のつながりの希薄化を背景として、子育てに不安を感じる保護者への支援、虐待の未然防止や迅速な対応が課題となっています。安心して妊娠・出産、子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子育てしやすいまちづくりを進めることが大切です。そこには、子どもの視点に根ざした環境の整備や支援を行うことも求められています。
- 今後は、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係団体や事業者などとも連携しながら、多様化する子育て支援ニーズに対応するとともに、子育てに関する相談体制の充実など、子どもやその家庭の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
合計特殊出生率 戦略	1.38%	1.52%
子育て支援に関する市民満足度	66.98%	80.0%
保育所の待機児童数 戦略	15人	0人
地域子育て支援拠点事業 (親子が集まって過ごしたり、相談する場) での相談件数	537件	800件
児童虐待・DVの相談件数	① 69件 ② 30件	① 65件 ② 30件

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 出産や子育ての経済的支援 戦略

主な取組	概要
① 出産や子育ての経済的負担の軽減	子育てにかかる経済的負担を軽減し、産み育てやすい環境づくりのため、子育て世代への支援を充実します。また、定住につながるよう経済負担の軽減策の見直しを検討します。
② 子ども・若者に対する医療費の助成	小児医療福祉費支給制度に加え、市独自の医療費助成を行い、子育てにかかる医療費負担を軽減します。

2 保育の量の拡大と質の改善 戦略

主な取組	概要
① 保育環境の充実	保育環境の充実に向け、保育の受け皿を適切に確保するとともに、保育人材不足の解消に努めます。公立保育所においては「古河市公立保育所運営ビジョン」に基づき、施設の集約化・長寿命化や保育人材の計画的な確保を行います。
② 民間保育施設への支援	民間保育施設に対し、国・県の補助を活用し、定員増も含めた施設改築などへの支援を行います。
③ 待機児童の継続的な解消	子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」「確保方策」を基に、認定こども園への移行の促進や小規模保育の設置を進めるとともに、官民協力で保育士確保に取り組み、待機児童の継続的な解消を進めます。 市民
④ 多様な保育ニーズへの対応	通常の保育に加えて、多様化する保育ニーズに応えるため、延長保育や病後児保育などの取組を支援します。 市民

3 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援体制の強化 戦略

主な取組	概要
① 子ども家庭総合支援拠点の構築	子どもの権利を擁護するため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもやその家庭等への対応力を強化します。さらに、母子健康包括支援センターと連携し、子育てに関する資源のネットワーク化を進め、総合的な相談支援体制を構築します。 市民
② 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援体制の構築	子育て情報の積極的な提供を行い、妊娠期から子育て期まで継続的に支援し、子どもを産み育てやすい環境を整えます。
③ 児童虐待・DV 対策の強化	児童虐待・DV を未然に防ぐための啓発活動を行うとともに、子育てに行き詰まることがないように、様々な相談に適切に応じられるよう専門職を常時配置し、相談支援にあたります。また、地域や警察等の関係機関・団体との連携を図り、児童虐待の早期発見と迅速な対応ができるよう体制を強化します。

1 市民のニーズに合った生涯学習の充実

- 1 生涯学習の機会の充実
- 2 生涯学習環境の充実
- 3 生涯学習施設等の充実
- 4 読書環境の充実

2 生きる力を育む学校教育の充実

- 1 幼児期(幼稚園・保育園・認定こども園)から児童期(小学校)への円滑な移行支援
- 2 特色ある学校教育の充実
- 3 地域教育機関の充実

3 安心して学べる教育環境の充実

- 1 学校施設・設備・備品の充実と維持管理
- 2 就学しやすい環境づくり
- 3 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり
- 4 学校保健の充実

4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実

- 1 学校給食施設の運営と食物アレルギー対応・衛生管理
- 2 学校給食における食育・地産地消の推進

5 未来を担う青少年の健全育成

- 1 家庭・地域の教育力の育成
- 2 地域や社会への青少年の参加の促進
- 3 青少年の健全育成のための活動の促進

6 市民が親しめる生涯スポーツの推進

- 1 スポーツ施設の充実と有効活用
- 2 生涯スポーツの振興
- 3 競技力向上とトップアスリートの育成

7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興

- 1 文化財の保存・継承および博物館施設の充実
- 2 市民文化活動および芸術文化活動の促進

現状と課題

- 情報化や国際化の進展、ライフスタイルの変化などの中で、新たな知識や技術を習得し、心豊かな生活を送るため、自主的な学習意欲が高まっており、市民の多様な学習ニーズへの対応が重要となっています。
- 古河市では、公民館などを中心に、各種講座や教室を開催し、情報提供を進め、市民の自主的な活動を支援してきました。この中で、生活上の課題や地域課題に対応した講座等の企画・実施や、あらゆる人々が参加できる学習機会の提供が課題となっています。
- 今後も、公民館や図書館など生涯学習に関連する施設の効果的な運営を図り、市民の学習ニーズに的確に対応しながら、いつでもどこでも学べるように生涯学習の機会や環境の充実を図るとともに、その成果を地域の中で活かせるような環境づくりを進めていく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
生涯学習の充実に満足している市民の割合	77.70%	90.00%
生涯学習活動に参加している市民の割合	12.4%	15.0%
代表する生涯学習施設の利用者数 (中央公民館、古河東公民館、三和地域交流センター)	中央 51,035 人 古河東 34,860 人 三和 42,165 人	中央 54,000 人 古河東 37,000 人 三和 45,000 人
市内図書館における市民一人あたりの図書等の貸し出し数	2.58 冊	2.80 冊

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 生涯学習の機会の充実

主な取組	概要
① 生涯学習講座の充実・強化	公民館等の施設職員、生涯学習指導員、社会教育主事などと連携しながら、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応した市民大学や公民館等講座を市内各所で実施し、市民の生きがいと地域への愛着心を育みます。

2 生涯学習環境の充実

主な取組	概要
① 学習情報の提供	講座や施設利用の案内、各種団体の紹介等、市民が必要とする学習情報の提供（講座情報誌「まなびピアこが」の発行等）に努めます。
② 人材資源の活用	地域の中で、技術や豊かな知識・経験を有する人材を発掘し、その人材資源を活用した講座やプログラムを充実します。

3 生涯学習施設等の充実

主な取組	概要
① 生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理・運営	生涯学習の拠点となる施設を計画的に整備・改修し、その機能向上を図り、また、地域課題を解決するための活動の拠点として、計画的な施設の適正配置を進めるとともに、管理面については、市民力・地域力を生かした効果的な運営を検討します。

4 読書環境の充実

主な取組	概要
① 図書館機能と蔵書の充実	幅広い市民の学習ニーズに応じた図書館機能と蔵書を充実し、市民の図書館利用の拡大を図ります。
② 読書団体の育成・支援	読書団体などを育成・支援し、幼児期からの読書意識の高揚を図ります。
③ 子ども読書活動の推進	子ども読書活動推進計画に基づき、絵本の読み聞かせやおはなし会、ブックスタートなど地域のボランティアと連携して、子どもが本に親しむ環境づくりを進めます。

現状と課題

- グローバル化の進展や人工知能の進化などに直面している今日、将来を担う子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造する力などを確実に身に付けることが求められています。
- 学校現場においては、学力の低下、いじめ・不登校など諸課題への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用をはじめ、複雑かつ多様な課題に向き合う必要があります。そのため、個に応じた教育の推進により「主体的・対話的で深い学び」という確かな学力の定着を図るとともに、道徳教育の充実により、他者への思いやりなどを育み、社会性や規範意識などを備えた豊かな人間性の育成が重要となっています。
- また、家庭では、基本的な生活習慣が身に付いていない子どもの増加、児童虐待など様々な問題が発生しており、家庭や地域の教育力の向上が求められています。
- 今後は、教育内容を充実・強化し、基礎学力の向上や豊かな心を育成するとともに、家庭や地域と連動（協力）し、子どもたちの能力を引き出し、最大限に伸ばすことで、自己実現を図れるように支援していくことが必要です。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
全国学力・学習状況調査（質問紙の状況）における将来に関する意識の項目について、肯定的な回答を行った児童生徒の割合 ＜市立小学校・市立中学校＞	小 85.4% 中 70.0%	小 90.0% 中 80.0%
全国学力・学習状況調査（教科の調査結果）における全国（国公立）平均正答率との比較＜市立小学校・市立中学校＞	小 -2.2 ポイント 中 -3.4 ポイント	小 +1.0 ポイント 中 +0.5 ポイント
全国学力・学習状況調査（質問紙の状況）における自己肯定感に関する意識の項目について、肯定的な回答を行った児童生徒の割合 ＜市立小学校・市立中学校＞	小 81.5% 中 71.8%	小 90.0% 中 80.0%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国（公立）体力合計点との比較＜市立小学校・市立中学校＞	小 +1.3 ポイント 中 +3.2 ポイント	小 +3.0 ポイント 中 +5.0 ポイント

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1

幼児期（幼稚園・保育園・認定こども園）から
児童期（小学校）への円滑な移行支援

主な取組	概要
① 幼児教育と小学校教育の接続の推進	幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、小学校の各教科等における学習に円滑に接続されるよう指導の工夫や指導計画の作成を支援します。また、幼児教育施設と小学校の教職員の交流を通して、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

2

特色ある学校教育の充実

主な取組	概要
① 個に応じた教育の推進	チームティーチングや少人数指導など、きめ細かな教育を推進し、児童生徒一人ひとりの確かな学力の定着を図ります。また、一人ひとりの児童生徒を大切にしたい個別の支援や特別な配慮を要する児童生徒に対する支援の充実に努めます。
② 確かな学力の向上	各教科において「主体的・対話的で深い学び」への授業改善を目指し、効果的なICT機器の活用とプログラミング教育を推進し、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」3つの資質・能力の育成を目指します。 英語検定受検料を助成し、グローバル社会に対応できる人材の育成を目指します。 市民
③ 豊かな心の育成	学校教育全体を通して、相手を思いやる心やたくましく生きる心を育てるとともに、人権尊重の意識を高める心の教育を推進します。また、いじめを含めた生徒指導上の課題について、地域全体での見守りを推進します。「特別の教科 道徳」の授業の工夫・改善を図り、道徳性を養います。
④ 体力の向上	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を活用し、各学校で課題克服のために「体力アップ推進プラン」を策定します。授業だけではなく、昼休みや体育的行事における実践も具体的に設定・実践・評価していくことで、体力の向上を図ります。
⑤ 特色ある教育活動の展開	考える力を基盤として、自ら考え判断し、表現できる児童生徒の育成を目指した学校の意欲的な取組を支援することにより、特色ある教育活動の展開を図ります。
⑥ キャリア教育の推進	小学校、中学校をつなぐ組織的・統計的なキャリア*教育の充実と、家庭・地域との連携によるキャリア教育の推進を図ります。
⑦ 教職員の資質・能力の向上	各種訪問や学校や教職員のニーズに合わせた研修を通して、教職に対する強い情熱と教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力を高め、信頼される教職員を育成します。
⑧ 読書教育の推進	県事業「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を活用し、各校の読書率の向上を目指します。また、各小中学校の学校図書館の環境整備を推進します。

3

地域教育機関の充実

主な取組	概要
① 新たな教育機関の誘致	専門学校や大学など高等教育機関を誘致することにより、市内で専門性の高い教育を受ける選択肢を広げ、多才な人材の輩出や、市内での専門性の高い人材の確保を図ります。 市民
② 学校間連携の推進	各中学校区における小・中学校の連携を推進し、小学校教育から中学校教育への円滑な接続および義務教育9年間を見通した系統的・継続的な指導により、学力向上や学校生活への適応を図ります。また、中等教育学校との連携によって、児童の学習意欲の向上を図るとともに、英語プレゼンテーション大会等の各種イベントでの生徒・指導者の交流を推進します。 市民

現状と課題

- 学校施設は、児童生徒の学習の場や豊かな人間性を育む場として重要な役割を担っています。加えて地域住民にとっても、災害時の指定避難所等としての役割を担っているため、安全性の確保は極めて重要です。
- 少子化により今後も児童生徒数の減少が見込まれ、教育環境の向上や社会性の確保の観点から、子どもたちにとって望ましい学校の在り方について検討する必要があります。
- 古河市には 32 の小・中学校があり、校舎・体育館等の老朽化が進んでいる施設が存在するため、耐久性を向上させるなどの長寿命化を図り、実情に応じた改修や適正な維持・管理が必要です。また、児童生徒にとって、より良い学習環境を整備することが求められます。
- 特別な教育的ニーズのある子どもたちや帰国子女・外国人児童生徒の増加に対応するため、特別支援教育の充実や日本語指導など、多様なニーズへの対応が課題となっています。
- 今後も、施設の充実や維持管理とともに、家庭や地域と連携した学校運営を進め、安全・安心な教育環境を充実していく必要があります。
- 児童生徒の健康維持・増進に努めるとともに、教職員の健康とより質の高い指導・運営体制を構築するため、学校の業務・職場環境の改善等が必要です。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
学校教育の充実に満足している市民の割合	74.18%	80.00%
放課後児童クラブ希望者入所率 戦略	98.91%	100.00%
児童生徒健康診断受診率	小学校 99.62% 中学校 97.63%	小中学校 100.00%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 学校施設・設備・備品の充実と維持管理

主な取組	概要
① 学校施設の適正配置	児童生徒数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の観点から、適正規模・適正配置について検討します。
② 学校施設の適正な維持管理	学校施設長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化を図りながら、適正な維持管理を行い、安全・安心な教育環境を提供します。
③ 学習環境の充実	学習指導要領に対応した教材等の整備をするとともに、ICT機器の整備の推進など、学習環境の充実を図ります。

2 就学しやすい環境づくり

主な取組	概要
① 多様なニーズに対応した就学支援	児童発達支援センター等との連携を強化して、就学相談、就学指導の充実に努めるとともに、特別支援教育支援員を活用し、特別な教育的ニーズのある児童生徒が生活や学習上の困難を克服できるよう支援を行います。また、日本語指導員等を活用し、外国人児童生徒等への日本語指導を行い、学校生活への適応を図り、多様なニーズに対応した就学支援を推進します。 市民

3 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり

戦略

主な取組	概要
① 開かれた学校づくり	学校の教育目標や教育活動を広く公開し、保護者や地域から信頼される地域に開かれた学校をつくります。また、学校の自己評価や学校評議員等の意見を聴取するなど、学校の課題、保護者や地域の要望を把握し、学校運営の改善を図ります。
② 子どもを見守る環境づくり	放課後児童クラブを充実して、児童が放課後等を安全安心に過ごせる場を確保し、心身ともに健全な育成を図ります。また、児童生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者等へ電子メール等を活用した不審者出没情報の提供を行い、安全強化に努めます。 市民

4 学校保健の充実

主な取組	概要
① 児童生徒・教職員の健康の保持・増進	児童生徒、教職員の健康管理のために健康診断を実施し、健康保持や増進に努めます。また、教職員に対してストレスチェックを実施するとともに勤務状況を把握し、国・県の方針を踏まえながら学校の業務・職場環境の改善を図ります。 市民

現状と課題

- 古河市の学校給食は、古河地区小学校7校では自校方式で提供し、古河地区中学校、総和地区、三和地区小中学校及びに古河中等教育学校についてはセンター方式で提供しています。同じ市内において異なる給食の提供方式を採用しており、献立内容も異なっている状況にあります。
- 安全・安心で安定的な給食の提供に加え、食物アレルギー児童生徒への対応の一つとして、学校給食センターでは除去食（乳・卵の同時除去）の提供を行っております。また、児童生徒が食に関する知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食センターを拠点として、食育や地産地消を推進しています。
- 自校方式給食室では、設備機器の老朽化に伴い、修繕部品の調達が困難な状況になっています。自校給食を継続していくためには、耐用年数に応じた設備更新をしていく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
学校給食残滓の割合	自校 12.4% センター 13.0%	自校 8.0% センター 11.0%
学校給食における地場産物の活用割合	42.80%	57.50%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 学校給食施設の運営と食物アレルギー対応・衛生管理

主な取組	概要
① 学校給食センターの運営管理	施設設備の定期的な保守点検を行い、施設の長寿命化を図っていきます。また、自校給食室の統合を見据えた運営手法の検討や食器類・コンテナ・配送車両の確保、配送ルートなど課題の検証を行います。
② 自校給食室の運営管理	古河地区小学校の自校給食室を学校給食センターへと段階的に統合することについて、関係機関と連携し、協議を進めていきます。統合までは、運営手法の検討や施設・設備の適切な維持管理に努め、自校給食事業の円滑な運営を行います。
③ 食物アレルギーへの対応	保護者及び学校と連携を密にしながら、それぞれの状況に応じた対応を継続していきます。食物アレルギーを持つ児童生徒の状況把握に努めるとともに、増加する学校給食センター除去食の要請に対応するため、提供のあり方や方法について検討していきます。
④ 給食施設の衛生管理の徹底	衛生検査・害虫駆除業務の民間委託や栄養士・調理員等を対象とした研修会の参加・実施などにより、各給食施設の衛生管理を徹底します。

2 学校給食における食育・地産地消の推進

主な取組	概要
① 栄養指導による食育の推進	学校における給食メニューの再検討や栄養教諭等による食に関する栄養指導を充実させ、望ましい食習慣が身につくよう意識啓発を行います。
② 食育拠点の充実	学校給食センターを食育の拠点とし、児童、生徒、保護者への見学のほか、市民を対象とした試食会を開催し、食育を学ぶ場を提供することで、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の育成を図ります。
③ 地産地消の推進	JA等生産者団体との連携を深め、地元の野菜や加工食品の食材活用を図り、地産地消を進め、児童生徒の地元農業・食品加工業への理解促進に努めます。

現状と課題

- 家庭や地域の教育力の低下、SNS の普及による情報化の進展など、青少年を取り巻く環境が急激に変化し、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下、各種体験の不足などが問題となっているほか、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性や犯罪に加担する可能性も大きくなっています。
- 古河市では、親学習プログラムの実施、子ども会をはじめとする青少年団体の活動支援、多様な自然・社会体験の提供などとともに、青少年を対象とした相談活動などを行ってきました。
- 今後も、青少年団体の育成・支援、地域活動等への青少年の参加を促進するとともに、家庭や地域ぐるみで青少年の健やかな育ちを支えるための体制を充実する必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話す児童生徒の割合	小 74.5% 中 77.2%	小 84.0% 中 80.0%
全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における今住んでいる地域の行事に参加する児童生徒の割合	小 63.2% 中 48.3%	小 67.0% 中 51.0%
家庭教育学級の加入率	79.6%	100%
青少年の健全育成に協力する店	157 件	180 件
こどもを守る 110 番の家の登録件数	2,954 件	3,000 件

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 家庭・地域の教育力の育成

主な取組	概要
① 家庭教育の推進	子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や、家庭の役割の重要性を啓発するために必要な情報の提供に努め、家庭教育の充実を図ります。
② 地域教育力によるコミュニケーション能力の向上	子ども会活動等を支援し、関係団体への啓発を行うとともに、地域教育力の活性化や子どもたちのコミュニケーション能力の向上に努めます。

2 地域や社会への青少年の参加の促進

主な取組	概要
① 多様な体験や創作活動の提供	地域を越えた交流や異世代との交流活動を促進し、自然体験や社会体験など多様な体験や創作活動の場や機会の充実を図ります。
② 郷土愛の醸成	新成人の門出を祝福し、仲間との絆を深め、生まれ育った土地・育ったまちへの郷土愛や地域の一体感の醸成のために、充実した成人式を開催します。
③ 科学の楽しさを体験できる場の提供	学校、地域団体、企業と行政が連携し、青少年をはじめ広く市民が科学の楽しさを体験できる青少年のための科学の祭典古河大会を開催します。
④ 青少年育成団体の育成・支援	青少年のための古河市民会議などの青少年育成団体の活動を支援するとともに、必要に応じて自立を促します。

3 青少年の健全育成のための活動の促進

主な取組	概要
① 非行等の未然防止の推進	青少年相談員を中心に、定期街頭補導や地域の祭りなどでの特別街頭補導を実施し、青少年の健全育成と非行防止に取り組みます。
② 健全な環境づくりの推進	「青少年の健全育成に協力する店」や「こどもを守る110番の家」の登録を推進するとともに、メディアリテラシー教育の推進、各種イベント会場での普及啓発活動を実施し、健全な環境づくりと青少年の安全確保を図ります。
③ 子ども・若者の育成支援	青少年のための古河市民会議をはじめ、青少年の健全育成に関わる団体などと連携しながら、子ども・若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。

現状と課題

- 健康志向の高まりを背景として、市民のスポーツに対するニーズが高まり、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツのできる環境づくりが求められています。日常的にスポーツに親しむことは、健康の保持・増進や体力向上だけでなく、生きがいのある生活にもつながります。
- 古河市では、生涯スポーツを支える各種スポーツ団体の育成・支援を行うために、スポーツ施設の安全性や利便性を確保し、類似または同一機能を有する施設の統廃合も視野に入れた効率的かつ安定的な施設運営が課題となっています。
- スポーツには、競技レベルに応じて自ら楽しむスポーツと観戦して楽しむスポーツとがあります。令和元年度に開催された茨城国体を契機として市民のスポーツに関する意識のさらなる向上を図ることが大切です。
- これまで古河市からは、プロ野球やサッカープロリーグをはじめ多くのトップアスリートが生まれています。今後も、スポーツ少年団及びスポーツクラブの活動を支援するとともに、学校体育との連携を強化し、トップアスリートの発掘と育成に取り組む必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
週1回以上スポーツをする市民の割合	53.5%	60%

関連するSDGs (17ゴール)



施策・主な取組

1 スポーツ施設の充実と有効活用

主な取組	概要
① スポーツ施設の充実	スポーツ施設の環境整備を計画的に行い、あらゆる世代に対してスポーツの場を提供するよう努めます。
② 施設の有効利用の推進	市民のスポーツに対するニーズに応えるため、既存施設を有効活用するとともに、学校体育施設を開放して、スポーツの推進を図ります。

2 生涯スポーツの振興

主な取組	概要
① 組織の充実	体育協会、スポーツ少年団及びスポーツ推進委員会との連携を強化するとともに、各種スポーツ団体を支援し、組織の強化と人材の育成を図り、「いつでも・だれでも・どこでも」スポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。
② 行事の充実	参加者拡大のための啓発に努めるとともに、市民のニーズに即した種目の見直しを進めます。 市民

3 競技力向上とトップアスリートの育成

主な取組	概要
① 競技力の向上	高度化・多様化するスポーツニーズにこたえるため、高度な知識や指導力を持つ指導者の育成に努めます。 市民
② トップアスリートの育成	全国大会への派遣補助制度を継続し、才能あるジュニア世代の選手の発掘・育成に向けて各種団体との連携を図ります。

現状と課題

- 郷土の歴史文化を学び、大切にしていくことは、地域に対する愛着を持つことにつながり、さらに地域文化を後世に永く伝えることは、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進める上で欠かせないものです。
- 長い歴史と伝統に培われた古河市は、多くの歴史的資源や文化人を有しています。国指定重要文化財としては旧飛田家住宅と鷹見泉石関係資料の2件、県指定文化財16件、市指定文化財132件を有しており、歴史博物館を中心に文化財の紹介、歴史・民俗・芸術等の貴重な文化財の収集や保存を進めてきました。また、貴重な文化遺産が、開発や老朽化により消失する可能性があるため、これらの保全や活用も課題となっているほか、地域の貴重な民俗芸能の後継者不足が懸念されています。
- また、平成23年度に、3地区の文化協会を統合した古河市文化協会が発足し、各地区で芸術文化の発表の機会を設けていますが、後継者の育成・確保などが課題となっています。
- 今後も、文化財や史跡、郷土芸能などの保全や継承を図るとともに、市民による芸術文化活動の活発化に向け支援していく必要があります。
- 加えて、これまで収集・保存してきた歴史・文化資料等を適切な環境で保存し、それらの情報を、安全・快適な空間で市民（来館者）に提供するため、博物館施設の経年劣化にともなう計画的な修繕が必要です。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
文化施設各館年間入館者数(歴博、篆刻、街美、文学館、三資、記念館、画室、旧宅)	100,826人	112,000人
文化財保存団体数	17団体	18団体
文化協会会員数	2,628人	2,800人
市民文化祭等催事来場者数	19,449人	23,000人

関連するSDGs (17ゴール)



施策・主な取組

1 文化財の保存・継承および博物館施設の充実

主な取組	概要
① 文化財や伝統文化の保存・継承	市内に残る貴重な文化財の保存に向けて、文化財指定に努めるとともに、市民が地域の民俗芸能に関心を持ち、学び、理解するための機会を提供し、後継者の育成を図ります。
② 埋蔵文化財の保護・保存	埋蔵文化財の周知・広報に努め、開発等により遺跡の毀損のおそれがある場合には発掘調査を実施し、記録保存を行います。
③ 歴史・民俗・文化資料の調査・収集と保存・整理	公開承認施設*である歴史博物館をはじめとする各博物館施設において、地域に関連する貴重な歴史・民俗・文化資料の調査や収集、保存、研究を進め、整理にあたってはデータベースの構築を図ります。
④ 歴史や文化に関する情報提供の推進	各博物館施設での企画展や講座等の充実を図り、ホームページ等を活用して積極的な情報提供を行って入館者の増加を図ると同時に、各施設間だけでなく学校や周辺地域との連携をより深め、来訪者の回遊性を高めることに努めます。 市民
⑤ 博物館施設の適正な維持・管理	市民(来館者)に対する安全・快適な空間を提供すると共に、国指定重要文化財を含む所蔵資料を適切な環境で保存していくために、施設の適正な維持管理に努めます。

2 市民文化活動および芸術文化活動の促進

主な取組	概要
① 芸術文化活動への支援	各種文化団体の自主活動及び市民文化祭などの活動発表への支援を行います。また、文化施設収蔵資料を活用した作品を全国から公募するなど、市民の芸術文化活動を促進します。
② 地域文化を創造する人材の育成・確保	市民文化リーダーの育成とともに、芸術文化活動団体への若年層の加入促進に努めます。また、関係団体間のネットワークづくりを推進します。

1 消費者ニーズに対応した商業の振興

- 1 地域商業の振興と経営基盤の充実支援
- 2 まちなかの賑わいづくり
- 3 商業活性化への支援

2 地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致

- 1 市内工業の充実に向けた支援
- 2 企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進
- 3 経営革新の支援

3 安定的に農畜産物を供給する農業の振興

- 1 農業の経営強化と担い手の育成
- 2 生産基盤と農村集落環境の整備
- 3 農業・農産物による古河のブランドづくりと体験・交流の促進

4 地域ブランドの創造による観光の振興

- 1 市内回遊の魅力づくり
- 2 魅力ある観光コンテンツの充実とプロモーションの展開
- 3 古河の魅力を高めるブランド価値の創造
- 4 商・工・農の連携

5 雇用の確保と労働環境の充実

- 1 雇用の確保と労働環境の充実
- 2 安心・充実して働ける環境づくり

6 安心できる消費生活の確保

- 1 安心な消費生活を送るための環境づくり

7 意欲を活かす創業の促進

- 1 創業支援体制の継続
- 2 創業者掘り起こし

現状と課題

- 古河市は関東のほぼ中央、茨城県の西端にあり、鉄道や車での首都圏へのアクセスが良好な環境にあります。古河地区の市街地を中心に商店街が形成されていますが、各地へのアクセスが良いことなどから、買い物客の流出が見られ、全国的に見ても消費支出流出入率がマイナスとなっており、市外に流出する金額の割合が高い傾向にあります。
- 商店街は地域活性化やコミュニティ形成など、市の顔として存在してきましたが、近年においては、モータリゼーションの進展、大型店との競合、消費者ニーズの多様化、電子商取引市場の拡大に加え、事業主の高齢化が進み、業況は厳しい環境にあります。しかしながら、今後少子高齢化が進むなか、対面型店舗ならではの人のつながりや、コミュニティ維持など商店街の機能維持が求められています。
- 全国的にも多くの業種で事業所数の減少が見られ、古河市においても小売業や飲食・生活関連サービス業などの事業者数は減少傾向にあるものの、小売業においては、年間販売額が微増傾向にあります。このため、商店街だけでなく、市内全域的にも商業の活性化を図り、事業所数を維持しながら、消費者ニーズに対応した魅力的な新規出店を増やす必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
民間消費支出流出入率(順位(1719市町村中)) 戦略	-23.4% (1,430位)	-21.2% (1,300位)
小売業の事業所数 戦略	986件	986件
飲食等サービス業の事業所数 戦略	976件	976件
空き店舗活用の新規取組数	3件	5件
小売業の年間商品販売額 戦略	154,480百万円	160,968百万円

関連するSDGs(17ゴール)



施策・主な取組

1 地域商業の振興と経営基盤の充実支援 戦略

主な取組	概要
① 商工団体の育成と支援	商工団体の各種独自事業を支援することにより、会員の積極的な参加を喚起し、総合的な地域商工業の振興を図ります。 市民
② 中小企業への経済的支援	中小企業事業資金融資制度利用者に対し、利子及び保証料を補助することで、負担の軽減を図ります。

2 まちなかの賑わいづくり

主な取組	概要
① まちなか賑わいづくりの推進	古河駅周辺については、古河の玄関口「顔」としての魅力づくりを推進するとともに、民間の活力を十分に活かすことで、市内外から人が集まる環境づくりを進めます。 市民

3 商業活性化への支援 戦略

主な取組	概要
① 商業の活性化事業への支援	商工団体が実施する事業を支援し、小売、飲食、生活関連サービス業等の販売促進並びに商業の活性化を推進します。
② 空き店舗等対策の推進	関係団体などとの連携により、空き店舗の有効活用に向けた取組を支援します。

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

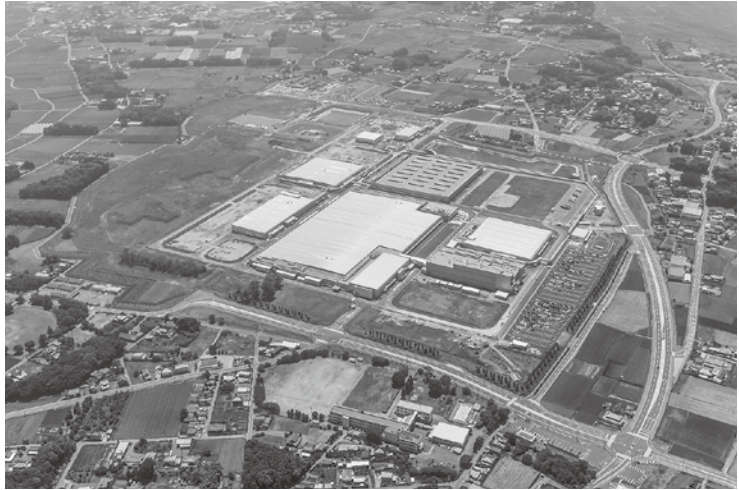
6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 企業のグローバル化が進み、製造業などの空洞化が長年にわたり懸念されてきましたが、状況が刻々と変化しており、既存工業の振興や新たな企業の誘致に向けた努力が全国各地で行われています。
- 古河市は東京都心から 50～60km 圏に位置し、圏央道や新 4 号国道など交通アクセスで優位性があるため、既存の丘里工業団地、北利根工業団地などは空きがない状態である一方、古河名崎工業団地での自動車製造業の本格稼働に伴い、新たな産業活動が活発になっています。
- 工業をはじめとする産業の振興は、地域経済を活性化するだけでなく、人口減少の克服に向け国が示した「総合戦略」に「地方における安定した雇用を創出する」とあるように、若者などの移住・定住を促して人口減少を抑制し、都市の活力を保つ上でも不可欠です。
- このため今後も、業種の多様化や既存企業の振興に対応するべく、新たな産業用地である仁連工業団地を中心として、地域の特性を活かす工業の振興とさらなる企業誘致への取組が必要になります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
製造品出荷額等及び全国自治体における順位 戦略	1,040,200 百万円 59 位	1,070,000 百万円 56 位
製造業への従業者数 戦略	18,307 人	18,600 人
企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業該当者数	778 世帯	1,000 世帯
企業誘致による延べ市内新規雇用者数 戦略	176 人	300 人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 市内工業の充実にに向けた支援 戦略

主な取組	概要
① 市内立地企業のサポート	市内で操業する製造業、流通業等企業との連携に努め、操業環境の向上を図ります。
② 古河市工業会等への支援	古河市工業会、古河商工会議所及び古河市商工会を支援し、既存工業団地等の現状を把握しながら、総合的な地域工業及び商業の振興を図ります。
③ 中小企業への経済的支援	中小企業事業資金利用者に対し、利子及び保証料を補給することで、負担の軽減を図ります。

2 企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進 戦略

主な取組	概要
① 新産業の振興	自動車製造業が本格稼働をしている古河名崎工業団地においては、さらなる拡充が計画されており、追加整備やこれから進出する企業の立地を支援することにより、古河市における新産業の振興を図ります。
② 企業立地の推進	首都圏中央連絡自動車道や新4号国道、筑西幹線道路等の都市基盤を活かすよう、新設の仁連工業団地を中心として、立地支援策を講じるなど新たな企業の立地を促進します。 市民
③ 企業誘致にともなう定住促進	市内雇用の確保を図るとともに、元気に働く世代が古河市に集まるよう立地企業の社員を中心に古河市への定住を促進します。 市民

3 経営革新の支援 戦略

主な取組	概要
① 異業種交流と産官学連携の支援	県西地区の産業支援機関で組織する古河地区工業連絡会等を通して、異業種企業の交流促進や産官学連携のものづくり、経営革新の取組を支援します。 市民

現状と課題

- 食に関する国民の志向変化、価格が安い外国産農産物の流入などにより、わが国の農業をめぐる環境は厳しくなっており、平成 30 年 12 月に環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）が発効したことにより、農畜産物の関税削減が進み、わが国の農業はさらなる競争力強化が求められています。
- 古河市の農業は、利根川・渡良瀬川が生み出した肥沃な土地と、東京都心から 50～60km 圏に位置し交通利便性が高いという特性を活かし、これまで都市近郊型農業として発展し、稲作や野菜づくりが盛んに行われてきました。しかしながら、全国的な傾向と同様に、農産物の価格低迷や従事者の高齢化、後継者不足などによる耕作放棄地の増加などが進行し、古河市の農業も厳しい環境にあります。
- 近年では、経営規模拡大による法人化もみられ、認定農業者の支援とあわせて担い手の育成を進めていますが、今後とも、地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農希望者の育成・支援を進めるとともに、経営の安定化を図っていく必要があります。
- また、農地には、生産の基盤としての機能を基本として、自然環境の保全機能、防災機能など様々な多面的役割があることから、今後も優良農地を計画的に保全するとともに、荒廃農地の現状を把握し、その発生防止及び解消に向けた取組の継続が必要となっています。
- さらに、農産物に対する消費者の安全・安心志向や高品質志向が高まっていることから、農産物の安全の確保だけでなく、将来的に持続可能な農産物の供給、品質の向上、競争力の強化など、生産者がより良い農業経営を営んでいくための G A P（農業生産工程管理）認証の取得を推進していくことが今後の課題となっています。
- 将来、少子高齢化に伴う農業後継者の減少のため、生産性の高い基盤づくりを目指し、低コスト化や高収益化を目的とした水田や畑地の生産基盤を整備するとともに、担い手農家への農地の利用集積を促進し、高生産性農業の実現を図っていきます。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
農業産出額 戦略	1,676 千万円	1,760 千万円
経営耕地面積	332,268a	330,000a
荒廃農地率	4.98%	3.35%
認定農業者数 戦略	274 経営体	300 経営体

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 農業の経営強化と担い手の育成 戦略

主な取組	概要
① 地域農業担い手の育成・支援	地域農業の担い手となる認定農業者の育成・確保と、将来の農業を支える新規就農者や後継者となる若者や女性などの育成・支援を図ります。
② 農業者や団体の育成と農業生産力の強化	生産者団体の組織の強化と、若者にとって魅力的な職業となるよう、情報提供や支援を行い「儲かる農業」づくりを進めます。
③ 農地の有効利用や農業経営の効率化	転作物*の導入・定着を促進するとともに、農業経営の規模縮小・経営転換を考えている農家や農地管理が困難な農家などの農地を担い手農家に集積し、農用地の利用の効率化や高度化を促進します。

2 生産基盤と農村集落環境の整備

主な取組	概要
① 優良農地の確保・保全	農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全と生産基盤や環境の整備に関する方針を決定し、計画的な農業の振興を図ります。
② 農用地の総合整備	圃場の大区画化及び汎用化など必要な整備を行うとともに、区画整理や用排水路、農道等、必要な基盤整備を行い、農業生産の安定化と効率化など経営安定のための一体的な環境整備に取り組みます。
③ 環境にやさしい営農活動の推進	農業用廃プラスチックの適正処理及び農薬等の適正使用、GAP認証取得の推進、特別栽培農産物などの制度の普及に努め、環境保全に配慮した取組を推進します。
④ 農地の保全・荒廃農地（遊休農地）の解消	荒廃農地の現状を把握し、農業関係団体等とのネットワーク化を進めるとともに、所有者及び管理者の意向を踏まえた荒廃農地の発生防止及び解消に努め、農地の保全を図ります。 市民

3 農業・農産物による古河のブランドづくりと体験・交流の促進 戦略

主な取組	概要
① 農畜産物のブランド化及び産地の知名度向上の推進	価格の安い外国産農畜産物に対抗するため、安心・安全な地場農畜産物のブランド化を推進し差別化を図ります。また、県銘柄産地の指定を受けている「バラ」「にんじん」「ニガウリ」「サニーレタス」を市場や消費者等へ積極的にPRし、知名度向上を推進します。
② 地産地消の推進	農業者団体等と連携し、学校や福祉施設での地元農産物の利用を図るとともに、直売所やイベント等で販売を行い、地産地消を推進します。
③ 6次産業化の推進	農産物の加工販売を目的として、茨城県農産加工指導センター等と連携し、加工事業者に対する6次産業化*への育成支援を図ります。
④ 安全・安心な農畜産物の供給	放射性物質の検査及びホームページでの検査結果の公表や生産履歴、記帳の徹底、GAP等の取組を推進し、安全・安心で高品質な古河市産農畜産物を消費者に提供します。
⑤ 都市と農村の交流	東京近郊の立地を活かして、日帰り型のグリーンツーリズム*を基本とし、都市住民や団塊世代の受け皿として農作業体験、農産物直売所及び市民農園を通じた交流の場の充実を図ります。

序章

基本構想の概要

第Ⅱ期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 四季折々の自然の美しさ、歴史と伝統などに彩られた文化、海外からも評価が高い食など、わが国には多彩な観光資源があります。国は、極めて重要な成長分野として観光を位置づけ、観光立国を掲げて観光客の誘致などに力を入れています。
- 古河市は、利根川・渡良瀬川の水辺、平地林・屋敷林に代表される関東平野の原風景としての風情があり、万葉の時代から古河公方・古河藩などの時代を通じて培われてきた歴史・文化的資産があり、さらには桃まつりや花火大会、伝統の提灯竿もみまつりなど、多くの観光資源を有しています。
- 市では、市内の名所などへ観光客を誘導する観光サインの整備、観光自転車の整備などにより、市内回遊を促すための環境整備に努めたほか、まつりなど観光イベントの開催支援、観光ボランティアガイドの育成支援などを通じ、古河市観光のPRに努めています。
- 今後、地域間競争と、連携による地域間「協創」が活発になると予想されるなか、観光においても、古河市ならではの「差別化」と、周辺自治体との協調による広域的な魅力の創出が求められます。このため、古河市が有する自然や歴史・文化的資産、古河市独自の農の魅力など、観光資源を改めて掘り起こしてこれを最大限に活かしつつ、新たな産業づくりを進めて地域ブランドを創造するとともに、効果的に情報発信していくことが求められます。
- また、利根川・渡良瀬川、渡良瀬遊水地などの水辺をキーワードとした連携など、周辺自治体との協働のもとに、4県が近接するこの地域ならではの観光振興を図っていくことも重要です。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
ふるさと納税による古河産品の発送数 戦略	10,753 件	20,000 件
観光客動態調査における入込客数 戦略	2,218,265 人	2,220,000 人
昼間の滞在人口 戦略	国勢調査人口以下	国勢調査人口以上

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 市内回遊の魅力づくり 戦略

主な取組	概要
① 新たな観光資源の活用	従来の観光ルートに加え、工場見学や農業体験などの新しい観光資源を発掘し、広域的な回遊ルートを確立するとともに、幅広くPR活動に取り組みます。 市民
② 蔵を活用した魅力づくり	お休み処「坂長」や酒井蔵・富岡蔵などを活用し、市民交流の場や観光施設として活用し、魅力ある空間づくりを行います。
③ おもてなしの充実	観光ボランティアガイドの充実をはじめ、市民が一体となって来訪者をもてなす土壌をつくります。 市民

2 魅力ある観光コンテンツの充実とプロモーションの展開 戦略

主な取組	概要
① 観光イベントの充実	桃まつりや花火大会等のイベントを充実し、市外からの誘客を図ります。 市民
② 積極的な観光情報の発信	メディア等に対して積極的に情報発信を行うとともに、SNSやインターネットを活用し、イベント情報などを随時提供していきます。 市民

3 古河の魅力を高めるブランド価値の創造 戦略

主な取組	概要
① 古河の物産の振興	ふるさと納税制度等を活用し、古河ブランド認証品及び古河の物産について広くPRするとともに、販売の促進を図ります。 市民

4 商・工・農の連携 戦略

主な取組	概要
① 道の駅「まくらがの里こが」の活用	市の多様な魅力を広報し発信する情報交流施設や、地域振興施設における地元農産物や古河ブランドを含む特産品などの販売拡充を図ります。

現状と課題

- わが国は就職氷河期と呼ばれた状況から脱し緩やかに回復が続いており、令和元年5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.62となっています。都道府県や職種、業種によって異なりますが、少子高齢化による労働人口の減少に伴い中小企業を中心とした人手不足の状況が続いています。
- 古河市では、国・県や工業会など関係団体との連携のもとに、市内における雇用の創出や就業のあっ旋などに努めているほか、中小企業勤労者の福祉の向上を図るため、社団法人日本労働者信用基金協会の制度を活用して、勤労者の生活安定支援に努めています。
- 自動車産業の市内進出などを契機として、若者の市外への流出を抑制し、可能な限り人口を維持していくためにも、魅力的な雇用と働きやすい労働環境の創出が求められます。このため今後も、企業・関係機関・団体との連携のもとに市内における雇用機会の拡大を図っていくとともに、子育て期にある女性なども含め、勤労者が安心して働くことができる環境づくりが重要になっています。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
有効求人倍率	1.49	1.50
市内事業所従業者数 戦略	57,575人	60,000人
市内労働率	61.9%	62.0%

関連するSDGs (17ゴール)



施策・主な取組

1 雇用の確保と労働環境の充実 戦略

主な取組	概要
① 市内での雇用機会の拡大	合同企業説明会、新規学卒者合同受入歓迎会及び優良従業員表彰式、求人情報交換会等を開催するとともに、工業会、商工会議所、商工会、ハローワーク等と連携のもと雇用機会の拡大を図り、若者の地元就職・地元定住を促進します。
② ニーズに応じた雇用環境の推進	出産・子育て期におけるニーズに応じた、育児休暇制度の充実、時間短縮勤務や再就職のしやすい雇用環境の推進を図ります。

2 安心・充実して働ける環境づくり 戦略

主な取組	概要
① 中小企業勤務者の経済的支援	中央労働金庫から融資を受けた中小企業勤務者の負担する保証料の一部を市が補給することで、融資利用者の負担軽減を図ります。
② 労働災害の防止	関係機関と協力して労働者の安全、健康の確保に関する啓発を図ります。
③ 勤労福祉の推進	青少年福祉施設のあり方及び役割、維持管理について検討し、勤労福祉の推進に努めます。
④ 勤労者の相談等の支援	勤労青少年の仕事に関する悩み相談など、支援体制を充実します。
⑤ 子育てしやすい職場環境の推進	子育て期の勤労者が安心して働くことができる職場環境づくりとあわせて、企業への女性の活躍や子育て支援の拡充を推進します。

現状と課題

- 激しさを増す企業間競争や、インターネットなどを通じた非対面型の買い物形態の定着などを背景として、産地など重要な情報の偽装、架空請求、個人情報の流出、悪質な販売業者によるトラブルなど、消費者を取り巻く状況は深刻さを増しています。
- 古河市では、消費生活センターを中心として、相談員のスキルアップを図りつつ、市民の消費生活に関する苦情相談や、被害者の救済に取り組んでいます。また、消費生活相談員による出前講座や消費者キャンペーンなどを通じ、複雑・多様化する消費者被害の未然防止に努めています。
- 消費者相談の内容も多様化・複雑化・専門化しており、また、高齢者からの相談も増加傾向にあるなど、消費者行政の役割は重要性を増しています。このため今後も、啓発活動の充実や消費者団体の活性化促進などを通じ、自立した消費者を育成するとともに、相談員の研修などにより消費生活センターの機能の充実を図り、消費者が安全で豊かな消費生活を送ることができる環境づくりに努めていく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
消費生活相談苦情相談の解決率	97.84%	98.00%
消費生活センター啓発活動実施回数	23件	28件

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 安心な消費生活を送るための環境づくり

主な取組	概要
① 消費生活相談の充実	消費生活条例を制定し、国民生活センター等の研修や講座での基礎知識習得により、消費生活相談員の資質向上を図って、消費生活相談を適切かつ迅速に解決していきます。
② 消費者被害の未然防止	市内各学校や様々な施設で専門相談員による出前講座を開催し、年齢層に合った消費者教育を推進します。また、基礎的な知識や情報を提供し、消費者意識の高揚を図り、消費者が安全安心な消費生活を実践できるようにしていきます。
③ 消費者団体の育成と支援	地域の見守り体制となる消費者団体の育成と支援を図ります。また、消費者団体と連携し各種イベント等での啓発活動を行います。

現状と課題

- 近年、古河市に限らず事業主の高齢化などを理由とした休廃業が相次いでいます。今後も事業者数の減少が見込まれており、これによる経済的損失が懸念されています。経済の維持、ひいては成長を目指すためには、新たな創業が求められます。
- 古河市では「古河創業支援ネットワーク」を構築し、産業競争力強化法に基づく「古河市創業支援等事業計画」について国の認定を受けました。当該計画に基づき、ネットワーク構成員と連携して創業希望者又は創業後間もない事業者に対して、「創業支援セミナー」、「よろず相談会」を実施することにより、創業に必要なスキルを身に付けるための支援を行っています。
- 今後についても、国・県などの関係機関や、商工会議所、商工会や工業会などの産業団体、金融機関などとの幅広い連携を図り、創業希望者の掘り起こし、粘り強い支援を継続していく必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
創業比率 戦略	3.44%	3.79%
創業支援ネットワークを活用した創業者数	10人	15人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 創業支援体制の継続 戦略

主な取組	概要
① 創業に関するスキル習得の支援	古河創業支援ネットワーク構成員と連携し、「創業支援セミナー」「よろず相談会」の開催を継続し、創業者に対して、創業時のスキル習得を支援します。
② 創業者に対するきめ細かい支援	行政、商工団体、金融機関、経営者団体、士業団体などから構成する古河創業支援ネットワークを活用した相談体制を整え、創業希望者の多様なニーズ・ステージに応じた相談に対応します。

2 創業者掘り起こし 戦略

主な取組	概要
① 広報活動の強化	起業を思い立つ前段階である潜在的起業希望者に起業や創業へのきっかけ作りとなるよう、「創業支援セミナー」等のネットワーク構成員と連携し、広報活動を行います。
② 地域独自の創業支援の充実	行政だけでなく、地域の創業支援関係団体と連携し、独自性のある支援について検討します。

1 安定した水供給のための上水道の整備

- 1 安全で安定した水供給
- 2 計画的な維持管理と経営基盤の効率化

2 快適な暮らしを支える下水の整備

- 1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化
- 2 適正なし尿処理の推進

3 安全・安心に暮らせる住環境づくり

- 1 住宅の安全性・快適性の向上
- 2 住宅政策の推進
- 3 斎場の適正な整備と維持管理

4 多様な自然環境の保全と継承

- 1 自然に学び、親しむ活動の推進
- 2 自然環境の保全活動の推進

5 公害の防止

- 1 公害の未然防止のための監視活動
- 2 事業所への定期的な指導の実施

6 環境美化の推進

- 1 環境美化とモラル・マナーの向上
- 2 不法投棄防止対策の推進

7 ごみの適正な処理と資源循環の推進

- 1 資源循環の取組の推進
- 2 収集と処理の適正化・効率化
- 3 ごみ処理施設の整備と維持管理

8 人と自然にやさしい都市づくりのための地球温暖化の防止

- 1 地球温暖化防止対策の推進
- 2 新エネルギー等の普及促進

9 災害に強いまちづくりの推進

- 1 地域防災力の強化
- 2 防災施設の整備と設備の充実

10 市民の生命や財産を守る消防の強化

- 1 消防施設の整備と維持管理
- 2 火災予防と消防活動の充実

11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進

- 1 防犯教育の充実
- 2 犯罪を抑制するまちづくりの推進
- 3 防犯活動の推進
- 4 空家等対策の推進

12 市民の暮らしを守る交通安全の確保

- 1 交通安全の意識づくり
- 2 交通安全対策の実施

現状と課題

- 安全で安定的な水道水の供給は生活に不可欠な要素であり、上水道は、市民生活に最も身近な社会基盤といえます。関係法令に基づき、各種水質検査を行って水質の維持に万全を期しています。これからも、法改正による規制物質の増加などに対応しながら、安全な水を供給していく必要があります。
- 古河市の上水道は、約70%が思川からの暫定水利権^{*}により取水しています。平常時の給水はもとより、災害時においても安定した水供給の実現を図る必要があります、安定的な水利権の確保などが重要となっています。
- 公営企業として水道ビジョン（改訂版）及び経営戦略に基づき計画的な維持管理と経営基盤の強化を図る必要があります。
- 安定した水道水の供給のため老朽管の更新を計画的に進めています。東日本大震災などの教訓を踏まえ社会基盤の強靱化が求められており、関係機関との連携や古河市水道事業第2次基本計画に基づき浄水場などの重要施設を計画的に更新していく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
石綿セメント管残存率	65.42%	11.09%
上水道の普及率	95.7%	96.5%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 安全で安定した水供給

主な取組	概要
① 水質の保全	水質検査により安全な水道水の供給を確保します。また水質異常時には、水道事業者等相互間の連携により水質の保全に努めます。
② 水利権の確保	思川開発事業の推進によって、水供給の不安定な暫定水利権から安定水利権の確保を目指します。

2 計画的な維持管理と経営基盤の効率化

主な取組	概要
① 老朽管の更新	地震などの災害時においても安定した水道水を供給するため、更新計画に基づき、石綿セメント管の更新を進めていきます。 市民
② 業務の効率化とコスト縮減	民間委託の導入により業務の効率化とコスト削減を図るとともに、広域連携の研究を進めます。
③ 浄水場の安全・強靱・持続	古河市水道事業第2次基本計画に基づき老朽化した浄水施設の更新や水道施設の運用を見直し、安全・強靱な維持管理を行います。

現状と課題

- 下水道は、快適な市民生活を確保するだけでなく、河川などの公共用水域の水質を保全し、かつ浸水被害を防止するためにも、極めて重要な役割を有する都市施設です。
- 古河市の下水道（污水）については、平成 30 年度に全体計画を見直し、下水道計画区域を古河処理区 1,562ha、総和处理区 2,743ha、三和处理区 1,153.9ha、下水道計画人口を古河処理区 54,700 人、総和处理区 40,700 人、三和处理区 22,681 人としました。事業計画区域については平成 30 年度に、仁連地区新産業用地を加え、市内全域で 2,451.53ha となり、平成 30 年度末現在で整備率 83.2%、2,038.79ha の整備が完了しています。今後も、費用対効果を総合的に判断しつつ整備の重点化に努めるとともに、老朽化した管きょや処理施設の更新、長寿命化等を計画的に推進していく必要があります。
- 古河市の下水道（雨水）については、全体計画区域を古河処理区 1,445ha、三和处理区 343ha、事業計画区域を古河処理区 110.8ha、三和处理区 81.7ha としています。また、都市下水路事業については全体計画区域を 1,112ha、認可計画区域を 1,112ha としています。今後、事業計画区域において、浸水被害の軽減を図る必要があります。
- 汚水処理施設として、公共下水道の他に農業集落排水及び合併処理浄化槽がありますが、農業集落排水については、平成 30 年度より恩名地区の区域拡大に伴う管きょ整備及び処理施設の機能強化事業を実施しており、令和 4 年度の完成を目指しています。また、合併処理浄化槽については、公共用水域の水質保全に向け単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えを強く促していくことが重要となっています。
- 古河地区のし尿は、さしま環境管理事務組合で適正処理をしています。そのため渡良瀬処理場（平成 28 年度廃止）の解体撤去を早期に進めます。
- 令和 2 年度から公共下水道事業特別会計については、地方公営企業法に基づく公営企業会計を導入することにより、更なる経営体制の強化と資産管理が重要となってきます。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和 5 年度)
汚水処理人口普及率 戦略	81.0%	86.0%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化 戦略

主な取組	概要
① 時代に即した汚水処理施設の整備促進	生活排水ベストプランに基づき、費用対効果をあげるための下水道・農業集落排水・合併浄化槽の整備重点化（整備地域の選定）を行うとともに、計画的な整備を推進します。
② 污水管きよの整備	事業認可区域内の污水管きよの整備を推進し、下水道の普及を図ります。また、効率化や早期整備を実現するためのクイックプロジェクト*等の導入を推進します。 市民
③ 雨水処理機能の充実	都市下水路、調整池等の貯水能力向上により、雨水処理機能の充実や雨水の地下還元を図るため、遊休地等における雨水貯留を検討します。 また、各施設の機能保全を図るとともに、安全管理を徹底します。
④ 公共下水道施設等の機能保全	老朽化した公共下水道処理場及び管きよの持続的な機能保全を促進するとともに、耐震補強を行います。 あわせて、汚水処理場・中継ポンプ場の処理機能の確保と安全性の向上を図ります。
⑤ 公共下水道施設等の維持管理	管きよ・公共樹・汚水処理場等の公共下水道処理施設の維持管理を実施します。
⑥ 公共下水道事業の健全経営	公営企業会計の導入により、営業成績や資産状況を把握し、事業の透明性を確保するほか、効率的な事業の経営に努めます。 については、未接続世帯への接続促進を継続的に実施し収益の向上を図り、さらには、民間企業の活用により徴収事務の効率化、事業コスト等の削減を図ります。また、今後、施設の見直しを実施するとともに、広域化・共同化も検討します。
⑦ 農業集落排水事業の健全経営	老朽化した施設の更新及び恩名地区の区域拡大に伴う管きよ整備を計画的に実施し、公共用水域の水質保全に努め、効率的な事業経営を行います。
⑧ 合併処理浄化槽の設置推進と適正な維持管理の推進	合併処理浄化槽の設置費補助を継続するとともに、法定検査や保守点検を含めた維持管理向上を進めます。

2 適正なし尿処理の推進

主な取組	概要
① し尿の適正管理と処理場跡地管理	渡良瀬処理場施設廃止に伴い、古河地区のし尿はさしま環境管理事務組合への処理委託を開始し、今後も適正な処理を推進します。渡瀬処理場跡地については、周辺住民の利用も考慮した跡地利用の検討を行い施設の早期撤去を進めます。

序章

基本構想の概要

第Ⅱ期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 市民の安全を確保し、地震に強い安全なまちを実現できるよう、昭和 56 年以前に建築された木造戸建て住宅を対象に、耐震診断・耐震改修を促進しています。今後も、必要性・重要性に関する意識啓発に努めながら、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っていくことが重要です。
- 古河市では、住宅の長寿命化や、市民が安心して居住できる住宅の建設などを促しています。今後も引き続き「良い住宅をつくって、長く大切に使う」ことの重要性を周知するとともに、既存建築物や工作物などの安全対策を促進していくことで、誰もが安心して暮らせる住まいづくりを進めていく必要があります。
- 圏央道の開通や企業の進出など、古河市を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。これらの機会を最大限に活かし、市内への移住・定住を促すためにも、多様な居住者ニーズに応えるとともに、あらゆる年代の人々が安心して生活を営むことができ、職と住が近接し生活の豊かさを実感できる住まいの環境づくりが重要になっています。
- このため、良質な住宅建設の誘導や、新たな住宅セーフティネット制度による空家を含む既存ストックの活用など、快適な住まいづくりを進めるとともに、古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針を考慮した市営住宅の計画的な改修や耐用年数が経過し老朽化した住宅への対応を行い、安全で快適な環境づくりを図っていく必要があります。
- 古河市には、さしま環境管理事務組合が設置しているさしま斎場と市が設置している古河市斎場がありますが、ニーズの多様化にともなって、生活基盤を支える施設として、質的、機能的な面で様々な対応が求められております。高齢化の進展により火葬件数は増加する傾向にあるため、誰もが利用しやすい斎場施設の充実と適正な管理、運営に努めていく必要があります。
- 市民が安心して快適な生活を維持する上で、安全な住宅等の建築、優良な宅地開発など良質な住環境の確保、また災害時の被害を最小限に抑えるなどの対策が必要です。それには、適切な情報を適宜提供し、法令に基づく適正な指導や検査を行うことが重要です。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
市内住宅の耐震化率	83.6% (推計)	95.0%
職員の応急危険度判定士資格者数	25 人	40 人
職員の被災宅地危険度判定士資格者数	16 人	20 人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 住宅の安全性・快適性の向上

主な取組	概要
① 木造住宅等の耐震化に対する支援	市広報やホームページなどによる啓発活動や木造住宅の無料耐震診断などを実施し、耐震性の重要性について意識啓発に努めつつ、木造住宅などの耐震化を促進します。
② 住まいの長寿命化の促進	長期優良住宅建築等計画の認定を行うとともに、市民や施工者に対して長期優良住宅*の事例やメリット、税制の優遇措置等について情報提供を行います。
③ 安心して暮らせる住環境の確保	宅地耐震化に関する情報や地震災害のハザードマップ(揺れやすさマップ、地域の危険度マップ)の情報を提供したり、災害時の被害を減らすための既存建築物や工作物等の安全対策を促進していくこと、さらに災害等における対応体制を充実させることで、安心して暮らせる住環境の整備、確保に寄与していきます。
④ 建築・開発の指導の充実	良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、指定道路台帳を活用し、適切な建築・開発の指導を推進するとともに、建築・開発パトロールを定期的に行うことにより違反建築物の発生防止及び建築物の是正に努めます。

2 住宅政策の推進

主な取組	概要
① 総合的な住宅政策の展開	良質な住環境を誘導するとともに、新たな住宅地開発、空家や既存ストックの活用、環境への配慮を促進し、快適な住まいづくりを進めます。
② 市営住宅の適切な管理	長寿命化計画に基づき市営住宅の計画的な改修や修繕を行うとともに、長期的な需給動向をふまえ老朽施設の更新・廃止等を計画的に進め、住宅確保要配慮者等が安心して住生活がおくれるよう安全で快適な住環境の形成を図ります。

3 斎場の適正な整備と維持管理

主な取組	概要
① 斎場の管理と運営	古河斎場施設の点検や補修を行い、施設の維持に努めるとともに、指定管理者制度*を利用しながら適切な管理、運営に努めます。
② 斎場の整備・充実	施設機能整備基本計画をもとに、環境性能に優れた火葬炉設置及び利用者に配慮した改築工事の早期実現を目指します。

現状と課題

- 古河市は、関東平野のほぼ中央に位置し、利根川・渡良瀬川など自然の恵みと共存・共栄を図りながら、今日の発展を築いてきたまちです。市域は概ね平坦な地形で、向堀川などいくつかの河川が流れ、水田・畑などの農地が広がり、平地林・屋敷林など里地里山の風景が残る、自然豊かな地域です。
- また、古河市もその一部を占める渡良瀬遊水地は、本州最大のヨシ原を主体とした湿地に、多様な生物相が形成されており、平成 24 年 7 月にラムサール条約[※]湿地に登録されました。湿地環境の保全や賢明な利活用・地域振興を目的とする「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」や広域連携モデルとしてのエコロジカルネットワーク形成による魅力的な地域づくりを目指す「渡良瀬遊水地エリアエコロジカルネットワーク推進協議会」への参画を通じ、渡良瀬遊水地の豊かな自然の保全や周辺地域の振興に努めていきます。
- 大切な自然のなかでも、利根川・渡良瀬川の 2 大河川や関東平野の原風景といえる里地里山、渡良瀬遊水地といった自然環境は、後世に受け継いでいきたい大切な古河市の財産です。このため今後も、市民の関心の向上に努めながら、環境保全に向けた啓発活動や環境保全学習などを推進し、自然環境に対する認識を深めていく必要があります。
- また、市民や市民団体、NPO、事業者・行政などによる多様な連携のもとに、渡良瀬遊水地、利根川・渡良瀬川などの水辺、農地、平地林などの保全と維持管理などを通じ、人と自然が共生する古河市らしいまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和 5 年度)
自然環境の保全に満足している市民の割合	80.75%	87.00%
ECO フェスタ古河来場者数	9,500 人 (平成 30 年度)	10,000 人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 自然に学び、親しむ活動の推進

主な取組	概要
① 環境保全啓発活動の推進	ECO フェスタ古河や街頭キャンペーンなどを通して環境保全活動に関する情報の提供、環境学習の支援と促進、意識の啓発を図ります。
② 環境保全学習の推進	次世代を担う子どもたちが多様な環境問題を学習する体験型環境学習講座を各小中学校において推進します。
③ 自然環境とのふれあいとマナーの向上	水や緑に触れ肌で感じ体験することで、自然環境への興味や関心を高めていきます。

2 自然環境の保全活動の推進

主な取組	概要
① 渡良瀬遊水地及び周辺エリアの保全と創造	関係機関と連携し、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地及びその周辺エリアにおける豊かな自然環境の保全・再生や創造、賑わいのある地域振興の方策に取り組みます。
② 里地里山の保全	関係団体と連携し、里地里山の保全に対する市民の関心を高めるとともに、平地林の維持管理を図ります。
③ 野生生物の生息空間の保全	外来種の移入・拡大の防止を図ります。また、鳥獣保護区の適切な指定に向けて関係機関に働きかけていきます。

現状と課題

- 公害には、市民の普段の生活を原因とする「都市・生活型公害」と、工場・事業所による事業活動を原因とする「産業型公害」があります。近年は、生活に関連する騒音・悪臭などの公害が大きな比重を占めており、いわゆる「都市・生活型公害」が全国的な問題となっています。
- 古河市では、法律の規定により平成 24 年度から道路交通騒音常時監視測定を、また県からの権限移譲により平成 25 年度から市内主要河川及び用排水路などの水質分析を行っています。
- これまでは、関係機関と連携を図りながら発生防止に努めた結果、大きな公害被害は発生していませんが、今後、市内での住宅開発、企業の立地、住工混在などに起因する騒音・振動・悪臭などの発生も懸念されるため、引き続き、公害の未然防止と発生源対策を進めていく必要があります。
- このほか、畜産業や耕種農家を発生源とする悪臭については、県や関係機関と連携した定期的な立入り指導により、安全で快適な環境の確保に努めていく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
河川水水質測定地点における環境基準達成率	77.8%	80.0%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 公害の未然防止のための監視活動

主な取組	概要
① 水質汚濁の防止	事業所排水・河川水・井戸水の水質調査を行い、適切な水質汚濁防止対策を推進します。
② 騒音の防止	市内幹線道路の自動車騒音を監視測定し、適切な騒音防止対策を推進します。
③ 悪臭の防止	臭気指数規制を活用した適切な悪臭防止対策を推進します。

2 事業所への定期的な指導の実施

主な取組	概要
① 事業所への定期的な指導の実施	事業所への立ち入り指導を行い、大気及び水質等の公害防止を図ります。

現状と課題

- まちを美しく保つことは、日々の暮らしを快適にするだけでなく、犯罪の抑止などの防犯環境づくりや、活動への参画を通じた地域を愛する心の醸成などにもつながります。
- 古河市では、市民総ぐるみ清掃や利根川・渡良瀬遊水地のクリーン作戦を実施し、市民との協働による環境美化を推進しています。また、アダプト・プログラム[※]による環境美化活動や、事業者による自主的な環境美化活動も盛んに行われており、地域と連携した活動が広がりをを見せているところです。
- しかしながら、たばこ・空き缶・ペットボトルなどのポイ捨てや、人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たず、ペットのフン害なども見られて、地域的美観や生活環境の阻害要因となっている例も発生しています。
- 環境美化は、「まちを美しく保ちたい」という、市民一人ひとりの意識を基本に支えられています。このため今後も、環境美化に向けた啓発活動を継続的に実施するとともに、市民・事業者・行政の連携のもと、環境美化活動をさらに活性化していく必要があります。また、不法投棄に対しては、パトロールや土地所有者等への適正管理の指導などにより未然防止を図るとともに、地域との連携による監視強化などを行う必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
環境美化活動への市民参加人数	2,250人	2,500人
アダプト・プログラム参加団体数	24団体	25団体

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 環境美化とモラル・マナーの向上

主な取組	概要
① 環境美化意識の向上	モラルやマナーの向上など、まちの美化への意識啓発を進め、ごみの投げ捨てなどの環境悪化の抑止を図ります。
② 共助による環境美化の推進	市民総ぐるみ清掃や渡良瀬クリーン作戦などの清掃活動を通して、共助*による清潔でうるおいのあるまちづくりを推進します。
③ ごみを捨てられない環境づくりの推進	幹線道路等の美化活動を推進し、ごみを捨てられない環境づくりに努めます。
④ 動物の愛護及び適正飼育の推進	動物の愛護及び適正飼育などに関する知識の普及・啓発を行うとともに、畜犬の登録と狂犬病予防注射を推進します。

2 不法投棄防止対策の推進

主な取組	概要
① 不法投棄の防止	ごみを捨てられない環境づくりを目指すために市民への普及啓発を進めます。また、管理されていない土地所有者に対して、土地の適正管理指導等を行い不法投棄の防止を図ります。
② 不法投棄の処理及び再発防止	不法投棄されたごみを適切に処理し、環境の保全を図ります。また、再発防止のため看板の設置・貸与や不法投棄を防止する監視体制の強化を図ります。

現状と課題

- 大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済構造のもとで、わが国は暮らしの便利さや物質的な豊かさを手に入れてきましたが、その一方、環境への負担の増大、ごみ処理施設の不足など、深刻なごみ問題が生じました。
- 古河市においては、平成 30 年度のごみ総排出量は 47,559t、市民一人一日あたり 905g となっています。ごみの処理は、古河市にとどまらない大きな課題となっており、今後も、ごみ処理から資源管理へという考え方の転換を基本として、リデュース、リユース、リサイクルという 3 R の推進など、市民・事業者・行政の役割分担のもと、資源循環型社会*の構築に向けた取組を活性化していくとともに、ごみの有料化についても、さしま環境管理事務組合を共同で運営する構成市町と検討する必要があります。
- また、ごみの収集については、地域ごとに異なっていた収集形態の一元化を図ってきましたが、市民のニーズを踏まえながら、今後も分別・収集方法の改善、効率的で効果的な収集・運搬と処理・処分方法を検討していく必要があります。
- 古河地区のごみは市直営の「古河クリーンセンター」で、総和・三和地区のごみは、さしま環境管理事務組合が運営する「さしまクリーンセンター寺久」で処理しています。古河クリーンセンターは、老朽化が進んでいるため修繕などにより対処しているが、将来の施設整備の方向性について長期的・広域的な視点から具体的に検討します。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和 5 年度)
市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量	905.0 g	860.7 g
リサイクル率	16.3%	19.6%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 資源循環の取組の推進

主な取組	概要
① ごみの減量化・資源リサイクルの推進	従来の「ごみ処理」から「資源管理」へ転換し、資源循環型社会を形成するという視点で、搬入・処理・搬出の管理を行います。また、ごみ問題の意識啓発や学習機会の提供などを通してごみの減量化、3R活動の推進、分別収集の徹底、生ごみ等の堆肥化を一層推進していきます。
② 生ごみ堆肥化と資源集団回収の促進	家庭用生ごみ処理機器購入や自治会・子ども会等が行う資源集団回収に対し支援を行い、生ごみの堆肥化とごみの減量化・資源化を促進します。

2 収集と処理の適正化・効率化

主な取組	概要
① 収集サービスの向上とごみ処理・処分の適正化	ごみ分別の市内での一元化に向けた検討を進めるとともに、収集方法の改善を図るなど収集サービスの向上に努め、適正で効率的な収集・運搬及び処理・処分を推進します。

3 ごみ処理施設の整備と維持管理

主な取組	概要
① ごみ処理施設の整備と維持管理	老朽化した古河クリーンセンターの適正維持管理及びさしま環境管理事務組合所管のクリーンセンター寺久等の各処理施設に対する適正管理を行います。また、ごみ処理に係る費用は増加する傾向にあり、施設の集約化を含めたごみ処理体系の方向性を検討します。

現状と課題

- 地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・生物多様性の損失など地球規模での環境問題が深刻化しており、異常気象や生態系の変化など広範にわたる影響が懸念されています。このうち、二酸化炭素を主とする温室効果ガスの排出によって引き起こされる地球温暖化の防止については、2015年末における国際会議で温室効果ガス削減に向けた「パリ協定」が採択され、日本を含む世界各国で早急な対応が求められています。
- 古河市においても、地球環境保全という視点から、環境負荷の少ないまちづくりと暮らしの実現に向け取り組んでいく必要があります。地球温暖化防止に関する啓発活動や、二酸化炭素の排出抑制などに取り組んでいます。
- また、平成23年3月に発生した東日本大震災と、それに続く福島第一原子力発電所の事故はエネルギーの重要性を改めて認識させ、再生可能エネルギー^{*}への期待が高まっています。古河市においても、再生可能エネルギーの普及促進などに努めてきましたが、さらなる活用促進策を講じていく必要があります。
- このように、再生可能エネルギーの活用促進には、国のエネルギー需給に関する考え方を注視しながら、今後も市民・事業者・行政の連携のもと、環境負荷の少ないまちづくりと暮らしを実現していく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
温室効果ガス排出量結果と基準年度との比較	-1.2%	-9.0%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 地球温暖化防止対策の推進

主な取組	概要
① 地球温暖化防止意識の啓発	地球温暖化防止月間(12月)での広報活動や地球温暖化防止キャンペーンなど様々な機会を通して、地球温暖化防止のための情報の提供や学習の支援と促進、意識の啓発を図ります。
② 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」に基づく温室効果ガスの抑制	「地球温暖化対策実行計画」に基づき、市が行う事務・事業にともなって排出される温室効果ガス排出量の抑制と環境負荷の低減に取り組みます。
③ 二酸化炭素の排出を抑制する都市構造の検討	将来を見据え、コンパクトシティ*に向けたインフラ整備や公共交通網の整備の検討とあわせ、二酸化炭素の排出を抑制する都市構造についても検討します。

2 新エネルギー等の普及促進

主な取組	概要
① 省エネルギー・新エネルギー・再生可能エネルギー導入の促進	温室効果ガス排出を抑制できる省エネ機器や太陽光発電システムなどの新エネルギー機器導入に関する普及・啓発を行うことにより、利用の拡大を図ります。

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 近年のわが国では、平成 30 年北海道胆振東部地震や大阪府北部地震をはじめとする大規模地震、令和元年台風第 19 号などの記録的な大雨等、深刻な自然災害が発生し、災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。
- 古河市の場合は、利根川・渡良瀬川という大河川に面していることから、常に甚大な水害リスクを抱えています。令和元年台風第 19 号時には利根川・思川が氾濫危険水位を超え、約 10 万人の市民を対象とした避難勧告等が発令され、多くの市民が指定避難所などへ避難するという経験をいたしました。また、市内の中小河川においては平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨による河川氾濫によって市街地や農地が冠水するなど、大きな被害をもたらしました。
- 市では、市民の生命・身体・財産を災害から守るため、関係機関との連携のもとに、災害に強いまちづくりを進めてきました。具体的には、国土強靱化地域計画の策定、地域防災計画を見直し、市職員災害対応マニュアルの整備や必要な施設・設備などの充実を図るとともに、防災に対する市民意識の高揚、自主防災組織の育成などを通じた地域防災力の向上を図ったほか、近隣自治体や企業などと災害協定を締結する等の取組を進めています。
- 「災害に強いまちづくり」は、現在古河市に住む市民のためだけでなく、将来に向けて古河市の魅力をアピールしていくための要素としても重要です。このため今後も、市民の防災意識の高揚を図りながら、市民・事業者・行政などの連携のもとに地域防災力の強化を図っていくとともに、災害に強い都市基盤の整備や、指定避難所等に利用される公共施設の環境整備、防災無線など災害時の情報伝達力の強化などに努めていく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
防災対策の充実に満足している市民の割合	72.07%	80.00%
自主防災組織率(世帯) 戦略	74.80%	80.00%
非常用備蓄食料	54,336 食	121,500 食

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 地域防災力の強化 戦略

主な取組	概要
① 防災・減災対策の推進	地域防災計画に基づき、災害対策に必要な計画やマニュアルの強化を図り、災害発生時には速やかに確実な災害対応ができるよう地域・市民・防災関係機関が連携し防災減災 [*] の推進を図ります。 市民
② 防災意識の普及啓発	出前講座や防災訓練を実施することで市民の防災意識を高めるとともに、ハザードマップ等で洪水時の浸水エリアや指定避難所等を周知します。 市民
③ 自主防災組織の充実	自主防災組織の結成及び活動を促進し、地域防災力の強化を図ります。
④ 防災体制の強化	防災関係機関との連携により防災体制の整備を推進します。また、市職員の災害対応訓練実施や、近隣市町村・事業所などとの災害協定を進めることにより防災体制の強化を図ります。 市民
⑤ 国土強靱化の推進	国土強靱化地域計画に掲げる施策をPDCA [*] サイクルにより進捗管理を行い、国土強靱化の推進を図ります。

2 防災施設の整備と設備の充実 戦略

主な取組	概要
① 防災施設の充実	公共施設の耐震診断や耐震補強により安全安心な指定避難所等を確保していますが、避難者がより円滑な避難生活が送れるよう設備の充実を図ります。 市民
② 災害備蓄物資の充実	飲料水を確保するため耐震性貯水槽の整備を推進します。また、計画的に各種資機材・備蓄品の整備を進めるとともに、市民に対して家庭内備蓄を推奨します。 市民
③ 災害時の防災情報の提供	災害時の有効な情報伝達手段として防災行政無線システムの強化を図るとともに、時代のニーズに合った新しい情報伝達手段も活用します。 市民

現状と課題

- 近年の自然災害の多発などを契機として、市民の生命や財産を守る最も身近な公的機関として、消防に対する期待が高まっています。
- 古河市の消防は、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部による常備消防と、古河市消防団による非常備消防により構成されています。このほか、各地区には地域住民による自主防災組織が組織されており、消防はこれらの組織と連携して、消火活動だけでなく、災害時の避難誘導などにあたっています。
- 近年では、集中豪雨などによる災害等への対応のほか、高層集合住宅の増加、一人暮らし高齢者宅の増加、工業団地への企業立地などを背景として消防に対するニーズも多様化しており、これに対応し得る設備・資機材、人員・組織体制の整備に努めていく必要があります。
- また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、市民一人ひとりの防火・防災意識を高めるとともに、引き続き、地域の消防団と自主防災組織の充実を促し、初期消防力、地域防災力を高めていく必要があります。
- このほか、密集市街地のリスクを軽減するため、古河駅西口地区に常備消防施設（出張所）の整備を進め、消防力の強化を図ってまいります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
建物火災発生件数	26 件	23 件
消防団員数	384 人	426 人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 消防施設の整備と維持管理

主な取組	概要
① 消防設備・資機材の整備	老朽化した消防ポンプ自動車の更新を計画的に行うとともに、消防活動に必要な資機材等を整備します。
② 消防水利の維持管理	消火栓や防火水槽などの消防水利を定期的に点検することで、有事の際に速やかな初期消火活動ができるよう管理します。

2 火災予防と消防活動の充実

主な取組	概要
① 火災予防の啓発	関係機関と連携を行い、巡回広報活動などを通じ、火災予防を啓発します。
② 消防団の充実	補助制度や優遇措置を活用し、消防団員が活動しやすく、入団しやすい環境づくりを推進します。また、団員の確保に努め、地域防災力の強化を図ります。
③ 常備消防施設との連携	広域消防体制の機能強化を要請し、消防団との連携を推進します。

現状と課題

- わが国における犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は平成 15 年以降減少していますが、近年、社会構造が大きく変わり、価値観も変化するなかで、家族や地域のつながりが希薄となり安全の基盤が変わりつつあります。幼児や児童が犯罪の被害者となる事犯が数多く発生し、また、高齢者の振り込め詐欺被害が多発するなど、犯罪の被害は幅広い年齢層に及び、犯罪発生の様態も複雑・多様化しています。
- 古河市ではこれまで、警察との連携のもとに、防犯キャンペーンや児童・生徒などを対象とした防犯教室などを実施するとともに、地域住民の自主的な防犯活動の推進や防犯カメラ・防犯灯の設置などを進めてきました。その結果、古河市における刑法犯認知件数は減少傾向にあり、県平均と比較しても低い水準に保たれています。
- 「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり」のために、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防犯意識の高揚と地域の実情に即した各地域における住民、市、事業所、警察等が一体となった安全に向けた取組を進めていくことが求められています。
- このため今後も、警察や防犯関係団体などとの連携により、「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり」を継続して進めていくことが必要であり、防犯意識の高揚に向けた意識啓発や、防犯カメラの設置や防犯灯等の整備などを計画的に設置し、総合的に犯罪防止策の強化を図ります。また、地域の自主防犯組織の活動充実を図るため、防犯機材の配布や研修の実施など積極的な支援を行います。
- 近年の人口減少、高齢化に伴い、利用がなされていない空き家が年々増加しています。平成 28 年の調査では、市内に 2,125 件の空き家等が存在しており、空き家の放置が地域における生活環境等に影響を及ぼす課題として危惧されています。
- 本市では、空き家に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため平成 30 年に「古河市空き家等対策計画」を策定し、市民が安全にかつ安心して暮らすことのできる生活環境の確保に取り組んでいます。平成 31 年に古河市空き家バンク制度を導入し、空き家の利活用を推進しています。また今後は、「古河市空き家等対策計画」に基づく管理不全空き家等の発生予防、適切な管理が行われていない空き家等への対応、空き家等対策に関する連携体制の構築を行い空き家等の解消を推進します。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
刑法犯認知件数	993 件	845 件
空き家バンク物件契約の成立件数	—	10 件

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 防犯教育の充実

主な取組	概要
① 防犯意識の高揚	関係機関と連携した、防犯教室やキャンペーン等による広報・啓発活動を実施し、市民への防犯意識の定着を図ります。

2 犯罪を抑制するまちづくりの推進

主な取組	概要
① 犯罪抑止の充実	古河警察署との情報共有により犯罪発生が多い地域や通学路を選定し、防犯カメラを設置し犯罪の抑止を図ります。
② 夜間の犯罪防止	夜間における歩行者の安心・安全の確保と犯罪被害の防止を目的にLED防犯灯等の設置を行います。また、リース事業によるLED防犯灯等の維持管理を行います。

3 防犯活動の推進

主な取組	概要
① 地域の防犯活動の推進	セーフティマイトタウン [※] 等の団体による取組など、地域住民の自主的な防犯活動を支援します。

4 空家等対策の推進 ◀戦略▶

主な取組	概要
① 空家等対策を推進する体制づくり	市役所内の関係各課との情報を共有し、連携を図るとともに、空家等の適切な管理や利活用など、所有者等の抱える問題に対し、不動産、法務、建築などの関係団体との連携・協力体制を構築します。
② 管理不全空家等の発生予防	市広報やホームページ等による啓発活動を行うとともに、所有者等の相談に応じ、管理や活用方法のほか、相続などの権利関係の促進に関する啓発により、管理不全空家等の発生抑止に努めます。
③ 空家等解消施策の推進	利活用可能な空家等については、空き家バンク制度の活用を積極的に促進します。また利活用や除却等に関する支援を検討し、空家等の解消を推進します。 市民
④ 特定空家等の適切な措置の実施	倒壊の恐れや衛生上問題のある空家等を特定空家等と認定し、「助言・指導」「勧告」「命令」「代執行」など、必要な措置を適切に実施します。

現状と課題

●平成 31 年・令和元年度の県内における人身交通事故発生件数は 7,447 件で、平成 12 年のピーク時以降、19 年連続で減少しております。しかし死者数については、107 人で全国ワースト 9 位であり、交通死亡事故多発県に位置しています。その主な特徴として、飲酒運転による交通事故、横断中の交通事故、高齢者が被害者のみならず自動車運転の誤操作や認知機能の低下による事故を起こし、加害者となるケースも見られ、いまだ憂慮すべき状況にあります。



- 古河市では、交通事故発生件数は減少傾向にありますが、死亡事故の発生件数は多い状況にあります。警察や関係団体との連携のもと、交通安全キャンペーンや交通安全教室などを実施し、子どもや高齢者の交通安全意識を高めるとともに、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めています。
- 高齢化が進むなか、市内に企業等が進出して大型車の通行量が増えることも予想され、これからも引き続き、交通事故の未然防止に向けた取組を継続していくことが重要となります。
- このため今後は、計画的な交通安全施設の維持・修繕と、警察や交通安全関係団体との連携を強化しつつ、飲酒運転の撲滅、交通安全キャンペーン・交通安全教育など子どもや高齢者等の事故を防止するための啓発活動など地域の交通実態に即した総合的な事故防止対策に一層取り組み、交通事故のないまちを目指していく必要があります。
- 自転車およびミニバイクは、車や公共交通機関とともに市民の主要な足として多く利用されています。しかし、利用者が多く集まる駅周辺に放置されやすく、その対策として古河駅周辺の駐輪場の整備および自転車等の放置禁止区域を指定し、放置対策を進めており、引き続き都市の道路機能と良好な景観の確保を図る必要があります。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
古河市内の人身交通事故発生件数	300 件	255 件以下
古河市内の交通事故死傷者数	376 人	320 人以下

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 交通安全の意識づくり

主な取組	概要
① 交通安全意識の高揚	交通安全街頭キャンペーン、パトロール、イベント、広報配布等により、交通安全の呼びかけを実施し、意識の高揚を図ります。 市民
② 交通安全教育の実施	警察、関係機関等と連携しながら、幼児から高齢者に至るまで段階的な交通安全教育を強化するとともに、学校、自治会、行政区、企業等への交通安全教育を実施し、交通事故防止対策に取り組めます。

2 交通安全対策の実施

主な取組	概要
① 交通安全関係団体の育成	交通安全母の会や交通安全推進員などによる、市民の自主的な交通安全活動を支援するとともに、その担い手の育成を推進します。
② 交通安全施設の維持・修繕	交通事故多発地区を中心に交通安全施設（カーブミラー、区画線等）を維持・修繕し、交通事故防止に努めます。
③ 自転車等の駐輪対策の推進	古河駅周辺に乗り入れる自転車等の利用者が適正に駐輪できる環境の確保および放置自転車等を無くすため、駅周辺に乗り入れる自転車等を収容できる環境を整えます。
④ 放置自転車等の対策の推進	古河駅周辺は、自転車等放置禁止区域となっています。歩道などに放置された自転車等は撤去し、自転車等を保管所へ移動します。

1 都市の活力を支える道路の整備

- 1 幹線道路ネットワークの充実
- 2 身近な生活道路の整備
- 3 快適な道路環境の維持・管理

2 安全で自由に移動できる交通環境の充実

- 1 持続可能な公共交通網の形成
- 2 バス等の充実と利用の促進
- 3 交通拠点の整備

3 うるおいと憩いのある水と緑のまちづくり

- 1 河川の改修・整備と維持管理
- 2 安全で美しい水辺環境づくり
- 3 計画的な公園・緑地の整備と市民との共同による維持管理
- 4 平地林の保全と緑化の推進

4 風土に根ざした美しい景観の形成

- 1 景観計画に基づく景観づくりの促進
- 2 地域の景観づくりの促進

5 地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進

- 1 計画的な土地利用・都市施設配置と適時適切な見直し
- 2 都市の自然のバランスの維持
- 3 地籍調査の推進と土地情報の整備

6 良好な市街地や集落地の整備

- 1 市街地や集落地における都市基盤と住環境整備の推進
- 2 良好な市街地や集落地の形成

現状と課題

- 古河市の広域的道路網は、国道 4 号及び新 4 号国道、国道 125 号及び国道 354 号などにより構成されていますが、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）境古河 IC が平成 27 年 3 月に供用開始され、平成 29 年 2 月には圏央道の県内全区間が開通したことから、広域的な交通利便性は飛躍的に高まりました。
- 広域的な交通利便性は、産業立地を促す上で不可欠な要素であり、古河市の大きな特長となり得ます。このため今後も、筑西幹線道路及び境古河 IC へのアクセス道路などの未整備区間の解消を目指し、交通利便性のさらなる向上を図ることが求められます。
- 産業立地の進展にともない、通行車輛の増加や大型化が予想されます。このため、市内の主要交差点などにおける渋滞の解消に努めるとともに、市民の日常生活の安全性と利便性を確保するため、生活道路の維持・管理を計画的に行っていく必要があります。
- 道路は市民生活と産業振興のために欠かすことのできない都市基盤ですが、近年、道路・橋梁などの老朽化も目立ってきています。このため、パトロールによって問題箇所などを早期に把握し対応するとともに、平成 27 年度策定の舗装修繕計画、及び令和元年度改定の橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に整備及び維持管理をしていくことが求められています。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和 5 年度)
道路の整備に満足している市民の割合	52.27%	80.00%
都市計画道路の整備率	58.30%	58.70%
狭あい道路割合(延長)の解消	39%	40%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 幹線道路ネットワークの充実

主な取組	概要
① 幹線道路の整備	筑西幹線道路をはじめ、十間通りなどを軸とした幹線道路ネットワークを整備するとともに、大規模災害時にも広域的道路交通網を確実に機能させる、安全で災害に強い環境づくりを進めます。 市民
② 筑西幹線道路と連結する主要な道路整備	筑西幹線道路と連結する道路の中で、主要な道路として整備が必要な道路の整備を図ります。
③ 都市計画道路の整備	都市計画道路の整備を推進し、市民生活の安全性と利便性の向上を図ります。
④ 主要な国道や県道の整備促進	主要な道路の整備を国や県に要望し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を促進していきます。
⑤ 近隣市町・市内横断連絡道路の整備促進	幹線道路ネットワークを整備しながら、周辺市町への連絡道路を充実し、市民等の広域的な活動を支えていきます。

2 身近な生活道路の整備

主な取組	概要
① 安全で快適な道路の整備	交通量の変化に対応するための道路整備や交差点改良を行い、安全で快適な交通を確保し、渋滞の解消に努めます。 市民
② 狭い道路の整備・解消	対面通行や歩行者の通行、救急活動や消火活動に支障をきたす狭い道路については、地元住民と協力しながら幅員4m以上への道路整備を進めます、また拡幅困難な道路についても改善を進め、安全で快適な交通を確保します。 市民

3 快適な道路環境の維持・管理

主な取組	概要
① 舗装や道路構造物の維持・管理	路面性状調査や定期的パトロールに基づき、安全で快適な道路の維持管理を行います。
② 橋梁等のインフラの安全管理	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、維持管理を行います。

現状と課題

- 古河市の公共交通には、市が運営するコミュニティバス、デマンドタクシー、民間が運営する鉄道、路線バス、タクシー等があり、市民の日常生活を支えています。
- このうち鉄道については、湘南新宿ライン、上野東京ラインが運行しており、利便性が高い状況にあります。一方バスについては、民間路線バスが重要な役割を果たしていますが、乗務員不足等から路線・運行本数の維持が困難になるなど、厳しい環境となっています。
- 公共交通網の弱体化は、自動車を運転できない高齢者や子どもなど、いわゆる交通弱者の外出や通院・通学などに支障をきたすものと懸念されます。また、将来、若者の転出を抑制しつつ東京などからの転入を促していくためにも、地域における公共交通の利便性確保が求められます。
- このため、市民の意向や、将来的な需要予測などを踏まえ、民間路線バス・タクシー・コミュニティバス・デマンド交通などによる総合的で持続可能な公共交通体系を構築し、高齢者をはじめすべての人が安全で快適に移動できる環境を整備していくことが必要となっています。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
バスなどの公共交通の充実に満足している市民の割合	44.52%	66.00%
循環バスやデマンド交通、地域公共交通年間延べ利用者数	215,541人	219,070人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 持続可能な公共交通網の形成 戦略

主な取組	概要
① 地域公共交通ネットワークの構築	「古河市地域公共交通網形成計画」に基づき、民間交通機関と一体となった地域公共交通ネットワークの構築を図ります。 市民
② 宇都宮線の新駅設置を含めた鉄道の充実	(仮)南古河駅の設置推進をはじめ、鉄道利用の環境整備を進めます。 市民

2 バス等の充実と利用の促進 戦略

主な取組	概要
① コミュニティバス・デマンド交通の充実	市内循環バスやデマンド交通の運行に努め、運行エリアの見直しを行いながら、持続可能とするための適正な運賃体系を構築し、利便性の向上を図ります。 市民
② 路線バスの維持	市内を運行している民営の路線バスに対して、路線を維持するため、補助金を交付するなど支援を行います。

3 交通拠点の整備

主な取組	概要
① 関係機関との協議	古河駅や駅前広場など交通拠点の整備について、関連機関と協議するなど、整備に向けた検討を進めます。 市民

現状と課題

- 古河市は、広大な関東平野の真ん中に位置し、利根川・渡良瀬川の2大河川に面した水辺のまちであり、総和地区・三和地区を中心に多く見られる平地林・屋敷林は、地域の原風景として、また身近な緑地として、これまで大切に受け継がれてきました。
- 市域には、利根川・渡良瀬川のほか向堀川・女沼川・宮戸川・西仁連川などの一級河川が流れていますが、平成27年9月関東・東北豪雨では、西仁連川などが氾濫し大きな被害をもたらしました。このため今後も、引き続き河川・水路の整備・改修を行い、水害の防止に努めていくことが必要となっています。
- また、河川がつくりだす空間は、防災面のみならず市民の憩いの場としても貴重であることから、自然体験の場として有効かつ安全に利用・運営できるよう、今後も水辺の活用と保全に努めていく必要があります。
- 他方、市内の公園や緑地は、子どもから高齢者まで多世代が活動できるレクリエーションの場として、また災害時の避難場所として多様な機能を有しています。古河総合公園・ネーブルパーク・ふるさとの森などの公園が整備され、これらはイベントなど多目的に利用され、市民の憩いの場となっています。
- 今後は、地域の実情を踏まえて公園・緑地の整備と維持管理を計画的に進めていくとともに、市民の参画を得ながら、貴重な資源である平地林の保全や市街地の緑化を進めていく必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
水辺の有効利用、公園や緑地の整備に満足している市民の割合	72.46%	80.00%
一人あたりの公園面積(都市公園以外を含む)	14.7㎡/人	15.3㎡/人

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 河川の改修・整備と維持管理

主な取組	概要
① 一級河川の整備促進	期成同盟会を通して、国・県に女沼川や向堀川など河川の改修や整備促進を要望します。
② 準用河川及び水路の整備と維持管理	主要水路の流域や排水機能等の現況調査を実施し、準用河川及び素掘り水路の整備や老朽化した水路構造物の修繕を計画的に推進します。

2 安全で美しい水辺環境づくり

主な取組	概要
① 水辺の有効利用	市民が水辺にふれあうことのできる「わたらせ水辺の楽校」を安全に利用できるよう適切に管理し、また多くの市民に楽しく利用してもらえるよう運営主体である「わたらせ水辺の楽校運営協議会」を支援します。
② 安全な水辺環境の維持	市民の生活環境を守るため、集中豪雨時等の水位観測及び樋管*の開閉を行い、治水対策を推進します。
③ 河川や水路のパトロールの実施	定期的なパトロールに加え、豪雨・台風などの災害等の緊急時にもパトロールを実施し、災害時には初期対応を含めた早期復旧に努めます。

3 計画的な公園・緑地の整備と市民との共同による維持管理

主な取組	概要
① 公園や緑地の整備	地域住民に親しまれ防災機能を備えた公園緑地の整備に努めます。 市民
② 公園の管理、運営の充実	遊具等の点検及び植栽の剪定を行い、安全に安心して遊べるよう、地域住民とともに適正な管理運営を推進します。

4 平地林の保全と緑化の推進

主な取組	概要
① 平地林の保全と緑化の推進	霞ヶ浦地域森林計画及び古河市森林整備計画に基づいた平地林の保全整備により、荒廃森林の抑制に努め、森林の有する多面的機能を発揮させる活動に対する支援と緑化の啓発を行います。

現状と課題

- その地域らしい美しい景観は、まちを訪れる人の目を楽しませ、貴重な観光資源となるだけでなく、自らが暮らすまちに対する、市民の愛着を高めるためにも重要です。
- 古河市には、河川と平地林が織りなす自然的景観のほか、古河公方や有力な徳川譜代大名の城下町として、また、日光街道の宿場町としての歩みを背景とした、歴史・文化的景観があります。市では、早くから景観の形成に取り組み、歴史博物館周辺の景観整備や遊歩道の整備を進めたほか、古河総合公園など自然を活かした公園整備などを進めてきました。
- 市は、これらの良好な景観づくりに向けた取組を、市民・事業者・行政の連携のもとに一層推し進めていくため、平成 23 年 1 月に景観法に基づく景観行政団体となり、景観形成に関する方針や行為の制限等を定めた「古河市景観計画」を平成 23 年 3 月に策定し、平成 27 年 1 月に「古河市景観条例」を施行しました。
- 今後は、この条例と計画に基づき、景観形成事業の一環として古河市景観賞などにより優れた景観の形成、啓発、普及に貢献していると認められる個人または団体に対し表彰を行います。古河の景観を後世まで伝えることができるよう景観まちづくりの意識の醸成を図ります。また、周辺環境と調和した街なみづくりの取組のため、市民の屋外広告物に対する理解を深めつつ、屋外広告物の適正な手続きを促し、都市景観の向上を図ります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
美しい景観の形成に満足している市民の割合	73.16%	90.00%
景観形成事業による景観賞表彰団体	14 件	24 件
屋外広告物申請届出件数	331 件	365 件

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 景観計画に基づく景観づくりの促進

主な取組	概要
① まちの景観に関する啓発	景観計画への理解を深めるための説明会の開催など、優れた景観形成に向けた共通認識を高めます。地域の優れた景観保全に貢献する行為に対して、隔年、表彰式を開催します。

2 地域の景観づくりの促進

主な取組	概要
① 屋外広告物の啓発	茨城県屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成・風致の維持、及び公衆に対する危険の防止の観点から屋外広告物に対し許可基準を示し、届出管理に対して周知徹底を図る。条例違反による違法広告物の抑制、撤去により良好な景観の維持に努めます。

現状と課題

- 秩序ある土地利用と都市計画は、地域の魅力を高め都市の発展に寄与するだけでなく、乱開発を防止するなど、市民の生活環境を快適に保つためにも重要です。
- 古河市では、都市化が進むなか、農地や平地林などの自然的環境が保たれ、商業・工業・農業のバランスの取れた土地利用がなされてきました。現在は「古河市都市計画マスタープラン」に基づき、地域の活性化等を考慮して、適切な土地利用がなされるよう誘導を図っていますが、土地区画整理事業などによる計画的な開発が進む一方で、現況の土地利用と指定された用途との乖離が見られる地区や、生活環境の悪化が懸念される住工混在地区、低・未利用地区なども見られています。
- 古河市は、人口減少・少子高齢社会の進展や都市の低密度化に伴う都市機能の低下など、様々な課題が浮き彫りとなっているため、都市経営の全体構造を見直し、コンパクトで持続可能な都市づくりが求められています。そのため、立地適正化計画に基づいたまちづくりを推進していくことで本市の特性に応じたコンパクトシティの形成を目指します。
- このように、古河市の将来を見据えつつ、今後も、都市機能の高度化と市民の居住環境の向上を図っていく必要がありますが、あわせて、産業立地を誘導するための用地の確保なども求められています。
- また、このような将来の土地利用を適正かつ効率的に行うためにも、市民の理解を得ながら地籍調査を計画的に推進し、基礎的な土地の情報を整理していくことが大切になっています。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
人口集中地区 (DID) 内の人口密度 戦略	5,222.9人 /km ²	5,300.0人 /km ²
地籍調査進捗率	55.27%	56.24%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 計画的な土地利用・都市施設配置と適時適切な見直し

戦略

主な取組	概要
① 都市計画基礎調査の実施	適正な都市計画変更に向け、都市計画基礎調査を行い、人口動向や市街化の現況など、都市の現況を正確に把握します。
② 用途地域の見直し	現在の土地利用の状況や都市計画基礎調査の結果を踏まえ、適切な用途地域への変更を適宜進めます。
③ 都市計画の変更	都市施設の適正配置など、必要に応じて都市計画を変更し、都市機能の向上を図ります。
④ 拠点集約型の都市構造の形成	集約連携型都市構造に移行していくためには、拠点地域を中心とした市街化区域内において高密度の土地利用展開を図り、都市機能の充実を図っていくことが重要となることから、立地適正化計画における居住誘導区域の指定や、既存集落にも配慮した市街化調整区域での適正な土地利用の展開など、適正な人口密度の誘導に資する整備を推進します。

2 都市の自然のバランスの維持

主な取組	概要
① 適正な市街化の推進	良好な住宅地整備や産業拠点の整備を進め、都市機能を考慮した適正な市街化を推進します。また、市街地における比較的大規模な低・未利用地の活用を促進します。 市民
② 都市における自然の保全	都市における自然を良好に保全し、環境保全機能の向上を図ります。

3 地籍調査の推進と土地情報の整備

主な取組	概要
① 地籍の明確化	第7次国土調査事業十箇年計画に基づき地籍調査を行うことで、土地の高度利用化や大規模災害に備えた土地情報の整備を進めます。

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 古河市では、商・工・農のバランスが取れた都市構造のもと、水辺と緑に包まれるように市街地・集落地が形成されています。この市街地や集落地は、都市の活力の源としてのみならず、市民の暮らしの場としての視点からも、良好な環境づくりが求められます。
- 市内の市街地・集落地には、都市化が急速に進みましたが、道路をはじめとする都市基盤が不十分であったため、土地区画整理事業などの手法により、質の高い居住環境の形成に努めてきました。都市の活力を生み出し、災害に強く、誰もが暮らしやすい、安心・安全なまちづくりを進める上で、今後も継続的に市街地整備を進めていくことが、魅力ある市街地形成の実現には必要です。
- 市街地整備にあたっては、住民など関係者による合意形成を基本としながら、土地区画整理のほか、地区計画などの手法の検討が必要です。
- 基盤整備が不十分と考えられる区域においては、地域特性や実情を踏まえた計画を検討することとし、目的の実現に向け事業に取り組んでいくことが大切です。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
区画整理事業進捗率	49.5%	62.0%
地区内公共施設の整備状況	13.6ha	15.6ha
地区内宅地の整備状況	11.9ha	14.3ha

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 市街地や集落地における都市基盤と住環境整備の推進 戦略

主な取組	概要
① 市街地整備の計画的な推進	市街地整備で土地区画整理事業の手法を活用している古河駅東部地区においては、宅地及び公園、緑地などの造成工事や、道路、調整池などの公共施設の整備を計画的に推進します。 保留地処分については、広くPRを進めるとともに、民間事業者の活用など、様々な手法により、早期売却を図り、魅力ある市街地整備を進めます。
② 未整備市街地及び集落地の整備	未整備の市街地、集落地においては、地域特性を踏まえた多様な整備手法を検討します。また、土地区画整理区域として都市計画決定されている大堤南部地区については地権者の意向を踏まえ、(仮)南古河駅設置に合わせた計画を推進します。

2 良好な市街地や集落地の形成 戦略

主な取組	概要
① 事業計画及び地区計画の策定・見直し	現在、土地区画整理事業を進めている古河駅東部地区においては、地区計画による土地利用の誘導を図るとともに、社会環境等の変化や事業進捗及び実情に合わせ、随時事業計画の見直しや地区計画の変更を検討する等、良好な市街地形成に取り組みます。 また、土地区画整理区域として都市計画決定されている駅南地区については、土地区画整理ほか、地区計画の策定など地権者等の意見を聞きながら様々な整備手法を検討することとし、新たなまちづくり構想を作成します。
② 都市機能の集約	地区の特性に応じた公共施設や商業施設、工業系施設等の配置を進め、交通の利便性など地理的条件を活かした、より暮らしやすい市街地を形成します。

1 行政経営マネジメント体制の確立

- 1 実効性の高いPDCAサイクルの確立
- 2 持続可能な財政運営
- 3 公共施設等の一体的なマネジメントの推進
- 4 市民ニーズを実現する組織づくり
- 5 適正な行政運営の推進
- 6 ふるさと納税制度等を活用した地域再生の推進

2 まちの活カアップにつなげるシティプロモーション

- 1 市民に魅力が伝わるシティプロモーション
- 2 魅力ある情報発信の充実

3 開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進

- 1 市民ニーズの見える化の推進
- 2 行政情報の適正な管理
- 3 スマート自治体の推進とセキュリティの強化

4 関東の中心として発展する広域行政の推進

- 1 広域行政の運営
- 2 広域事業の効果的推進

現状と課題

- 高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃にかけて迫りくる我が国の危機とその対応を想定し、国では、平成 29 年 10 月に「自治体戦略 2040 構想研究会」が設置されました。持続可能で多様な自治体による行政の展開が我が国の強靱性の向上につながるものとして、人口構造の変化に対応した自治体行政の在り方についての検討がされているところです。
- 古河市の将来的な展望としても、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040 年以降、若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく時期を迎え、全国よりも早い時期に、人口急減に直面すると予測されています。
- このような人口減少、少子超高齢社会においては、生産年齢人口の減少に対する影響も大きく、単に労働力が減少するだけでなく、地域経済の減退を引き起こすことによる税収の減少を引き起こすなど行財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。
- これまで古河市では、合併によるスケールメリットを最大限享受すべく行政改革に積極的に取り組み、コスト削減、人員抑制、業務の効率化等を推進し「量の改革」については一定の成果をあげてきました。しかしながら、市民ニーズや行政を取り巻く課題は高度化・複雑化しており、今後も引き続きこれらの成果を維持し、効果的・効率的に市民サービスを提供するためには一層の取組が必要となります。
- これからの古河市は、限られた経営資源（人・モノ・財源・情報）を適正に配分し、行政が本来担うべき機能を発揮できる仕組みづくりが必要であり、そのためには組織ぐるみで抜本的に改革に取り組み、持続可能な行財政経営の実現が求められます。
- 職員数の抑制や権限移譲等による業務量の拡大により、職員の士気の低下や健康管理について懸念されるなか、安定的な行政サービスを提供できるよう効率的、効果的な行政運営を目指し、長期的な視点から市民ニーズや地域特性に応じた職員数を過不足なく確保するために、「新・古河市職員定員適正化計画」を平成 31 年 3 月に策定しました。今後も行政サービスの低下を招くことのない職員の配置に努めます。
- 「働き方改革」により職員の働き方に関する意識や環境も変化しています。全ての職員が意欲を持って働き、かつ、安心して子育てや介護、地域活動等にかかる時間が持てる、健康で豊かな生活が送れる職場環境づくりが求められています。
- これまで自治体の政策立案や検証は、職員の経験やスキル、勘に依存しがちでありましたが、これからは各種データを分析することで、地域課題の可視化や客観的証拠に基づいた政策立案の実現（EBPM：証拠に基づく政策立案、Evidence Based Policy Making）が求められています。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
行財政運営の改善に満足している市民の割合	64.79%	80.00%
若い世代の純移動数 戦略	- 234 人	- 170 人以下
健全化判断比率	実質公債費比率 8.6% 将来負担比率 70.2%	基準値以内

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 実効性の高いPDCAサイクルの確立 ◀ 戦略 ▶

主な取組	概要
① 総合計画に基づく施策展開の推進	毎年度の重点化施策を戦略方針として掲げ、実施計画と連動させることで実効性の高い施策の展開を推進します。
② 地方創生の推進	まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の実現に向け、人口減少に歯止めをかけるための取組と、減少した状態に対応するための取組をあわせて推進し、その効果検証を適切に行い、フィードバックすることで実効性を高めます。
③ 効果的な行政評価の確立	実施計画において事業の活動・成果指標を設定し、執行後の事業の成果についての適正な評価を行うことで、事業の事前、事後評価を連動させます。評価結果から事業実施に係る手段や事業自体を見直すことにより、効果的な施策展開を図ります。
④ 国際目標 (SDGs) の推進	SDGs [*] (持続可能な開発目標) の理念に基づき、国が提示するSDGs ローカル指標等を参考としながら、本市の自治体行政が共有可能な目標 (ターゲット) に対し、総合計画を推進することで貢献します。また、地域社会におけるSDGsの周知及び啓発活動や、地域におけるSDGsに関する取組の支援のため、多様な主体と連携し、ローカルレベルでSDGsの達成に貢献します。
⑤ EBPM の推進	EBPM によって政策の因果関係を明確にすることで、住民への説明責任を果たし、サービス向上や、業務の効率化、コスト削減につなげることが可能になることから、行政で保有している住民情報や税、福祉などの各種データを分析し、客観的根拠に基づいた政策を検討・立案するEBPMの推進を図ります。
⑥ 監査事務の充実	監査基準に基づく監査を実施し、監査結果を公表します。また、監査知識の習得と監査技術の向上に努めるとともに組織体制の充実を図っていきます。

2 持続可能な財政運営

主な取組	概要
① 効率的な財政運営	事務事業の効率化や見直しによる経費削減を継続する一方で、国からの財源の確保や地域経済の活性化による税収の増加を図り、公金の適正な管理運用に努め、経営基盤を強化します。 市民
② 財政状況の公表	地方公共団体財政健全法に基づく財政指標、決算統計指標などを用いて財政状況を検証し、広報紙・ホームページ等により広く伝え、わかりやすい情報の発信に努めます。 市民
③ 市税の適正な課税	法令に沿った公平な課税を行うために、事務の効率化を図りつつ各種課税対象の的確な把握に努めます。また、複雑な税制度について市民の理解を得られるよう職員の説明能力を高め、丁寧な対応を行うことで市税に対する理解の確保に努めます。
④ 市税の適正かつ公平な納税の推進	市税の確実な納付のため、口座振替等による納期限内納付を推進しつつ、納税の利便性向上を図るため、納付機会の拡充に努めます。また、納税の公平性を保つため、督促状・催告書の発送、必要に応じた滞納者の財産調査、法令に基づいた差し押さえ等の滞納処分を行います。滞納事案によっては、茨城租税債権管理機構と連携して滞納整理を行います。

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章 (市民協働)

2章 (健康福祉)

3章 (教育文化)

4章 (産業労働)

5章 (生活環境)

6章 (都市基盤)

7章 (行財政)

資料編

3 公共施設等の一体的なマネジメントの推進 戦略

主な取組	概要
① 公共施設の全体最適化	市が保有する公共施設を市民共有の財産、市の貴重な経営資源ととらえ、公共施設適正配置基本計画に基づき、公共施設の適正な管理及び活用を図ります。
② 庁舎のあり方の検討	分庁方式による課題を検証し、効率的で機能的な行政が展開できるよう、今後の庁舎のあり方について検討を進めます。
③ 公有財産の有効活用	本市で保有する土地・建物について、適正な管理のもと、用途廃止施設等の適切な後利用に取り組むほか、利活用が可能と考える資産については、公共公益的な利用や財源確保に向けた売却・貸付け等に取り組みます。
④ 計画的保全の推進	施設の情報、修繕履歴、点検記録などの情報を一元化し、事後保全から予防保全に取り組めます。また、全施設の長期的な保全計画を策定し、将来にわたる財政負担の平準化を図ります。 市民
⑤ 民間活力の積極的活用	官と民の役割分担を適切に行い、積極的かつ計画的に民間活力を活用し、効果的な行政運営を図ります。また、PFI*や指定管理者制度*等を推進するための民間活用ガイドラインの策定を検討します。

4 市民ニーズを実現する組織づくり

主な取組	概要
① 柔軟な組織づくり	多様な住民ニーズに対応するために、組織間の連携を重視し、市民の視点に立った柔軟で機動力のある組織の構築に努めます。
② 人事評価制度の活用	人事評価制度マニュアルの見直しを随時行い、能力と実績に基づく人事管理を行うことにより、職員の意欲と能力の向上を図る人事評価制度を推進します。
③ 人材育成の推進	古河市職員人材育成ビジョンに基づき、階層ごとに求められる役割と知識を習得する階層別研修の充実を図るとともに、職員の自己啓発を促進、支援し、職員一人ひとりの意識と能力の更なる向上に努めます。
④ 新たな人材の確保	定員適正化計画に基づき、職員の年齢構成の不均衡等の解消を図りながら、職員採用に関する検討を随時行い、古河市職員人材育成ビジョンに掲げた目指すべき職員像に共感し、活躍できる人材の確保に努めます。
⑤ 働きやすい職場環境づくり	職員がやりがいと充実感を感じながら働くことができ、健康で豊かな生活が送れる職場環境づくりに努めます。
⑥ 窓口サービスの利便性の向上	分かりやすく丁寧な接遇や、個人情報適正管理など、職員の資質向上を図るとともに、窓口取扱業務や開設時間など市民目線に立ったサービスの提供に努め、市民の利便性を向上させます。

5 適正な行政運営の推進

主な取組	概要
① 法令の順守	適正な行政運営を確保するため、条例規則等の整備を行います。また、各課事業の法律相談を実施し、法令の順守を推進します。
② 権限移譲への適切な対応	新たな法律の施行等、国・県の動向を注視し、権限移譲に適切に対応して、質の高い行政サービスを提供します。
③ 適正な入札・契約及び検査の推進	関連する法令に基づいた入札・契約及び検査を古河市の実情を踏まえ引き続き適正に実施します。
④ 統計調査の的確な実施	経済産業等の政策の基礎となる各種統計調査に対し、適切な業務体制の運用により効率的な実施に努めます。
⑤ 的確な秘書業務の遂行	円滑な市政運営のために、市長及び副市長の秘書業務(スケジュール管理等)を的確かつ迅速に行います。また、年頭に当たり、市政の発展に指導的な立場でご活躍の方々が一室に会し、心新たに古河市のまちづくりについて思いを共有し、市民の結束力とまちづくりの推進力を高めます。あわせて、条例に基づく市政功労者及び寄付者の表彰を行います。
⑥ 適正な選挙の執行管理	適正な選挙の管理執行と、投開票作業の効率化に努めます。また、有権者の選挙に対する意識向上のため、効果的な啓発に努めます。
⑦ 公平・公正な行政の確保	公平委員会において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を執ります。職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定を行います。勤務条件その他人事管理に関する職員からの苦情相談の処理を行います。 また、固定資産評価審査委員会においては、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査を、課税主体である市組織から独立した中立的な第三者機関として審査を行います。

6 ふるさと納税制度等を活用した地域再生の推進 戦略

主な取組	概要
① ふるさと納税制度等の活用	地方創生の推進として、市民協働や健康福祉、教育文化、産業労働、生活環境、都市基盤など、あらゆる分野の施策や事業において、戦略的な目標を設定して、計画的に実施する地域再生のための取組にふるさと納税制度等を活用します。

現状と課題

- 人口減少が進む中であっても、市民自身がまちの多様な魅力に気づき、愛着を感じ、ボランティア活動などにつなげていくことができれば、市全体の活力を上げていくことが可能になります。そのために、市民自らも市の魅力発信者となれるような土台作りをし、市民がより共感できるプロモーション体制を構築していくことが必要です。
- 今後もさらなる創意工夫を重ねながら、分かりやすく、訴求力のあるホームページとなるよう、努めていくことが求められます。また、昨今のスマートフォンの普及とインターネットの即時性を最大限活用した情報発信が重要であることから、市ホームページと連動したスマートフォンアプリ「コガノイロ」を引き続き充実させていくことが大切です。
- 市からの発行物が、受け手により効果的に伝わるよう、デザイン、ロゴ等を統一して発信していくことが求められています。そのため、市の各事業については、各部署がその意義や効果が的確に伝えられるよう常に意識し、発信していくことが必要です。
- 古河フィルムコミッション*を通じた映画やドラマ等の撮影をとおり、市内の名所や隠れた魅力等が広く放映されることで、市民がまちの魅力に改めて気付くことや、新たに感じ、愛着を深めていくことが大切です。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
「こがキラ photo クラブ」による SNS での市の魅力発信回数	85 回	100 回
フィルムコミッションによる撮影数	29 回	35 回
スマートフォンアプリ「コガノイロ」のダウンロード数	4,184	8,700
広報紙の充実に満足している市民の割合	77.23%	80.00%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 市民に魅力が伝わるシティプロモーション ◀ 戦略 ▶

主な取組	概要
① シティプロモーションの推進	市役所における全庁的な発信、かつ、市民発のプロモーションも充実させ、まちの活力につながるシティプロモーションを推進します。 市民
② フィルムコミッションの推進	東京からの近接性を活かし、映画やドラマ等の撮影の誘致やメディアを通して広く古河のPRを促進し、市民の市に対する愛着が深められるように努めます。

2 魅力ある情報発信の充実 ◀ 戦略 ▶

主な取組	概要
① 広報紙の充実	市民に分かりやすく市政情報を提供するため、読みやすく、親しみやすい広報紙づくりに努めます。また、電子媒体による広報紙の発行を推進します。
② ホームページの充実	充実したホームページづくりに努め、市の各種施策や行政情報をはじめ、各種イベントや観光情報など、市内外に向けた情報の充実を図るとともに、より迅速な発信に努めます。 市民
③ 多様なツールを活用した行政情報の発信	市の概況や施策のほか、生活に関わる情報について、広報紙、市ホームページ、スマートフォンアプリ、SNS等幅広い手段により、さまざまな行政情報を提供します。 市民

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

現状と課題

- 市民の意見を尊重したまちづくりを進めていくためには、市民と行政が様々な情報を共有し、市民の行政に対する関心や理解を高めた上で、市民のニーズを適切に把握する必要があります。
- また、市民に信頼される行政を運営していくためには、行政による迅速な情報公開や適切な情報発信が重要であることから、平成 17 年度に制定した「古河市情報公開条例」及び「古河市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を徹底した上で、市が保有する行政情報を公開しています。今後はさらに、公開可能なあらゆる行政情報のオープンデータ[※]化を進め、民間企業の事業や市民生活において活用することを可能にし、市民サービス向上につなげるとともに、行政の見える化により信頼性を向上させます。
- 情報システムのセキュリティ対策向上のため、「古河市情報セキュリティポリシー[※]」の推進や、CSIRT[※]運用などにより、情報の適切な管理とリスク対策に努めていきます。
- 情報システムの行政での適切な運用に加えて、市民や事業者のニーズに沿った地域社会の情報化を進めて行く必要があります。



成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
市による情報の提供に満足している市民の割合	77.23%	90.00%

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 市民ニーズの見える化の推進

主な取組	概要
① 市民満足度の測定	市民満足度を正しく測定・分析し、市政に反映する仕組みをつくることにより、市民ニーズに即したまちづくりを進めます。
② 市民の声を情報共有する体制の強化	市民の声を一元管理できるようデータベース化し、職員間で情報共有できる体制を整えます。市民の声を全庁的に把握し、迅速に適切な対応をとることで市民サービスの向上につなげるとともに、市民に信頼される市役所づくりを進めます。

2 行政情報の適正な管理 戦略

主な取組	概要
① 情報公開・個人情報保護の推進	情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に管理するとともに、情報の公開に努めます。また、公開状況及び個人情報開示状況を公表します。
② 文書の適正管理	文書の適正な管理に努め、情報公開の円滑な推進を図ります。また、文書の電子化及び電子決裁を推進します。
③ 審議会等情報の公開	附属機関である審議会等の会議の情報を公開します。
④ オープンデータの推進	市が保有する公開可能なあらゆる行政情報のオープンデータ化を進め、行政の見える化により信頼性を向上させます。

3 スマート自治体の推進とセキュリティの強化 戦略

主な取組	概要
① スマート自治体の推進	「古河市情報化推進基本計画」による既存のシステムの運用推進に加え、新たな施策としてのAI*やRPA*を含めたICTの活用を広げ、業務の効率化や市民サービスの向上に努め、スマート自治体を推進していきます。
② 情報セキュリティの強化	「古河市情報セキュリティポリシー」の推進やCSIRTの運用により、情報セキュリティの一層の強化を図ります。また、職員向けセキュリティ研修を通じてさらなる意識向上にも努めていきます。
③ 地域社会の情報化の推進	情報通信に関する市民・事業者向けの情報発信・周知などを行い、地域社会の情報化を推進していきます。
④ マイナンバーカードの普及と利活用の推進	各種手続きの簡素化や電子化による市民サービスの利便性の向上と行政運営の効率化を図ります。また、マイナンバーカードの普及を促進します。

現状と課題

- ライフスタイルの変化などにもとない、人々の日常生活は市町村の枠組みを超えて広がりを見せており、近隣の自治体が協力して取り組むべき広域的な行政課題も多くなっています。
- 現在、古河市では、これらの広域的行政課題に対して、消防や救急などの分野では「茨城西南地方広域市町村圏事務組合」を、環境分野では「さしま環境管理事務組合」を、そして行政全般分野では「県西総合振興協議会」などに参画し、これらによる取組を通じて、圏域住民のニーズに応えています。
- 古河の地には、関東の真ん中という地の利のもと、圏域の政治・文化・行政の拠点として、また、北関東と南関東を結ぶ交通拠点として、古くからその役割を果たしてきたという地理的・歴史的特性があります。この特性を活かし、関係自治体などと幅広く連携しながら、関東の中心、中核的な都市として発展していくことを目指し、地域活性化を図っていくことが重要になっています。
- また、今後は、人口減少克服に向けた全国的な動きの中で、地域間競争のさらなる激化が予想されますが、勝者と敗者を生む「競争」ではなく、お互いの協力と役割分担のもとに、圏域としての発展を図っていく「協創」という観点からも、共通する課題に対して周辺自治体などとの連携を図っていくことが大切です。

成果指標

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和5年度)
近隣自治体との共同事務件数 戦略	12 件	15 件
昼夜間人口比率 戦略	0.93	1.00

関連する SDGs (17 ゴール)



施策・主な取組

1 広域行政の運営 戦略

主な取組	概要
① 周辺自治体間の連携強化	自立性の高い行政運営が求められていることから、周辺自治体や県外自治体との連携強化を図り、広域的な行政運営を推進します。
② 国・県と連携した広域的な圏域づくり	インフラ整備・地域振興のみならず、医療・教育など分野横断的に国や県に要望活動を行い、広域的な圏域づくりを推進します。
③ 中核的な都市としての役割発揮	中核的な都市としての役割を担うよう、拠点性を高めるとともに、周辺地域を牽引する都市を目指します。

2 広域事業の効果的推進 戦略

主な取組	概要
① 一部事務組合等の効率化	構成市町との連携を強化し、共同で処理できる業務は、一部事務組合等において、効率的かつ効果的な運営を促進します。

資料編

計画策定までの経緯

事項	期日	概要
各種アンケート調査	令和元年7月～8月 令和元年12月	市民アンケート調査 職員アンケート調査
古河市総合計画策定委員会	令和元年11月5日 令和2年1月7日	【第1回】基本計画(素案)の作成 【第2回】基本計画(案)の作成
まちづくり市民会議	令和元年9月28日 令和元年10月20日 令和元年11月16日	【第1回】各グループで協議 【第2回】各グループで協議 【第3回】各グループで協議
古河市総合計画審議会	令和元年11月26日 令和2年2月4日 令和2年2月27日	【第1回】諮問、基本計画(素案)の検討 【第2回】基本計画(案)の検討 市長に答申
職員参画	令和元年9月～10月	各課ヒアリング
パブリックコメント	令和2年1月10日 ～1月29日	基本計画(案)の公表、意見の募集
古河市議会	令和2年3月(予定)	【議会全員協議会】基本計画の報告



市民参画・職員参画の概要

●市民アンケート調査

目的	第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画策定に向けて、古河市が行っている様々な取組に対する評価や、これからのまちづくりに求められていることなどについて、市民の意向を伺うことを目的に実施
調査期間	令和元年7月～8月
調査対象	古河市内在住の18歳以上の男女3,500人
抽出方法	層化無作為抽出法
回収結果	有効回収数：1,278票　有効回収率：36.5%
調査項目	古河市の現在の印象、これからの古河市のまちづくり、古河市の取り組みの満足度・重要度、活動指標に関する事項、その他全般的なご意見・ご提案など

●まちづくり市民会議

目的	計画の策定段階において市民が直接参加する会議を開催し、様々な意見や提案をいただき、第Ⅱ期基本計画に反映させることを目的に実施
開催日	令和元年9月28日、10月20日、11月16日(全3回)
参加者	無作為抽出の市民、晃陽学園・盈科学園の学生等 延べ41名
概要	以下のテーマのとおりグループごとに話し合った 【第1回】 (1) 私が思う古河市の特徴(良い点・悪い点)について 【第2回】 (1) 古河市の魅力について (2) 災害への備えについて 【第3回】 (1) 子どもやお年寄りにとって住みやすいまちについて (2) 地域の力で互いに支え合うについて

●パブリックコメント

第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画(案)に対する意見募集

実施期間	令和2年1月10日～1月29日
意見数	延べ6件

●職員アンケート調査

目 的	第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画策定に向けて、市の現状や課題等に対する市職員の意向を把握するために実施
調査期間	令和元年12月
調査対象	市職員880人
回収結果	有効回収数：518票　有効回収率：58.9%
調査項目	これからの古河市のまちづくり、古河市が力を入れていくべき分野、総合計画の策定や運用など

●各課ヒアリング

目 的	各分野における現状と課題や第Ⅰ期基本計画での取組状況を整理し、第Ⅱ期基本計画で位置付けるべき取組を計画に反映するため
実施期間	令和元年9月～10月
概 要	各課が記入した基本計画検討シートを基にヒアリングを実施



総合計画審議会

●古河市総合計画審議会条例

平成 17 年 9 月 12 日

条例第 18 号

改正 平成 18 年 6 月 20 日条例第 36 号

(設置)

第 1 条 本市の基本的総合計画に関する事項を審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、古河市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定及び実施の方法に関し必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

●古河市総合計画審議会規則

平成 17 年 9 月 12 日

規則第 6 号

改正 平成 18 年 10 月 1 日規則第 80 号

平成 27 年 5 月 15 日規則第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古河市総合計画審議会条例(平成 17 年条例第 18 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、古河市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(答申)

第 2 条 諮問に関する答申は、会長(条例第 5 条第 2 項に規定する会長をいう。以下同じ。)が行う。

(会議録)

第 3 条 審議会は、会議録を備えるものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 審議会の会議(以下「会議」という。)に出席及び欠席した者の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点
- (5) その他議長が必要と認める事項

(小委員会)

第 4 条 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、小委員会の会務を総理し、これを代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 その他小委員会の運営については、条例第 6 条の規定を準用する。

7 小委員会において特別事項として調査審議された事項については、委員長は、会長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第 5 条 審議会は、審議を行うため必要と認めるときは、関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議(第 4 条第 1 項に規定する小委員会を含む。以下同じ。)は、原則として公開するものとする。ただし、会長又は委員長(第 4 条第 2 項に規定する委員長をいう。以下同じ。)は、会議の審議内容が次のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 古河市情報公開条例(平成 17 年条例第 19 号)第 6 条に規定する非公開情報に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の傍聴等)

第 7 条 会議を傍聴しようとする者は、指定する場所において、会議開催予定時刻までに傍聴受付票(別記様式)

に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

- 2 傍聴人の受付は、先着順に行うものとし、傍聴人の定員は、会長又は委員長が会議室の収容人数等を考慮して定める。
- 3 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。
 - (2) 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- 4 会長又は委員長は、傍聴人が会長又は委員長の命令、係員の指示等に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年9月12日から施行する。

附 則 (平成18年規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

●古河市総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

区 分	氏 名	役職等
会 長	北島富佐雄	古河市工業会 会長
副 会 長	関根ひろ子	古河市地域女性団体連絡会 会長
市議会議員	鈴木 隆	古河市議会議員
	鶴見久美子	古河市議会議員
学識経験者	篤 緑	古河市教育委員会 教育委員
	石川 康夫	古河市商工会 会長
	小林 康行	古河ケーブルテレビ株式会社 代表取締役
	塩原 隆	株式会社常陽銀行古河支店 支店長
	高橋 節子	古河市認定農業者連絡協議会総和地区女性部会 部会長
	蓮見 公男	古河商工会議所 会頭
	深谷 尚義	学校法人盈科学園 広報室室長
	宮本 京子	古河市国際交流協会 副会長
市 民	熊木津佐雄	古河市行政自治会 会長
	栗田 優次	まちづくり市民会議代表

● 答申

令和2年2月27日

古河市長 針谷 力 様

古河市総合計画審議会
会 長 北島 富佐雄

第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画(案) について(答申)

令和元年11月26日付古企第56号で諮問された第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画(案) について、本審議会は議論を重ねてまいりました。

議論の過程で出された意見について、下記の通り集約し答申いたしますので、第Ⅱ期基本計画の策定及びその推進にあたっては、これらについて十分に配慮されるよう求めます。

記

- 1 基本計画策定時に市民の意見を聴取するために実施しているアンケート調査やまちづくり市民会議について、多くの市民の意見を計画に反映させるために、アンケート調査の回収率の向上や市民会議の参加者の増加に引き続き努められたい。
- 2 市の人口が約40年後には9万人にまで減少すると推計しているが、これが現実とならないためにも、市の立地特性を生かした企業誘致による雇用の創出や独自の資源を生かした観光施策等を外部へアピールする取組を進めるなど、人口を増やす具体的な施策に取り組まれたい。
- 3 第Ⅰ期基本計画から4年が経過し、当時とは市民や行政の災害に対する認識が大きく変化している。これらを踏まえ、居住している地域の危険度や、避難所の立地などの情報を伝達する取組、また自主防災組織を強化する取組を進められたい。
- 4 基本計画の推進について、序章に「計画の実効性を高める」旨の記載があるが、計画の実効性を担保するために、目標値の進行管理に取り組まれたい。また、総合計画に対する市民の理解を深めるために、様々な媒体を活用して市の取組の情報発信に努められたい。

庁内策定組織

●古河市総合計画策定委員会規程

平成 17 年 9 月 12 日

訓令第 3 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日訓令第 27 号

平成 19 年 4 月 1 日訓令第 15 号

平成 22 年 4 月 1 日訓令第 10 号

平成 25 年 3 月 29 日訓令第 3 号

平成 27 年 3 月 31 日訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 進展する社会経済情勢に対処しつつ、将来の市のあり方を検討し、長期的視野にたつて総合計画を立てるため、古河市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員等)

第 2 条 委員会の委員は、古河市庁議規程（平成 17 年訓令第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する者とする。

2 委員会の委員長は、市長をもって充て、委員長に事故があるときは、副市長が代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合計画に必要な調査資料の収集に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、総合計画に関すること。

(下部組織)

第 4 条 委員長は、必要に応じて委員会の下部組織として分科会、ワーキンググループ等を置くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、企画課が担当する。

(補則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（平成 18 年訓令第 27 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年訓令第 15 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 10 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

成果指標一覧

1 市民協働

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 市民参加と協働のまちづくりの推進	市民参加と協働のまちづくりに関する市民満足度	総合計画市民アンケートにおける市民参加と協働のまちづくりに不満を感じていない市民の割合	76.68%	90.00%
2 元気なコミュニティの形成	地域コミュニティ団体の設立割合	設立団体数(17地区) / 全地区数(20地区)	85%	100%
	市民活動支援センターの利用団体数	1年間の延べ利用団体数	624 団体	680 団体
3 男女が尊重し合いともに輝く男女共同参画社会の実現	審議会等委員への女性の登用率	市の審議会等委員の女性委員の数を委員の総数で除した数字	26.2%	35.0%
	女性の労働力率 戦略	市の25歳~44歳の女性を対象として人数を抽出し、就業者数を総数(労働力状態)で除した数字	70.0%	77.0%
4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚	市主催による人権啓発活動や人権研修会に関与した人数	市や県が主催する人権教育講演会や人権リーダー育成講座等への参加者数	499人	520人
	市職員・人権擁護委員等による人権教室や人権作文・人権街宣活動に関与した人数	人権作文コンテストや各小中学校で実施する人権教室等の児童生徒の参加者数	6,238人	6,300人
5 国際交流と地域間交流の推進	市内の在住外国人数	市民総合窓口課発行の国籍別人員調査表	3,760人	4,000人
	在住外国人支援センター外国人アットホーム in 古河での対応言語数	アットホームで勤務しているサポーター数(言語数)	8言語	9言語
	姉妹都市関連事業に参加した団体数	申請いただいた姉妹都市交流補助金団体数の総数	4団体	5団体

2 健康福祉

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 互いに支え合う地域福祉の推進	地域福祉活動に参加している人の市民全体に占める割合(20歳以上)	地域での見守り活動やボランティア等の活動に参加している人の市民全体に占める割合	14.0%	20.0%
	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	人口10万人当たりの自殺者数	21.4人	14.4人
	災害時避難行動要支援者の個別支援計画の作成数	避難行動要支援者が、災害時に命を守るためにどのような避難行動をとればよいかを記載した個別の避難計画の作成数(予測)	250件	1,500件

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
2 いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実	介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率	65歳以上の高齢者人口に対する介護予防に資する住民主体の通いの場への参加者の割合	4.59%	6.00%
	65歳以上人口に占める要介護・要支援認定率	介護保険制度における要介護・要支援者が65歳以上被保険者に占める割合	14.60%	15.60%
	要介護度が前回の認定より軽度化した高齢者の割合	現在の受給者のうち、更新申請・区変、新規申請の介護度の変化を集計したものの介護度の重度化防止の指標	13.0%	13.0%
3 地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実	地域で生活している障がい者の割合(1-入所者数/手帳所持者)	障がい者手帳を所持しているが入所施設に入所していない人の割合(1-入所者数/手帳所持者*100)	97.3%	98.0%
	就労移行支援事業の利用者	市内就労支援サービス事業所における就労移行支援事業の年間利用者数	41人	48人
4 自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実	生活保護から自立した世帯の割合	生活保護から自立(死亡、引き取りを含む)した世帯数の全生活保護世帯に占める割合	10.5%	11.5%
	就労支援プログラムにより就労に結び付いた人数	就労支援プログラムにより就労に結び付いた人数(就労後継続して生活保護を受けている人を含む)	55人	65人
	生活困窮者自立支援制度の相談支援を受けた人のうち、就労による自立を達成した人の割合	生活困窮者自立支援制度の相談支援を受けた人のうち、就労による自立支援を達成した人の割合	10.8%	20.0%
5 生涯にわたる健康づくりの推進	特定健康診査の受診率	国民健康保険制度における特定健康診査を受診した市民の受診対象者に占める割合	33.0%	60.0%
	後期高齢者健康診査の受診率	後期高齢者医療保険制度における健康診査を受診した市民の受診対象者に占める割合	26.7%	31.7%
	産婦健康診査の受診率	産婦健康診査(2週間、1か月)の受診率	75.1%	85.0%
	乳幼児健康診査の受診率	乳幼児健康診査(3~4か月児、1歳6か月児、3歳児)の受診率	97.2%	98.0%
	ヘルストレーニングルーム利用人数(2か所)	古河福祉の森会館 総和福祉センター(健康の駅)	39,777人	41,700人
6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実	献血者数	実施日数 55日間 協力団体数 37団体	2,564人	3,200人
7 社会保障の充実	国民健康保険加入者ひとり当たりの医療費	国民健康保険制度における加入者ひとり当たりの医療費(年間医療費/被保険者数)	267,656円	265,000円
	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用率	国民健康保険制度における後発医薬品利用率(後発医薬品/後発医薬品のある先発医薬品+後発医薬品)	81.11%	83.00%

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
8 安心して産み育てられる子育て支援の充実	合計特殊出生率 戦略	一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数	1.38%	1.52%
	子育て支援に関する市民満足度	総合計画市民アンケートにおける子育て支援に満足している市民の割合	66.98%	80.00%
	保育所の待機児童数 戦略	保育所の待機児童数	15人	0人
	地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談する場)での相談件数	地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談する場)での相談件数	537件	800件
	児童虐待・DVの相談件数	児童虐待・DVの相談件数	① 69件 ② 30件	① 65件 ② 30件

3 教育文化

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 市民のニーズに合った生涯学習の充実	生涯学習の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける生涯学習に満足している市民の割合	77.70%	90.00%
	生涯学習活動に参加している市民の割合	総合計画市民アンケートにおけるこの1年間に、市が実施する講座や教室等を利用した生涯学習活動を行った市民の割合	12.4%	15.0%
	代表する生涯学習施設の利用者数(中央公民館、古河東公民館、三和地域交流センター)	市内三地区における代表的な生涯学習施設の利用者数	中央 51,035人 古河東 34,860人 三和 42,165人	中央 54,000人 古河東 37,000人 三和 45,000人
	市内図書館における市民一人あたりの図書等の貸し出し数	貸し出し延べ冊数/人口	2.58冊	2.80冊
2 生きる力を育む学校教育の充実	全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における将来に関する意識の項目について、肯定的な回答を行った児童生徒の割合<市立小学校・市立中学校>	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における将来に関する意識の項目について「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合	小 85.4% 中 70.0%	小 90.0% 中 80.0%
	全国学力・学習状況調査(教科の調査結果)における全国(国公立)平均正答率との比較<市立小学校・市立中学校>	全国学力・学習状況調査(教科の調査結果)における全国(国公立)平均正答率との比較(全国の各教科の正答数/全問題数-市の各教科の生徒数/全問題数)	小 -2.2 ポイント 中 -3.4 ポイント	小 +1.0 ポイント 中 +0.5 ポイント
	全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における自己肯定感に関する意識の項目について、肯定的な回答を行った児童生徒の割合<市立小学校・市立中学校>	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における設問「自分には、よいところがあると思いますか」に「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合	小 81.5% 中 71.8%	小 90.0% 中 80.0%

序章

基本構想の概要

第Ⅱ期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国(公立)体力合計点との比較<市立小学校・市立中学校>	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国(国公立)体力合計点との比較(全国の体力合計点-市の体力合計点)	小+1.3 ポイント 中+3.2 ポイント	小+3.0 ポイント 中+5.0 ポイント
3 安心して学べる教育環境の充実	学校教育の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける学校教育の充実に満足している市民の割合	74.18%	80.00%
	放課後児童クラブ希望者入所率 戦略	児童クラブ入所者数/児童クラブ入所希望者数*100	98.91%	100.00%
	児童生徒健康診断受診率	受診児童生徒数/児童生徒数*100	小学校 99.62% 中学校 97.63%	小中学校 100.00%
4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実	学校給食残滓の割合	出席した人数分の学校給食の提供量に対し、食べられずに残された給食の量の割合	自校 12.4% センター 13.0%	自校 8.0% センター 11.0%
	学校給食における地場産物の活用割合	調査対象期間における献立の全食材数のうち地場産の使用食材数の割合	42.80%	57.50%
5 未来を担う青少年の健全育成	全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話しますか]に[している]「どちらかと言えばしている」と回答した割合	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における設問「家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話しますか]に[している]「どちらかと言えばしている」と回答した割合	小 74.5% 中 77.2%	小 84.0% 中 80.0%
	全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における今住んでいる地域の行事に参加する児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における設問「今住んでいる地域の行事に参加していますか]に[当てはまる]「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合	小 63.2% 中 48.2%	小 67.0% 中 51.0%
	家庭教育学級の加入率	小中学校家庭教育学級加入率(家庭教育学級加入者数/児童生徒数*100)	79.6%	100.0%
	青少年の健全育成に協力する店	登録店舗数	157件	180件
	こどもを守る110番の家の登録件数	登録世帯数	2,954件	3,000件
6 市民が親しめる生涯スポーツの推進	週1回以上スポーツをする市民の割合	週1回以上スポーツをする市民の割合(18歳以上)	53.5%	60.0%
7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興	文化施設各館年間入館者数(歴博、篆刻、街美、文学館、三資、記念館、画室、旧宅)	各館の年間入館者合計数の直近3ヶ年の平均値	100,826人	112,000人
	文化財保存団体数	文化財保存団体数	17団体	18団体
	文化協会会員数	文化協会会員数	2,628人	2,800人
	市民文化祭等催事来場者数	市民文化祭等催事来場者数	19,449人	23,000人

4 産業労働

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 消費者ニーズに対応した商業の振興	民間消費支出流出入率(順位(1719市町村中)) 戦略	地域内に支出された金額に対する地域外から流入・地域外に流出した金額の割合。プラス値は地域外からの流入、マイナス値は地域外への流出を示す。	-23.4% (1,430位)	-21.2% (1,300位)
	小売業の事業所数 戦略	地域経済分析システム(商業統計調査・経済センサス(活動調査))による小売業の事業所数	986件	986件
	飲食等サービス業の事業所数 戦略	地域経済分析システム(経済センサス(基礎・活動調査))による宿泊・飲食・生活関連サービス・娯楽業の事業所数	976件	976件
	空き店舗活用の新規取組数	商店街の空き店舗等対策事業補助金を活用し、新規に出店した店舗数	3件	5件
	小売業の年間商品販売額 戦略	地域経済分析システム(商業統計調査・経済センサス(活動調査))による小売業の年間商品販売額	154,480 百万円	160,968 百万円
2 地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致	製造品出荷額等及び全国自治体における順位 戦略	地域経済分析システム(工業統計)による製造品出荷額等及び全国自治体における順位	1,040,200 百万円 59位	1,070,000 百万円 56位
	製造業への従業者数 戦略	工業統計表地域別統計表データにおける製造業従業者数	18,307人	18,600人
	企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業該当者数	企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励金交付該当世帯数	778世帯	1,000世帯
	企業誘致による延べ市内新規雇用者数 戦略	誘致企業による市内新規雇用者の延べ人数	176人	300人
3 安定的に農畜産物を供給する農業の振興	農業産出額 戦略	農林水産省が公表する農業産出額の推計結果	1,676 千万円	1,760 千万円
	経営耕地面積	地域経済分析システム(農林業センサス)による経営耕作地面積	332,268a	330,000a
	荒廃農地率	荒廃農地調査による荒廃農地率(荒廃農地面積/農地面積)	4.98%	3.35%
	認定農業者数 戦略	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農地所有適格法人等の数 担い手農業者とも呼ばれる	274 経営体	300 経営体
4 地域ブランドの創造による観光の振興	ふるさと納税による古河産品の発送数 戦略	ふるさと納税により古河市の産品が市外の人に発送された件数	10,753件	20,000件
	観光客動態調査における入込客数 戦略	市内公園及び道の駅、観光イベント時の年間の来場者数	2,218,265人	2,220,000人
	昼間の滞在人口 戦略	昼間の滞在人口	国勢調査人口以下	国勢調査人口以上

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
5 雇用の確保と労働環境の充実	有効求人倍率	古河公共職業安定所の「令和元年度業務概要」職業紹介状況による平成30年度有効求人倍率	1.49	1.50
	市内事業所従業者数 戦略	地域経済分析システム(経済センサス)による市内事業所従業者数	57,575人	60,000人
	市内労働率	平成27年国勢調査就業状態基本集計結果による労働力率	61.9%	62.0%
6 安心できる消費生活の確保	消費生活相談苦情相談の解決率	平成30年度古河市消費生活センターに寄せられた相談案件の解決率	97.84%	98.00%
	消費生活センター啓発活動実施回数	古河市消費生活センターが啓発活動を実施した件数	23件	28件
7 意欲を活かす創業の促進	創業比率 戦略	地域経済分析システム(事業所・企業統計調査、経済センサス(基礎・活動調査))による創業比率	3.44%	3.79%
	創業支援ネットワークを活用した創業者数	古河市創業支援ネットワーク関連の個別相談会等に参加し、市内に創業した人の数	10人	15人

5 生活環境

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 安定した水供給のための上水道の整備	石綿セメント管残存率	布設替をしている石綿セメント管全延長に対する残延長	65.42%	11.09%
	上水道の普及率	行政人口に対する給水人口の割合(野木町の一部含む)	95.7%	96.5%
2 快適な暮らしを支える下水の整備	汚水処理人口普及率 戦略	総人口に対する下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を利用している人口の割合	81.0%	86.0%
3 安全・安心に暮らせる住環境づくり	市内住宅の耐震化率	住宅・土地統計調査に基づく推計	83.6%(推計)	95.0%
	職員の応急危険度判定士資格者数	資格数の増加率	25人	40人
	職員の被災宅地危険度判定士資格者数	資格数の増加率	16人	20人
4 多様な自然環境の保全と継承	自然環境の保全に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける自然環境の保全に満足している市民の割合	80.75%	87.00%
	ECO フェスタ古河来場者数	環境問題啓発イベント「ECO フェスタ古河」来場者数	9,500人(平成30年度)	10,000人
5 公害の防止	河川水水質測定地点における環境基準達成率	一級河川及び水路等の水質測定において、国の定める水質汚濁に係る環境基準の達成率	77.8%	80.0%
6 環境美化の推進	環境美化活動への市民参加人数	渡良瀬クリーン作戦の環境美化活動に参加した市民の数	2,250人	2,500人
	アダプト・プログラム参加団体数	地域の美化活動に対して里親として登録された団体数	24団体	25団体

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
7 ごみの適正な処理と資源循環の推進	市民1人1日あたりのごみ排出量	ゴミの排出量/人口/365日	905.0g	860.7g
	リサイクル率	家庭系ごみ・事業系ごみに占める資源化量の割合	16.3%	19.6%
8 人と自然にやさしい都市づくりのための地球温暖化の防止	温室効果ガス排出量結果と基準年度との比較	古河市地球温暖化防止対策実行計画により削減した基準年度(平成20年度)に対する温室効果ガスの削減率(電気の使用に関する排出係数をH20で固定)	-1.2%	-9.0%
9 災害に強いまちづくりの推進	防災対策の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける防災対策の充実に満足している市民の割合	72.07%	80.00%
	自主防災組織率(世帯) 戦略	組織化されている世帯数/全世帯*100	74.80%	80.00%
	非常用備蓄食料	備蓄食数/備蓄計画目標食数	54,336食	121,500食
10 市民の生命や財産を守る消防の強化	建物火災発生件数	年間の建物火災発生件数	26件	23件
	消防団員数	消防団員数	384人	426人
11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進	刑法犯認知件数	年間の刑法犯認知件数	993件	845件
	空き家バンク物件契約の成立件数	年間の空き家バンク物件契約成立件数	—	10件
12 市民の暮らしを守る交通安全の確保	古河市内の人身交通事故発生件数	年間の人身交通事故発生件数	300件	255件以下
	古河市内の交通事故死傷者数	年間の交通事故による死傷者数	376人	320人以下

6 都市基盤

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 都市の活力を支える道路の整備	道路の整備に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける道路の整備に満足している市民の割合	52.27%	80.00%
	都市計画道路の整備率	都市計画道路の供用開始率	58.30%	58.70%
	狭あい道路割合(延長)の解消	4m以上の道路比率	39%	40%
2 安全で自由に移動できる交通環境の充実	バスなどの公共交通の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおけるバスなどの公共交通の充実に満足している市民の割合	44.52%	66.00%
	循環バスやデマンド交通、地域公共交通年間延べ利用者数	年間の循環バス・デマンド交通を利用した延べ人数	215,541人	219,070人
3 うるおいと憩いのある水と緑のまちづくり	水辺の有効利用、公園や緑地の整備に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける水辺の有効利用、公園や緑地の整備に満足している市民の割合	72.46%	80.00%
	一人あたりの公園面積(都市公園以外を含む)	都市公園以外を含む公園面積/人口	14.7㎡/人	15.3㎡/人

序章

基本構想の概要

第Ⅱ期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
4 風土に根ざした美しい景観の形成	美しい景観の形成に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける美しい景観の形成に満足している市民の割合	73.16%	90.00%
	景観形成事業による景観賞表彰団体	景観形成事業に関わった市民・まちづくり活動団体の表彰件数	14件	24件
	屋外広告物申請届出件数	屋外広告物許可件数(新規・更新)	331件	365件
5 地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進	人口集中地区(DID)内の人口密度 戦略	人口集中地区の人口/人口集中地区面積	5,222.9人/k㎡	5,300.0人/k㎡
	地籍調査進捗率	完了面積/計画面積	55.27%	56.24%
6 良好な市街地や集落地の整備	区画整理事業進捗率	現在施行している土地区画整理事業における事業費の執行状況から見た進捗率(決算ベース)	49.5%	62.0%
	地区内公共施設の整備状況	供用を開始した地区内公共施設(道路、水路など)の面積	13.6ha	15.6ha
	地区内宅地の整備状況	使用収益を開始した地区内宅地の面積	11.9ha	14.3ha

7 行財政

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
1 行政経営マネジメント体制の確立	行財政運営の改善に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける行財政運営の改善に満足している市民の割合	64.79%	80.00%
	若い世代の純移動数 戦略	0~49歳の純移動数(転入-転出)	-234人	-170人以下
	健全化判断比率	実質公債費比率:普通会計の公債費の標準財政規模に対する比率 将来負担比率:普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率	実質公債費比率 8.6% 将来負担比率 70.2%	基準値以内
2 まちの活カアップにつながるシティプロモーション	「こがキラ photo クラブ」によるSNSでの市の魅力発信回数	市の魅力発信をSNSで行っている「こがキラ photo クラブ」が年間に掲載した回数	85回	100回
	フィルムコミッションによる撮影数	市内において撮影された映画やドラマ等の年間の撮影数	29回	35回
	スマートフォンアプリ「コガノイロ」のダウンロード数	市の情報発信ツールであるスマートフォン「コガノイロ」がダウンロードされた総数	4,184	8,700
	広報紙の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける広報の充実に満足している市民の割合	77.23%	80.00%

政策名	指標名	備考(指標の説明等)	現状値	目標値
3 開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進	市による情報の提供に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートにおける情報の提供に満足している市民の割合	77.23%	90.00%
4 関東の中心として発展する広域行政の推進	近隣自治体との共同事務件数 戦略	他市町村との広域連携により実施している共同事務処理件数	12件	15件
	昼夜間人口比率 戦略	昼夜間人口比率 (昼間人口 / 夜間人口)	0.93	1.00

序章

基本構想の概要

第II期基本計画

1章【市民協働】

2章【健康福祉】

3章【教育文化】

4章【産業労働】

5章【生活環境】

6章【都市基盤】

7章【行財政】

資料編

用語解説

あ行

アダプト・プログラム	市民と行政が協働で進める、まちの美化に向けた取組のこと。アダプトとは英語で「養子にする」の意味であり、公共の場所などを養子に見立て、市民が里親となって美化活動等を行うことを指す。
オープンデータ	インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータのこと。

か行

ガバナンス	統治、支配、管理またはそのための機構や方法。
キャリア	経歴や職歴のこと。一生にわたる一連の職業上の活動や行為。
共助	身近な地域の住民同士などで互いに助け合う行為。
クイックプロジェクト	地域特性を踏まえた新たな整備手法（道路線形に合わせた施工等）により、低コストで効率的な下水道整備を行い、未整備地域の解消を目指す計画。
グリーンツーリズム	緑豊かな農山村地域において、農林業の体験をするなど、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられる。
健康寿命	一人の人間の生存期間（平均寿命）のうち、元気で活動的に暮らせる期間のこと。
減災	災害後の対応よりも事前の対応を重視し、計画的に取り組むことで被害の軽減を図ること。
公開承認施設	文化庁が認定した国宝・重要文化財の公開に適合した施設。企画展における重要文化財等の公開手続きが簡素化されるといった優遇措置が受けられる。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数。
高齢化率	全体の人口に占める 65 歳以上人口の割合。
コンパクトシティ	90 年代初頭から着目され始めた都市形態のこと。様々な都市機能を小さなエリアに集中させることで、歩いて生活を完結させ、効率的で環境負荷が低い街を実現しようという考え方に基づいている。

さ行

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー源の総称。太陽光発電、風力発電、バイオマス利用、水力発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、地中熱利用等がある。
暫定水利権	水源が安定的に確保されていない水利使用で、許可期限の到来とともに失効する水利権。

ジェネリック医薬品	新薬の特許が切れた後に、厚生労働省の承認を得て製造・販売される薬のこと。新薬に比べて開発費が大幅に削減できるため、新薬と同じ有効成分・同等の効き目でありながら、薬の価格を低く抑えることができる。
循環型社会	持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効活用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどを目指すこと。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方として使われる。
指定管理者制度	公の施設の管理に株式会社・民間業者などを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的として、地方自治法の一部改正により導入された。
情報セキュリティポリシー	組織における情報を守るために施す対策や、規約をまとめた文章のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度。
セーフティマイタウン	市民が警察などと連携し、地域の見回りをしたり、防犯教室を開催したりして、地域の安全を守る活動。

た行

長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。一定の基準を満たした認定長期優良住宅は、税制面での優遇などを受けられる。
テーマコミュニティ団体	特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うコミュニティ団体。
転作物	生産調整によって稲から他の作物へ栽培をかえることを転作といい、代表的な転作物として大豆や麦が挙げられる。

な行

年少人口	0歳から14歳までの人口のこと。
------	------------------

は行

パブリックコメント	政策や計画、条例の立案にあたり、行政が原案を公表して事前に市民から意見を求め、施策に反映させる市民参加の手法。
バリアフリー	障がい者や高齢者など自立した生活ができるように、道路や建築物など物理的な障壁だけでなく、制度や人権、さらには文化や情報、意識などの障壁を取り除くこと。
樋管（ひかん）	用水の取り入れや内水の排水などのため、あるいは洪水の時に支川や水路への逆流を防ぐための施設。
ファシリティマネジメント	所有する土地・建物・設備などを経営にとって最適な状態で運営し、維持するための総合的な管理手法のこと。近年、この手法により公共施設の管理・運営にあたらうという地方自治体が増えている。
ファンドレイジング	NPOなどの公益的な法人が、その活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為を称する。
フィルムコミッション	映画等の撮影場所の誘致や撮影を支援することによって、地域活性化、文化振興、観光振興を図る。

ら行

ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。各締約国が自国の領域内にある湿地を指定するほか、湿地及びその動植物の保全のため取るべき措置について規定している。
レセプト	診療報酬明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する。
6次産業化	農林水産業と2次産業・3次産業を融合・連携させることによって、農山漁村の有する農林水産物、自然エネルギー、伝統文化などの「地域資源」を、食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出し、地域ビジネスや新産業を創出すること。

A ~ (アルファベット)

AI	Artificial Intelligence の略。学習、推論、問題解決、判断、知識表現など人間の能力に近い機能を持ったコンピュータによる情報処理システムのこと。
CSIRT	Computer Security Incident Response Team の略。外部ネットワークを介してのコンピュータへの攻撃や脅威に対処する組織体のこと。
ICT	Information (情報) や communication (通信) に関する技術の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味だが、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確にしている。
LGBT	Lesbian (女性同性愛者)、Gay (男性同性愛者)、Bisexual (両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー: 出生時に診断された性と自認する性の不一致) の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー (性的少数者) の一部の人々を指した総称。
NPO	Nonprofit Organization の略。政府や私企業とは異なった独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
PDCA	Plan (計画)、Do (実施・実行)、Check (点検・評価)、Action (処置・改善) を一連のサイクルとして、継続的に実施することにより、事業等の改善を目指す手法。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
RPA	Robotic Process Automation の略。人工知能を備えたロボット技術等により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。
SDGs	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS の略で、持続可能な開発目標と訳される。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、環境、経済、社会に関する17のゴールと169のターゲットで構成されている。取組の主体は政府、企業、地域、市民などあらゆるレベルで取り組まれることが期待されている。
SNS	Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して、社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

第 2 次古河市総合計画 第Ⅱ期基本計画

編集・発行

古河市企画政策部企画課

〒 306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地

T E L 0280-92-3111 (代表)

H P <https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp>
